

---

平成22年 第3回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成22年3月10日(水曜日)

---

議事日程(第3号)

平成22年3月10日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問
- 

出席議員(14名)

1番 板 井 隆君	2番 仲 田 司 朗君
3番 雑 賀 敏 之君	4番 植 田 均君
5番 景 山 浩君	6番 杉 谷 早 苗君
7番 赤 井 廣 昇君	8番 青 砥 日出夫君
9番 細 田 元 教君	10番 井 田 章 雄君
11番 足 立 喜 義君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀 尾 共 三君	14番 石 上 良 夫君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 谷 口 秀 人君 書記 ————— 伊 藤 真君

書記 ————— 本 田 秀 和 君

書記 ————— 加 藤 潤 君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	—————	坂 本 昭 文 君	副町長	—————	藤 友 裕 美 君
教育長	—————	永 江 多 輝 夫 君	病院事業管理者	—————	田 中 耕 司 君
総務課長	—————	森 岡 重 信 君	財政室長	—————	唯 清 視 君
企画政策課長	—————	長 尾 健 治 君	地域振興統括専門員	—————	仲 田 憲 史 君
税務課長	—————	米 澤 睦 雄 君	町民生活課長	—————	分 倉 善 文 君
教育次長	—————	稲 田 豊 君	病院事務部長	—————	陶 山 清 孝 君
健康福祉課長	—————	前 田 和 子 君	保健対策専門員	—————	櫃 田 明 美 君
建設課長	—————	三 鴨 義 文 君	上下水道課長	—————	頼 田 泰 史 君
産業課長	—————	景 山 毅 君	監査委員	—————	須 山 啓 己 君

---

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（石上 良夫君） ただいまの出席議員数は 14 人です。

地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石上 良夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

2 番、仲田司朗君、3 番、雑賀敏之君。

---

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（石上 良夫君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

日程第 3 町政に対する一般質問

○議長（石上 良夫君） 日程第 3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、9番、細田元教君の質問を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） おはようございます。

議長より許可いただきまして、久しぶりに一番バッターになりました。また、町民の皆さんには、この天候不順で大変でございますけども、どうか体に気をつけられまして、また新型インフルエンザが終わりましたらノロウイルスが発生しているようでございます。十分体に気をつけられまして頑張っていたきたいと思えます。

それでは、通告いたしました一般質問をさせていただきます。大きな項目で1つだけでございます。

これは22年度の町政施政方針について、幅広いでございますけども、一番最初の議会の冒頭に町長が延々1時間近く施政方針述べていただきました。それを踏まえてでございますが、今、国は政権交代なりまして、今までから変わります、政治主導で国が今動いております。その新政権のもとでこの間、新年度予算が衆議院を通過いたしました。今までにない国債を発行し、膨大な予算の内容になっております。これは当然、地方におりてまいりますし、地方もその影響を受けます。国の地方財政計画に基づいて地域の、地方の財政は成り立っておりますので、それらが今までの自民党政権から民主党政権にかわり、また多大な国債を発行し膨大な予算で本年度、日本を動かしていく、それも官僚ではなく政治主導で行っていくという大きな名目で今動いておりますが、これが実際に私たち町民の生活に、また町全体にどのように反映されるのかを伺うとともに、この膨大な借金が将来に不安を残しております。これらも含めまして、今回の我が南部町の当初予算に関しましても、また来年、再来年につきましても、昨年との、自民党政権との、民主党政権にかわりまして、これがどのように影響があるのか。また町長はこのたびの選挙はマニフェスト選挙で当選いたしました。このマニフェストと民主党政権とのかかわりについて、どのように変わっているのか詳しくお聞きしたいと思います。これについては各、我が町には総務課を初めいろいろな課がございますが、それらの具体的にその課で所轄している諸問題がどのように影響され、またどのように発展されるのかも詳しく伺いたいと思えます。

まず、第1点には総務関係でございまして、総務といたらやっぱり財政でございます。この新政権になって、この財政について自民党政権と民主党政権にかわってどのように変わり、町民の生活にどのように影響が財政の面から起ころうとしているか、またこのように変わったか、それらを教えていただきたいと思えます。

2番目には、健康福祉課所轄でございます。もちろんこれには保健・医療・福祉、これらのこ

とが新政権になってどこがどのように変わったか、また、これは去年まではやっていた事業だが、ことしからできない、かわりにこれができる、そういうことを町民に教えていただきたいと思います。

一番いろんな施策のもとになる企画についてでございます。これも我が町のこれからの施策を企画する大事な部署でございます。これらが国の膨大の予算のもと、また南部町もこれに続いて財政計画をもとにしてどのような企画がされ、町民のためにどのような企画が去年と比べてこうなんだ、教えていただきたいと思います。

また、産業課におきましてはもちろん農林でございます。農業関係では、所得問題について大転換が行われました。これらについて、我が町も農業については、もう8割方が農業の関係でございます。兼業農家もでございます。林業も緊急雇用でいろいろやっております。これらについてどのように変わったのか、また今後どのように変わるのか教えていただきたいと思います。

最後に、教育関係でございます。教育についても今回の予算を見ますと15カ月予算でございます。我が町の予算です。これはほとんどが、大部分じゃないですけど、ある程度は教育関係でございます。この教育問題、ハードはこれでできたと私は思っております。今度はソフトの面について今後どのような展開されるのか、自民党政権のときはこうだったけども新政権になってこのような状態でうまくいきそうだと、希望のあるいろんな展開を聞きたいと思っております。

壇上からでございますが、大きな網かけをいたしました。詳しくは町長の所信表明である程度はわかりますけど、今言ったのはもう一步掘り下げたことを伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。壇上からは以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 細田議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。平成22年度の町政施政方針についてでございます。

まず、町財政について、昨年度と比べてどうなのかということでございます。

国のレベルで申し上げますと、財務省が明らかにしています平成22年度一般会計予算における公債金、いわゆる国債の発行額は4兆3,030億円とされており、税収である3兆7,960億円をはるかに上回っております。一般会計が9兆2,992億円に占める割合は48%にも上り、平成21年度の37.6%と比較して実に10%、1兆円以上も増加しております。このような膨大な金額である以上、南部町において影響がないとは到底考えられません。今後国における歳入の大幅な増がない限り、町にとっても厳しい状況となることは否めません。したがって、今後より一層スリムな行政を目指し、職員一丸となって最少の費用で最大の効果を上

げるように努力しなければならないと思っております。

一方、地域でできることは地域ですという地域の主権の確立に向け、地域に必要なサービスを確実に提供できる財源を確保するとしています。企業収益の悪化、個人所得の減少による税収の減、社会保障関係に関する経費の増などという厳しい地方財政運営への配慮により、地方交付税を1兆733億円増としております。また、これとは別に地域活性化、雇用など臨時特例費として9,850億円も確保されております。したがって、今年度は自由な発想で使用できる一般財源がふえたこと、また国の経済対策で事業実施ができることから、単年度の財政は昨年度と比較して少し改善されるものと考えております。

南部町における平成22年度一般会計予算につきましては、63億7,500万円の規模とし、平成21年度当初予算比4億1,200万円の増としておりますけれども、その歳出の内容としましては、子ども手当の創設による1億657万3,000円の増、緊急雇用創出事業による1,862万3,000円の増、緑の産業再生プロジェクト事業1億円の増、庁舎省エネグリーン化推進事業8,400万円の増などの制度の創設によるもの、あるいは10割補助であり、一般財源の持ち出しのないものなどを工夫して予算を編成しております。また、歳入の内容につきましては、先ほど申し上げました地方交付税の1兆733億円の増によりまして、南部町においては1億円の増を見込んでおります。

昨年度との相違点でございますが、個人町民税につきましては約1割の減と考えております。均等割についてはほぼ前年度どおりであると思っておりますが、所得割につきましては、昨年における賃金の対前年度比ベースで約8%の減となっている関係上、多大な影響を受けることが想定をされます。法人町民税につきましては、昨今の経済情勢の悪化から法人税割の減少が著しく、4割程度減少すると想定をしております。固定資産税及び軽自動車税につきましてはほぼ前年度どおりとし、たばこ税につきましては若干の減と見ております。自動車重量譲与税につきましては、地方への譲与割合が3分の1から1000分の407に引き上げられますが、昨今の経済情勢から自動車の購入数が減少するなどの理由により減としております。地方揮発油譲与税につきましては、暫定税率が廃止されましたが税額はそのままとされることから、前年度より増としております。利子割交付金、配当割交付金、株式など譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付税、自動車取得税交付金は経済情勢に非常に影響を受けるものであります。地方特例交付金につきましては、子ども手当制度の創設により増となっております。昨年度との主な相違点は以上のとおりであります。

町長マニフェストとの関連性ですが、平成22年度一般会計予算におきましては、まず人と環

境に優しい町づくりとしては、役場両庁舎に太陽光パネル、LEDを設置することにより温室効果ガスの排出削減に取り組み、地域エネルギー自立、地球温暖化対策に取り組む庁舎省エネグリーン化推進事業、安心・安全の町づくりとしては、継続事業とはなりますが、子育て支援のために保育料を平均2割軽減保育料軽減事業、教育・文化の町づくりとしては、地域とともに子供の学力向上に取り組むとっとり学力向上支援プロジェクト事業、学校・家庭・地域が連携して基本的な生活習慣や学習習慣、基礎・基本の定着などに取り組む勉強がんばろうキャンペーン事業を、産業振興で活みなぎる町づくりとしては、養魚田栽培推進施設整備など地域農業の振興、活性化を図る汗かく農業者支援事業、ジゲの農地を守るために自発的に作業道や農地の保全を行う農業者に作業資格取得や作業内容に対して支援を行うじげの職人支援事業、住民参画で持続する町と地域の町づくりとしては、地籍調査未実施区域を対象として土地関係者が先行して境界保全をして将来の地籍調査に備える境界保全事業を、雇用対策としては、継続事業である町道・林業作業員、防災コーディネーター、グリーンツーリズム推進、森林公園など環境整備のほかに、新規事業として文書整理などの作業のための文書管理事業、国勢調査事務及び統計作業の補助と残土処分場受付事務補助のための国勢調査残土処分場受付業務補助員雇用、図書館の機能拡大のための準備作業を行う図書館開設準備補助員雇用、県から移管される福祉事務所開設のための準備作業を行う福祉事務所開設準備補助員雇用、地籍調査事務作業増のための地籍調査補助員雇用、特産品の販売ルートの確保を行うコーディネーターを配置して販売開拓及びPRなどを行う地域プランナーなどを考えております。南部町といたしましては、自助・共助・公助のまず自分から、次は仲間と一緒に、そして行政も巻き込んでの精神にのっとり、よりよい南部町を目指して努力をしてみたいと思います。

今後歳入が大幅に増加するとは考えにくく、しばらくの間、厳しい財政状況が続くと考えております。しかし、町民の皆様は南部町に住んでよかったと言ってもらえるように、知恵を絞り、マニフェストに沿った事務執行を行わなければならないと考えております。今後も適切な財政運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、保健・医療・福祉についてでございます。

既に御承知のように、国におきましては後期高齢者医療制度や自立支援法など住民生活と切り離すことのできない制度について抜本的な見直しを予定されていますが、具体案が示されていないところであります。町としましては、切れ目のない施策が展開できるよう見直しに的確な対応をしていかなければならないと考えております。

さて、新規事業から申し述べてまいりますと、子育て支援として4月から児童手当が子ども手

当となり、1人当たり月に1万3,000円が支給されます。中学生まで対象者が拡大され、児童生徒の健全な育成と資質の向上が一層図られるものと思います。高齢者や障がい者を有する方に対しての施策ですが、救急情報活用支援事業を予定しました。事業の内容としましては、個人の医療情報などをキットに収納し保管することにより緊急時における迅速な救急対応に役立てるものであります。また、福祉に対するサービスを身近な町の窓口で対応するために、これまで県が設置していた福祉事務所を町に設置するよう社会福祉主事研修などを行いながら検討していくこととしております。西伯病院についてであります。4月から鳥取大学医学部の御配慮により小児科再開の運びとなりました。この医師には健康管理センターすこやかセンター長を勤務していただきたいと考えておりますので、乳幼児健診など各種健診業務を初めとして、医療・保健・福祉の連携が深まることを期待しているところであります。

継続事業についてですが、7月から取り組んでおります認知症対策連携強化事業については、町内の介護事業所の御協力をいただき、認知症家族・介護者実態把握調査を実施し、分析した結果を広報にも掲載したところであります。この結果報告会を行いながら家族会結成を行う準備を進めているところであります。また、いきいきサロンでの予防活動や訪問、電話による個別支援などを実施し、西伯病院と連携して町内介護事業所との勉強会も行ってまいりました。新年度におきましては、家族の精神的な支援や認知症予防プログラムの作成など、地域の方とともに実施していくように計画しております。

その他の事業についてですが、町の単独事業であります肺炎球菌ワクチン接種事業を継続して行うとともに、女性特有のがん検診なども引き続き行い、健康増進を図るよう取り組んでまいります。がんの診断と治療は早期発見・早期治療が可能となってきておりますが、この女性特有のがんにつきましては検診受診率が特に低い状況が続いております。そこで、国は平成21年度補正予算によりその対策を講ずることとし、子宮頸がん検診については20歳から40歳の間の5歳刻みで、乳がん検診については40歳から60歳までの5歳刻みでがん検診を受けていただきやすいように無料のクーポン券を送付し、受診勧奨を行いました。22年度は国の補助は半額となりますが、残りの半分は町の負担とし事業の継続を行っていくものであり、対象の方はもちろんですが、住民の皆様にはぜひとも各種がん検診を受けていただき、自分の健康管理を行っていただきますようにこの場からもお願いを申し上げます。

保健師の地域活動についてであります。地域振興協議会支援職員と保健師との合同協議会を開催し、今後は各振興協議会の地域づくり計画に位置づけられた健康福祉分野の活動を推進していくことで意思統一をいたしました。具体的には、健診受診率向上と健康づくり、高齢者などの

見守り支援、認知症が共通した課題であり、課題解決に向けて、保健師地域振興活動と、健康増進委員、福祉委員、食生活改善推進委員などが連携して取り組むことといたしました。保健師は担当地域の実態把握に努め、総合相談窓口の役割と地区ごとの協議を重ね、連携を密にすることで、協働して地域の特性に合った活動を展開してまいりたいと考えます。

また、地域包括支援センターについてであります。これは平成18年度の介護保険法の改正により創設された機関でありまして、地域住民の保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止などの課題に対して地域の総合的なマネジメントを担い、課題解決の取り組みを行うことを業務としております。南部町におきましては、健康福祉課内に南部地域包括支援センターを設置し、主任介護支援専門員と2名の保健師を配置して業務を行っています。先ほど保健師活動で述べましたように、7つの地域振興区単位に担当保健師を配置して地域包括支援センター業務に位置づけられている総合相談や高齢者の実態把握、特定高齢者の予防プラン作成や介護保険新規申請者の認定調査などを実施しています。主任介護専門員は専門的に介護保険認定者のうち予防給付対象者のケアプラン評価やケアマネージャー支援を行っています。また、認知症連携事業で述べましたように、認知症連携担当者として包括担当職員、保健師が連携して認知症についての取り組みも行っております。これらの施策を通じてmanifestoに掲げました安心・安全の町づくりを前進させるというように考えております。

次に、企画政策課についてお答えを申し上げます。

7つの振興協議会が誕生して3年が経過しましたが、いずれの振興協議会でも現在、集落計画や地域づくり計画の策定を得て、その実践段階に入っておられ、計画策定時にも増して多くの方々が活動にかかわっていただくようになっております。これら活動の中で従来は余り地域活動に参加の機会がなかった方が意外な特技や能力をお持ちになっており、活動の大きな戦力となるなど、振興協議会の活動は地域における人材発掘の役割や一人一人が地域の担い手という意識の定着を果たしております。具体的な活動としましては、地域福祉、地域コミュニティの活性化、物産品開発、地域の防災力の向上、安全・安心のための見守り、巡回活動など、多岐にわたる活動に多くの皆様がかかわっていただいております。加えて平成22年度からは公共施設の指定管理などにより自主財源の確立にも取り組まれる予定でございます。町では、これらの活動に対して新年度以降も町の施策と絡めて支援をしてまいります。

次に、manifestoの人と環境に優しい町づくりを達成するために、環境施策に力を注ぎます。

平成21年度、独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構の100%の補助によりまして地域新エネルギービジョン策定等事業を行い、木質バイオマス導入可能性を探ってきました。

その結果、設備導入費、維持管理費、燃料費などの経済的側面や化石燃料にかわる代替エネルギーの導入を国家戦略とした地球温暖化防止の観点からも耐用年数を超えた法勝寺庁舎の冷暖房機器を木質ペレットを使用した冷温水器にかえることが好ましいとの結論に至りました。このことにより、従来のものと比べると二酸化炭素が約6分の1に抑えられることとなります。以上のことを踏まえ、平成22年度中には、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会の補助によりまして木質ペレットを使用した冷温水器の導入を図りたいと考えております。また、県内の森林を活用したカーボンオフセットを推進するため、企業などからの資金を活用した新たな施策を模索します。カーボンオフセットとは、企業などが排出する二酸化炭素のうちどうしても削減できない量を別の場所、機関で削減し、その量に対して企業などが対価を支払う制度です。例えるなら、都会地の企業に削減量を売り、町の財源として確保することができる施策であります。今後具体的な検討を進めます。次に、補助率100%であります鳥取県地域グリーンニューディール基金を活用して両庁舎への太陽光発電設備及びLED照明設備を導入し、人と環境に優しい町づくりを進めます。議員御案内のとおり、この設備導入は既に設計段階に入っており、天萬庁舎の改修事業と歩調を合わせながら事業を実施し、あわせて法勝寺庁舎へも随時導入することにいたしております。

次に、雇用であります。

1月に開催した企業懇談会での町内誘致企業の状況は、自動車関連ではハイブリッド車やエコ減税などによりやや上向く傾向があるものの依然として厳しい状況にありますし、トヨタ自動車のリコールに端を発した問題からも今後大変厳しい状況になることが予想されます。食品関連では、不況下では外出を抑え各家庭内での消費がふえることから、カレーを生産しています鳥取グリコなどは業績も上向きとなっております。加えて同社は境港から就航しております定期貨客船によりカレーのロシア輸出も検討中とのことでありまして、今後の生産拡大、ひいては本町における雇用の拡大にも期待を寄せておるということであります。一方、建設業関係では、緊急経済対策がありながらも依然として厳しい状況が続いております。こういった状況の中、誘致企業各社においては、町内者の雇用には特に御配慮をいただいております。本町では、昨年1月より企画政策課に就労相談窓口を設置し雇用対応しているところですが、現在までの相談件数は10件ほど、その中で町内企業に紹介し採用された方もございます。

昨年2月から3月末までの緊急雇用政策といたしまして、他の市町村に先駆けて一般事務、調理などの職場に16名の臨時雇用を確保しました。そのうち県の基金による緊急雇用創出事業を利用し、町の直接雇用として町道・林道作業員を半年間3名ずつ、3年間で延べ18名の採用を

計画しています。ちなみに平成20年度に県の基金による緊急雇用創出事業に取り組みましたのは、県内では南部町のみであります。平成22年度の新たな緊急雇用として、文書管理業務3名、国勢調査及び残土処分場受付業務補助1名、図書館の新規開設準備補助2名、福祉事務所開設準備補助1名、地籍調査補助事務2名を採用予定です。これは半年間の採用で1回の更新が可能という契約であります。また、ふるさと雇用の再生特別事業では、今年度より防災コーディネーター7名、森林公園など環境整備事業1名、枯れ松など伐倒間伐事業として9名を3年間の委託事業として実施しています。平成22年度のふるさと雇用については、新たに地域プランナーとして農工商連携を担うコーディネーターや販売プランニングができる人材を1名募集し、育成してまいります。人材育成、職業教育の側面では、本町も加盟しております鳥取県地域雇用創造協議会でとっとり高度人材「燦然」プランと題して企業ニーズに合ったさまざまなカテゴリー、人材の育成や教育を行って就業支援をしており、現在まで、本町からも20名余りの応募がありました。緊急経済対策や緊急雇用対策など、国、県と連携し町民の生活を守る観点から最大の努力をしてまいります。

一方、建築業者に目を転じてみますと、大工さんや左官さんなどの一人親方の仕事が極端に減少しておるようでございます。施主が大手ハウスメーカーなどに発注し、昔からの大工仕事などを生業としてきた職人さんの仕事が減ってきた状況がうかがえるわけであります。原因としては、昨年10月に施主の保護を目的とした住宅瑕疵担保履行法が施行されました。これにより、新築住宅を供給する事業者に対して瑕疵の補修などが確実に行われるよう保険や供託の義務づけがなされました。この結果、建設業の許可を持たない一人親方への発注が減ったことが原因の一つと考えられます。また、景気が冷え込んでいる現在においては新築物件も減少し、修繕やリフォームといったことさえも先送りになっている状況では、これら一人親方に対する影響ははかり知れないものがあると感じております。古くからの職人さんとしてのたくみのわざがなくなることが懸念されますし、新しく職人さんを育てることも難しくなっています。このような現状を踏まえ、本町では、一人親方の持つおられる力を有効に発揮していただく方策を検討してまいりたいと考えております。例えば町と商工会がタイアップして商工会に一人親方を登録していただき、商工会を通じて技術や融資制度、国や地方自治体に政策の動向などの研修を支援することで一人親方のさらなるレベルアップと受注機会の増大を図ることができないものか、また町内の住宅などの小規模なリフォームやバリアフリー化、耐震対策などの施工もその受付窓口を商工会に一本化することで改修を希望される方がお気軽に御相談いただける環境を整え、これにより潜在的な需要の掘り起こしができないかなど考えているところでございます。

次に、農林土木についてでございます。

まず、1点目は所得向上プロジェクトです。これは平成21年4月の課長会において、南部町の所得状況が近隣町村に比較して低いため、所得向上のプロジェクトチームでも組んで対策を行うべきである旨の意見がありました。これを受けて私は、職員の皆様へというメッセージの中で、私の方から職員に所得向上プロジェクトチームの立候補はありませんかと呼びかけました。その結果、8名の職員がこたえてくれまして、所得向上プロジェクトチームを立ち上げました。マニフェストにも掲げましたとおり、我が町では農業を抜いた産業で町づくりを行うことは不可能と考えております。そこを土台に所得向上プロジェクト委員会で検討いただきました。4月から毎月1回開催し、平成22年度の当初予算編成まで十分な議論を行い、所得向上プロジェクト委員会で一つの事業に絞り込み、その結果を担当課であります産業課で整理し、新規事業として提案するところでございます。具体的な事業としては、汗かく農業者支援事業でございます。これは、販売を最終目的とした事業計画を提出していただき、養魚田整備、栽培推進、施設整備の3つの事業種目に補助を行うものであります。養魚田整備の事業費、上限は50万円、補助率は2分の1、予定しております。栽培推進の事業費、上限30万、補助率2分の1、施設整備の事業費、上限150万円で補助率は3分の1を予定しております。農作物の自給率向上、農地の利活用に大きな役割を持ってきていた小規模農家は疲弊をしております、小規模農家の活性化に資する取り組みが必要となっております。このような中、所得向上プロジェクトによる事業の実施は月3万円から5万円程度の収入アップを見込み、小さな経済を数多くつくり、従来の発想を変え、取り組みやすい小さな規模で小さな所得を継続して得ることによりまして、地域経済が潤い、地域の発展につなげていこうという新しい発想であり、これからの農業の活性化に資するものと言えます。ぜひ所得向上プロジェクトで練り上げられた事業を活用していただきまして、町としても意欲ある小規模農家が活性化するように推進していきたいと考えています。

2点目は、じげの職人支援事業です。これは中山間地域など直接支払い交付金事業、農地・水・環境保全向上対策事業に取り組めない集落の意欲のある農業者に支援を行う事業であります。資格取得と個人所有農地改良の2つの事業項目に補助を行うものであります。資格取得については、農地を保全するために車両系建設機械や移動式クレーンなどの免許取得に関する経費のうち3分の1を補助する予定です。補助額の上限は3万円を予定しております。個人所有の農地改良については、補助対象経費を材料費と実績日数による労務費としております。2分の1の補助で補助額の上限は5万円を予定しております。この事業の効果として、集落単位で国や県の事業に取り組もうとしても事務担当や会計担当が決定しないために取り組めないが、個人的には意欲が

あって、少しでも集落の農地保全を行いたいという農業者を支援するものであります。事業計画を提出していただきますが、取り組み目標や活動内容に応じて集落の中心となる人材を育成する目的も含まれます。資格取得者にはデータベース登録などをしていただき、町内の重機、トラック保有者と連携をして農地保全、作業道整備の作業を推進していただきたいと思っております。

次に、鳥獣被害対策です。鳥獣被害対策では、新規に鳥獣ハンター育成事業と捕獲奨励金について取り組みを考えております。

まず、鳥獣ハンター育成事業ですが、近年野生鳥獣による農業被害は南部町でも深刻な問題です。ワイヤーメッシュを活用した侵入防止さくを築くことによって大きな成果は出てきていますが、同時に捕獲による個体数調整も欠かせません。この事業は、農作物に対する鳥獣被害を防止するため新規に有害鳥獣捕獲に従事しようとする農業者に支援を行う事業です。事業の内容は、有害鳥獣捕獲に従事するための知識・技術習得講座の開催と新規に有害鳥獣捕獲に従事する農業者を支援するために奨励金を交付するというものであります。知識・技術習得講座については、鳥獣を捕獲するための狩猟免許取得講座やわなの効果的な設置方法、鳥獣の処理・解体技術の習得などを目的とした講座を行います。また、奨励金については、この講座を受講し新規に有害鳥獣捕獲に従事する農業者に対し交付します。現在、新規に有害鳥獣捕獲に従事するには狩猟免許の取得、狩猟登録、地元猟友会への加入が必要であり、これらの費用は合計すると約2万3,000円程度となり、大きな負担となります。この事業ではその金額の約半分の1万1,000円を奨励金として交付することで新規に有害鳥獣捕獲に従事する農業者を促進します。これらの事業を行うことで有害鳥獣捕獲の従事者を増加させ、鳥獣被害の減少を図ることができるとともに、自分たちの農地は自分たちで守るという意識をさらに強化していきたいと考えます。目標としましては、各集落にハンター1名以上を目標として推進をいたします。

また、同じく鳥獣被害対策の捕獲奨励金の交付についてです。これは捕獲従事者の捕獲意欲向上による捕獲数量増加を目指し、捕獲したイノシシ、ヌートリアに対し奨励金を交付するものであります。イノシシについては5,000円、ヌートリアについては2,000円の交付を予定しています。いずれも捕獲の実績数量に応じて交付しますが、予定数を超えた場合には1匹当たりの単価を下げて予算内で交付を行うようにしております。捕獲奨励金を交付することにより鳥獣被害の減少につながると考えております。

続きまして、林業についてですが、森林の持つ役割は、素材生産のみでなく、自然環境、生活環境を守る上でも大きな役割を果たしているところであります。その機能を維持するためにも継続した整備が必要とされております。近年、木材価格の低下から保育が不足してきており、今後

の素材生産や森林の機能低下に懸念を抱いております。国の政策も保育から積極的な生産へと事業方針を転換してきており、予算でも重点的な措置がなされておりました、有利な補助を受けられるようになっております。造林に係る補助事業については、森林組合などの事業体を通じて実施しておりますので、お問い合わせをいただきたいと思っております。

次、竹林整備についてですが、これは里山の荒廃した竹林を伐採、抜き取りなどにより再生し、適正な本数を維持することにより生活環境を保全し、竹林やタケノコ生産などの利用を目的とするものでございます。竹材としては土壌改良資材、製粉材料として、タケノコは直売所や加工施設向けとして利用が見込めます。またタケノコ生産を通じて地域間交流を深める取り組みも計画されております。事業としては、環境保全税を利用して事業費の約9割を補助する仕組みとなっておりますので、活用していただきたいと思っております。

南部町においては、マニフェストの具体的な内容として、水田農業ビジョン、農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想などに基づき地域農業の再生、農村の振興を図る観点に立ち、農家所得を向上させ、農林業を次世代に継承し、将来にわたる地域の食料自給と生活環境を確保していくことを求めていると考えて、新年度、町の農業施策転換の施策として取り組みたいと考えております。

次に、土木・建設の関係でございます。

町道改良工事では、昨年度から着工しました天萬寺内線と入蔵線を継続して実施してまいります。また、年次的に実施しておりました丸山区内の側溝修繕工事も先送りになっていましたが、平成22年度から、地域活力創造交付金、これは補助率65%でございます。これを活用して、総額2,700万円、5カ年計画で着手いたします。

近年、道路施設や水路などの老朽化が進み、各集落から補修の要望がたくさん出されております。こうした要望にすべておこたえしていくことは困難な状況ですが、少しでも早く対応していくための手法として、補修要望のあった箇所では地域皆さんのお力をおかりして町と一緒に取り組んでもらいたいという思いから、従来1事業100万円を上限に補助をしておりましたジゲの道づくり事業の見直しをして取り組みやすい制度とし、各振興区で積極的に取り組んでいただくように700万円の予算計上をしました。新規の工事でなくても、小さな傷んだ場所の補修でも、地域の皆さんが参加されて自分たちの手でやったんだという満足感を実感してもらうことで地域の皆さんのきずながさらに深まり、次の活動へと発展していくことを期待しております。

昨年実施しました橋梁長寿命化修繕計画策定のための調査結果は、町道にかかる橋の長さ15

メートル以上の橋梁は町内37カ所あり、現地調査の結果、幸いすぐに通行を禁止するような危険なものはありませんでしたが、コンクリート部分の亀裂や鋼材部分の腐食など、何らかの補修が必要なものがほとんどでございました。この結果をもとに、平成22年度では橋梁長寿命化修繕計画を策定して、橋が安全で長もちするように予防的な修繕補修を年次的に実施していくこととしております。

また、農林関係では、新事業のしっかり守る農林基盤交付金、補助率50%を使った小規模な農業施設の整備と補修事業を町内4地区で実施する予定です。これは、特に農村部での高齢化に伴って農地や山林が荒廃していく現状に歯どめをかけるため、農地や山林を維持管理、保全していく事業について国が支援をするものであります。

こうした国や県、町にあっても建設関係や農林関係では一定の施設整備が完了したところですが、今後は既存の施設を維持補修しながら長く大切に使うことも必要と考えております。町としましても、限られた財源の中、利用される町民の皆さんとともに汗をかきながら維持保全に取り組んでいきたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

教育関係につきましては教育長の方から答弁をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 続きまして、平成22年度教育行政の主要施策についてお答えをさせていただきます。

その前に、その前提となる考え方を最初に申し上げておきたいと思っております。

南部町が発足しまして6年目を迎えておりますが、教育長としてのおおむね10年間の中期教育構想の中で、今年度は後半の初年度、平成22年度は後半の2年目として位置づけております。前半の5年間は学校教育におきましては主に目指すべき学校の姿やその骨格、社会教育におきましては旧町間の仕組みや取り組みの調整、地域振興区創設によります新たな町の形への対応等に取り組んでまいりました。今年度以降の5年間は、南部町の特色ある教育の創造に向け、より具体的にその方向性を明らかにしていかなければならないと考えております。

平成22年度教育行政の大黒柱となる2つの主要施策についてお答えをいたします。

まず、第1点目は、教育委員会事務局の機能強化であります。具体的に申し上げますと、事務局に新たに学校教育を担当いたします指導主事を3年間の予定で配置をいたします。この目的は、1つは学力向上対策、2つ目には小中一貫教育を見据えたカリキュラムの統合、そして3点目は学校評価の一層の充実であります。学力向上につきましては、3年間にわたる全国学力・学習状況調査結果を踏まえて、教員の授業力の改善や学校間格差の是正について教育委員会の指導、助

言、支援を強化をしようとするものであります。また、カリキュラムの統合につきましては、この2年間、十分に進められなかった小中一貫教育を見据えた準備作業に具体的に着手しようとするものであります。学校評価につきましては、保護者や地域の皆様の評価への取り組みを通じて、地域とともに歩む学校教育を一層前進させたいと考えております。また、現在おります杉本指導主事につきましては、従来の業務に加えて新たに保、小の連携強化に当たらせたいと考えておりますし、2点目の主要施策とも関連いたしますが、現在ございます室制から総務学校教育課及び人権社会教育課の2課制を引き、事務局体制を強化をしたいと考えております。

2点目は、天萬庁舎複合施設化への改修によりまして、町の教育センターとしての機能の充実を図るということであります。既に御承認いただいておりますように、1階に図書館、2階、3階を公民館として活用していただくとともに、3階に小ホールを配置し、町立図書館及び町公民館西伯分館とともに本町における学びの拠点施設化を推進をしております。具体的には、教育専門職としての社会教育主事の任命、生涯学習のある町づくり推進プロジェクトの立ち上げ、町づくりの基盤とも言える地域振興協議会との一層の連携強化、そして図書館の充実によりまして暮らしの中に図書館のある町づくりを大きく前進をさせたいと考えております。また、天萬庁舎には総合窓口が配置となりますので、行政機能と教育機能の連携によりまして教育基本法に新たにうたわれました生涯学習社会の理念実現に一層邁進してまいりたいと考えております。

最後に、給食センター調理業務の民間委託について触れておきたいと思っております。平成19年度に西伯給食センターの調理業務を民間委託し、3年間取り組んでまいりました。この間、県や他市町村でも給食調理業務の民間委託が大きく進展したことは議員もよく御承知のことと思っております。先に結論を申し上げますと、本町の場合、当初いろいろ御心配をおかけいたしましたでしたが、全く問題はございませんでした。直営時と同様、学校栄養職員により毎日異物混入等がないか検食を行い、あわせて主食のかたさ、盛りつけ、色彩、味つけ、分量、鮮度等について確認をいたしておりますが、比較的早い段階で学校栄養職員が想定をした調理ができており、安心して任せられるとの評価をいたしております。さらに業者の徹底した職員研修により調理員の安全衛生管理意識は極めて高いと考えております。また、このことにより学校栄養職員が栄養教諭として食育指導に教壇に立つことも格段に多くなり、食の教育の一層の充実につながっておりますし、正規職員配置に比べ経費の節減効果は言うまでもございません。こうしたことを踏まえまして、新年度より会見給食センターも民間委託とし、調理業務はもとより物資の検収や配送、残菜処理等の業務も委託したいと考えております。

以上でお答えいたします。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） あと7分しかありません。私、そんなにしゃべったかなと思ったんですけど。（発言する者あり）あと23分あるということ。びっくりした。なら、ゆっくり言います。

総務関係でございます。ちょっとその前に、町長から所信表明で最初言われた、初日言われたより丁寧に答えていただきまして、ある程度わかりましたが、それ以外にいろいろお聞きしたいと思います。

財政についてでございます。我が町の標準財政規模は40数億円だとさっきお聞きしました。本年度の予算は60何億だったか。（発言する者あり）63億円。ということは、大体約20億の差があると。我が町で標準財政規模を上げるのか、上げたいと思います。まず上げる方策とか考えがあるかどうか、それとも、予算を削るわけないと思います、そんだけかかるので。そういうのがありましたならば、今後町財政を守るためにも必要だと思いますけども、1点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 財政標準需要額ということ……（「標準財政規模」と呼ぶ者あり）標準財政規模でございます。これは町の方が独自に決めるというものではございません。国の方で規模というものを決めますので、今は45億の規模がありますけども、これに63億の金を使ってるという状況でございますので、やはりそこに近づけるようなことを考えていかなければならないと思っております。その上で、そういうものに近づけながらやはり町としても課題解決のための事業もやっていかないけないということもありますので、そちらの方ばかりに行くというよりも、それもやりながらやはり町の課題解決に向けた予算もつけながらということでございますので、なかなか難しい進み方になると思います。よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この問題は確かに難しいと思います。標準財政規模は我が町は45億、我がこの1万2,000の人口でこういう規模なら標準財政では45億かかりますと、だけでも我が町の当初予算は63億、ということは、標準財政規模をもっと上げないけんと思う。だけど、今、総務課長は大変厳しいと。町長、具体的にはどのようなことを改善したら標準財政規模が少しでも上がると思われるのかお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほど標準財政規模は国が決めるということを総務課長が答弁し

ましたけれども、標準財政規模は自治体が標準的な行政活動を行う上で必要となる一般財源の額でございまして、その自治体の標準的な税収入額に普通交付税、臨時財政対策債発行可能額を加えた額で算出されます。普通交付税の額につきましては、これは基準財政需要額を広げていけば交付税は基本的には上がっていくということになります。それから、税収ですね、地方税収をどんどん上げていけばこの標準財政規模は膨らんでくるというものでございますので、そういう努力をしなければ標準財政規模は大きくならないということでございます。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 要はやっぱり1万2,000の人口で、一番もとになる人口とか町税等をアップせないけん。本年度は町税が大体1割、前年度に比べて減なんです。それで、それに向かって施策として特に農林業のいろんなプロジェクトをされましたね。今説明聞きましたら、農業に関しての所得が2万か3万、5万ぐらい、小口でもたくさん出てアップするように。基本的には町民の所得向上を、今は農業施策で一応聞きましたけども、ほかにはどのようなことを考えておられるのかお聞きしたいと思います。税収アップの方策。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 今、町が考えておりますのは、やはり就業機会を確保するということが一番ではないかというように思っております。したがって、その手段としての企業誘致、あるいは既存企業の支援というようなことでさまざまな支援をしながら、企業活動の維持発展というようなことを通じて町民の雇用機会の拡大、そしてひいては所得の向上というようなこと、あるいはまたかねてから行ってまいりました人口増加施策、町内の分譲宅地の造成などを行って若い人に町内にとどまっただく、あるいはまた町外からの転入をしていただくというようなことをもって町全体の税収の確保というようなことをやっけてまいりました。ただ、よく考えてみますと、やっぱり農業の分野でいささか所得が低いという現状があるわけでありまして。これは農政が今、戸別所得補償制度など小さな農業者にも支えができるような政策に変わってきつつあります。従来は大型化を目指して農業所得を確保しようと、あるいは農業の振興を確保しようということでも来たわけですけども、ここに来てやっぱりそれを支えているのは大型農業ばかりではないという政府の観点もあるわけございまして、そういうところに着目しながら、小さな農業での小さな経済というものを、循環していく小さな経済というものを育てていき、そこから少しずつ拡大していくような農業施策も必要ではないかと、このように考えまして、農業所得の向上を目指したさまざまな施策も今回提案をさせていただいているわけでありまして。そのような、これさえやれば何とかなるということではなくて、総合的な施策を講じて町の財政基盤をできるだ

け確立をさせていくということが必要ではないかと、このように考えております。

それから、申しおくれましたけれども、商工業者の育成、発展、活性化というようなことについてもしっかり支援をしていかんといけんというように考えております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 順番に行こうと思いましたが、農業から出ましたので農業からお聞きします。

今回予算で特徴のあるのは農業関係でいろんな施策ですごい施策がことしは出てますね、課長。その中で去年、我が議会で高知県の梶原町に視察に参りました。それは産業課長も同席しておられました。あそこの梶原町、林業ですね、主体が。町が主体となって林業関係者とタッグ組んで一緒になって林業所得を向上されて、その町の基金が我が町の予算と同規模ぐらいの基金を持っておられたのにはびっくりいたしました。今回農業プランナーでしたかいね、農業振興公社か、に派遣されるようには聞いてましたが、それ派遣だけで終わるのか、町も一緒になって、梶原町に行ったときのように、町と一緒にその産業を育て、販路拡大のため、あのときは職員も一緒にいろんなところにバイオマス売りに歩いとったと聞きましたね。そういうことができるのかできないのか伺いたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。今、細田議員さん言われたように、梶原町は確かに林業でやっておられました。なかなか南部町につきましては、やはり農業が主体だというふうに思います。先ほど町長が申しましたように、大きな特産品を開発してみんなでやっていこうというようなことはなかなか我が町では難しいんじゃないかということがあります。ということから、ちっちゃな農家といいますか、個々の農家で意欲のある方、そういうところで努力をしていただいて、その成功例をもとにどんどん広げていくような施策をとっていったらというふうに思っています。先ほど地域プランナーの話がありましたけども、農村振興公社では今、学校の食材供給等を行っております。そこに出てきます食材をもっと有効的に提供していただくと。といいますのが、今では農家は大根なら大根というのはとれる時期が一緒でございまして、同じものがどんと一遍にできてしまうというようなことがありますので、そこら辺の時期の調整でありますとか、そこで余ったものについては食材供給以外の方にもっと出していくというような形で所得を上げていくような形をとりたいと思います。そういう役目をこのプランナーの方に担っていただきたいというふうに思っています。町はじゃあ任せてしまって何もしないのかということですが、当然町もかわりを持ちながら一生懸命売り込みなりに行ってまいりたいと思っています。以

上です。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 我が町で今結構話題になっている産物がマコモダケと竹するめだったかな、があります。東京のアンテナショップでも売れてるとは聞いてますけども、このマコモダケなんか、生産者が一生懸命販路とかいろいろやっておりました。町もかかわっておられたと思いますけども、それは一部の、僕が知ってるのでは副町長等が東京に出られたときにこういうようなものがある、町長が出られたときはこういうものがあるけんなんて、そういう責任というか、町の責任者がそのようにしておられる。そういうプロジェクトみたいな、今プランナーと言われました、ああいうのはもうちょっとその辺を拡大して、今、一応それなりに所得というか収入というか売れてるのは、それはマコモダケと竹するめ……（「山」と呼ぶ者あり）山するめか、済みません。これなんですね。これをいろんな方向で、もうちょっと拡大するという方法を何か考えておられますか。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。今のPRの関係ですけども、昨年もいろんなイベントがありましたときにはどんどんそのイベントに参加をいただいて販売をしていただいたり、やはりそういうところでの販売促進といいますか、そういうような形で現在のところは行っておりますので、今後もそういう大きなイベントがあったりですとか、県の東京事務所、大阪もありますけども、そういうところに持ち込みながらやっていきたいというふうには考えております。たまたま昨年、さっきマコモダケの話がありましたけども、PRしかけたらもう材料がないというようなことがありましたんで、今そこら辺で保管をしながら長期間売っていけるようなことを考えてはおりますので、よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） こういうことを話すとだんだんと夢がわいてきまして、例えばこれからいろんな中でイチゴとかありましたね、中に。そういう南部町の産業組合か何か、そのようなものをつくってそこで一括で販売確保やるとかできないのかな。単発単発で縦割りでやるでしょう。そういう組織ということを一いつ考えられるかどうか、考えた方がおもしろいんじゃないかなと思うんだけども、販売促進協議会みたいなものですか、いかがなものでしょうか。私の私案でございます。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長であります。南部町の特産品さまざまあるわけですし、こ

のたびの農業振興大会のときにも南部町の特産品なり、そういうものを一堂に会しまして、皆さんの知っておられない特産品なんかもあったかというふうに思います。ああいうような形で町内にはこういうものがあるんだよというものをまず知っていただいて、それからそういう方々の組織を取りまとめるといいますか、いたしまして、ただ残念なことに今のところは供給量というものがまだまだ少のうございます。そこら辺で品物については供給量を上げながら販売をしていくような形をとっていきたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 供給量が少ない。一番多いのは米なんです、ほんなら、我が町の南部町産の米をブランドにする方策を考えておられますか。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。南部町の米もいろんな米があるわけですけども、今のところは町内一本でこういうものだというもので売り出すようなことは考えておりません。ただ、法人福成では「ふくなるおこめ」というネーミングで販売をしておられますし、それからホタル米というような形で売り出しを計画しておられるところがありますし、そういう個々の集団といえますか、そういうところの販売のお手伝いをしていけたらというふうには考えております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 確かに福成の農業公社が福がなる米で、あら、おもしろいなと。この販路を、今、南部町で一番大きいのはお米なんです。この近辺でブランド米といったら、八郷米でしょう。お隣は仁多米でしょう。食べてみや大して変わらないとは思うんですよ。それだけ自信持ってほしいということです。今、東南アジアで日本食ブームなんです。日本酒も韓国で売れ出したと。そのもとになるのはお米なんです。せっかく貨客船ですか、あれもある、そんなのは業者では大変なんです、私たちの行政がかかわらなきゃ。そういうこととしてウラジオストクとか、もう大きな話します。韓国とか釜山経由でウラジオストクに南部町産の福成米、南部町米、ホタル米、アイガモ米、何でもいいと思う、電気炊飯器と一緒に売るといようないろんな発想を考えたことを考えていただきたいと思いますが、これで終わりますのでええ返答を。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長であります。今の貨客船での販売というか、ロシアとのことでもありますけども、町長の答弁というか施政方針演説の中にもあったというふうに思いますけども、今後やはり、南部町には鳥取グリコがありまして、カレーをつくっておられます。カレーとパッケージにして米を売るとか、そういうところの関係につきましては、今、県の方と

いろいろ協議をさせていただいております。米を外に出すということはいろんな条件がかかってくると思いますので、そこら辺のところを今、協議中でございますので、お待ちいただいたらというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。米の問題についてちょっと補足をしておきたいと思います。

施政方針の方でも言いましたけれども、グリコが定期貨客船を使ってロシアにカレーの輸出というようなことを計画なさっておられまして、このカレーの輸出に伴って、水分の安定しておる古米とか古々米とか、そういうものを一緒にセットで輸出することはできないかというようなことを現在いろいろ検討中でございます。

それから、ホタル米というのはブランド化を目指しております。これは最低はで干しをするということを条件にしてホタル米の名称をつけて売り出そうというようなこと、アイガモ米は御案内のとおりであります。福成米はふるさと納税で景品にいろいろなものを、町内の特産品を御紹介しておりますけれども、聞くところによりますと、この福成米が一番寄附をいただいた方に人気があるということでございまして、これは験を担いでおられるのではないかと思います。そういう消費者の性向というものもとらえながら南部町の米の差別化というものを図って特徴を持たせて売り込んでいきたいと、そういう努力をしたいというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ぜひお願いしたいと思います。私もびっくりした。福成米、あるお店で見まして、あら、ええネーミングだなと。皆さんも何か幸せそうな顔をして食べておられました。やっぱりこういうような一つの発想だと思うんです。南部町で一番余計とれるのは、安定的にとれるのはお米だと。仁多米が一番よかったのは、台湾でブランド米になってるんだと。あれは炊飯器と一緒に送ってるんだと。あれ普通に炊いたって、あちはインディカ米でばさばさですので、このようなこともぜひとも検討していただきたいと思います。

続きまして、福祉関係に行きたいと思います。待ちに待った福祉関係でございます。

いつぞやの一般質問のとき、保健・医療・福祉の連携ということで大変厳しく何回もしつこく言わせていただきました。その中で今回予算計上されました救急キット、これは東西町がもと出しで、これは地元の地域福祉委員さんの方からの提案なんですね。おまけに東西町は高齢化率が今、町全体と同じぐらい高い。独居高齢者が多い。これらのことにかんがみまして、一番緊急で大事なことだということでやらせていただきましたが、これはもう今後各振興区にどんどん広げられるのは当然だと思いますけども、確認したいと思います。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。救急キットでございますけれども、振興協議会の方とまず御相談をしながら、御希望の方の方に配置をしていきたいなというふうに現在のところは考えております。早速一振興協議会の方からは数を取りまとめているからというふうな申し出も受けておりますけれども、全体的にお諮りをして相談をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ぜひお願いいたしたいと思います。今回、さっきの町長答弁、また施政方針にありました西伯病院に小児科医師が参ります。それでこの医師がすこやかセンター長になってこれから保健事業にも携わる。今まで各病院の院長さん等がセンター長になってましたが、もう完全にこっちに、小児科をしながらですが、具体的には小児科の健診等は今お聞きしましたが、ほかに地域にはどのような形でやられるのか伺いたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。御指摘のとおりでございます、これまでは西伯病院の副院長さんの方にセンター長を兼務していただいております、診療の方が、医療の方が一番でございますので、なかなか御相談をしかねたり、そういうお時間が割いていただけなかったりというようなこともございましたが、今度4月からは小児科のドクターが兼務をしていただくということで、これも診療と兼ね合いを考えながら運んでいかなければならないところでございますけれども、具体的には小児科の先生がいらっしゃるから御相談をさせていただきたいと思うところですが、内科でなくて小児科でございますので、小児科の方、お子さんたちを中心とした施策を展開していくことになろうかと思っております。ただ、学校関係、保育所が主体とはいってしましても、地域医療を担っていく西伯病院でございますので、各介護施設とか町内の事業者とかいろいろ連携をさらに深めていくことになるのではないかなというふうに考えております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） その連携というのが大事でございます、何ぼ小児科の先生でも地域に出られれば必ずお医者さんの目で見ればあれっというところはたくさんあるんです。お医者さんというのは、小児科の先生かもしれませんけども、やっぱりドクターはドクターです。それで中には障がい者、高齢者、いろんなどで、やっぱり基礎的な知識を持っておられますので、いろんな問題がわかると思う。要はそのセンター長さんがぜひとも、学校中心と言われましたけ

ども、振興区中心にも出ていただきたいということを要望しておきます。

それと、病院のことが出まして、西伯病院のことについて若干お聞きしたいと思います。西伯病院、地域医療について過去もいろんな先輩議員、私もですが、質問いたしましたし、模範回答もいただきました。しようにもなかなかできない状況であります。それはよくわかっております。私も町の開業医さんにお聞きしましたら、西伯病院は第二次医療に特化したらどうかと、地域医療がこの西部圏域で充実してるのは日南病院と日野病院だと。よう考えてみれば、町医者が、開業医さんがおらんから病院がそれを面倒見ないけんということもあったかもしれませんが、我が南部町には開業医さんがおられます。ほんなら地域医療をそこに任せて第二次医療に特化できるかどうか、そういうことは経済的なこともあろうと思いますが、管理者はどのように考えておられるのかお聞きしたい思います。

○議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。今、二次医療に特化したらどうかという細田議員の御意見をいただいたところでございます。日南病院、日野病院もそうでございますけれども、そのの院長等がおっしゃいますには、大体患者の七、八割が要するにプライマリーケアといいますか、総合医で対応できると、あとの二、三割が専門医に紹介する患者様だということでございます。地理的条件は米子市内に近いということもございますけれども、西伯病院にお見えになる患者様の種別と申しますか、そこを考えますと、やっぱり二次医療だけではとても回り切らないと。それと、たまたま近くで開業しておられる民間の病院でございますけれども、頑張っていたいておましてあれですけども、キャパとしてはもう開業医の先生方もいっぱいではなかろうかと。私の方の病院も本当は効率がいい方がいいわけでございますけれども、やっぱり外来患者様を受け入れていかないと厳しい環境、患者様が少ないといいながら多いわけでございます。そういうことから見ますと、二次医療で特化して云々というのは経営的にもこれは非常に難しいと。したがって、もちろん二次医療も当然やっていくわけでございますけれども、やっぱり少し時間的にも規模的にも余裕があるかかりつけ医の役割も果たしていく病院ではないかというふうに考えております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） わかりました。開業医さんは外来だけじゃないです。開業医は外来と往診、訪問診療をして経営を安定しておられるんです。ないのは入院設備だけ。西伯病院は、あるのは入院設備と外来がある。できにくいのが訪問診療、忙しくて。それで、要は訪問診療は余りしなくてもいいじゃないかという意味にとれたんですけど、そういうことで、ならば訪問診

療は開業医に譲って、外来というのはそのお医者さんが好きだから信頼関係で来られる。西伯病院はそれをどんどんしていただきたいと、こういうことでできないのかなと。それで経営的にどうかなと。

それともう一つ私の私案で、ちょっと問題発言になるかもしれませんが、鳥大と電子カルテの総合参照をやってますね。ならば、これを発展的にもっとやって、鳥大の分院にしてしまったら、極論です、なったらどうなるかなというやに思いましたけども、管理者はその辺も恐らく経営的に考えて、ぱぱぱと頭の中でそろばんはじかれたと思いますけども、いかがなものかお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。細田議員も随分ドラスティックな発言をいただきまして、一番ネックになりますのは職員の身分のことであろうと思います。それと大学法人における財政上の問題があって、そこはなかなか難しい、ハードルが随分高いなということは思っております。ただ、そういうことが可能であれば経営的には非常に楽になります。まず医者不足、看護師不足、考えなくてもいいと、そして名前がつきますから、そして医療のレベルも高度化できると、そういうふうになれば本当にいいと思います。そして大学病院にしましても、いわゆる地域医療の実践の場ができると。やっぱりドクターを育てるについてもそう考えますと非常に重要な役割が果たせるというふうには思っております。ただ、それは置きまして、先ほどおっしゃいました、いわゆる開業医は訪問診療もたくさんして頑張っていたいでございますけど、前にも申し上げたかわかりませんが、今、うちのドクターでございますけども、1人が受け持つ患者様の数は非常に多いわけでございます。全体のドクターが年に1億五、六千万の収益を上げてるわけでございます。大学でいいますと、教育もございまして、五、六千万ぐらいでございますね。そうしますと、単価が高い大学病院と単価の安い西伯病院ではドクターの働きは極めて係数等からしましてもハードでございます。そういう意味で、外に往診にどんどん出かけるというのは非常にきつい面がございます。そういう意味で、きちんと民間の開業医の先生方とすみ分けをして、そしてそこで状態が悪ければ西伯病院に紹介していただく、そういうような連携がきちっとできますと経営的にももう少し双方がよくなるという関係が構築できるというふうには思っております。そして、ここが今置かれてる課題であるというふうには思ってるところでございます。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 新しい田中管理者は地域の開業医さんと余りしがらみがござい

せんので、ぜひそのことを、何も真っ白けの状態でいろいろと会って、ぜひともやっていただきたいと思います。

もう時間がだんだん少なくなって、福祉の方で、今度は介護保険関係でお聞きします。我が町に待機者は今50数名おられます。入所の待機者ですね。隣の伯耆町は71名ございますが、それはどうしても施設と在宅で半々という希望がございませうけども、もう施設はできません、参酌標準の関係で。ならば、高齢者の住まいについて、またこれに絡めて障がい者にも関係もありますけど、障がい者と高齢者のそういう関係の住まいについては町としてはどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。高齢者とかにかかわりませず、一般の住民の方もございませうけれども、長く住みなれたこの町に引き続き住みたいというふうに考えていらっしゃると思うんです。健康で生きがいを持って住みなれた地域で暮らしていただくということには、地域社会の中で支えていかなければならないというふうに考えております。近年ございましたけれども、雪で被災された方がゆうらくの隣の研修施設の方で一時的な避難をしていただきましたたり、またことしも被災された方が住居を求められたということもございましたけれども、なかなか現在、地域の方で手だてをすることができませず、近隣、米子市の方で高齢者の有料賃貸住宅ですか、そういうところにお世話になったというふうな経過がございませう。これは町内でどういうふうなニーズがあるのかということも調べていかなければいけないわけございませう、それはこれからの課題であるというふうに考えております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） もう調べておられると思います。50数名の方が今、在宅か老健か知りませう、要介護状態になって施設に入りたいけれども、もう施設はいっぱいだし国の制度でもうできない、高専賃、高優賃とができますけれども、ほんなら要は南部町として高齢者の住まいをどのように考えておられるかを再度、これは町長に聞きたいです。町長、お願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。高齢者の住まいの問題については、今、国内でも非常に大きな課題になっているところであります。特に戦後のブームで都市の方にマンションなどがたくさん建ったわけですが、エレベーターがないとか、そういう状況の中で要介護状態に次々となっていく、そういうことをもって何とかしなければいけないわけでありませう、非常に大きな高齢

者の住まいについては問題になっておるといことではありますが、我が南部町においては、幸いなことに持ち家でほとんどの方がお住まいになっておられまして、町が直接高齢者の住宅について、公営住宅の提供だとか、そういうことをしなければいけないだけの需要はまだない、このように思っているわけです。ただ、介護状態になれば、住みなれた家で最期を迎えたいというようなお気持ちが強いということから、介護保険で住居改善だとか、あるいは福祉の施策で高齢者の住宅改修だとか、さまざまなことをしながらその要望に沿えるようにやっているわけです。なおどうしようもないとき、介護保険は広域連合でやっておりますけれども、本当に在宅、独居、そして施設に入らなければいけない、施設の必要があるなというのが7名と聞いております。先ほど70数名とか待機者のことをおっしゃいましたけれども、とことん追及してまいりますとその程度の人数だそうでありまして、この広域連合全体の中で。したがって、それらの皆さん方はショートステイを使ったりいろんなことをしてしのいでいるわけでございますけれども、そういう実態もあって、徐々に高齢者の住まいということを考えなければいけないような状況にはなりつつありますけれども、今すぐ高齢者、あるいはおっしゃった障がい者の住宅をつくって、公営住宅をつくってどうぞというようなことまではいかがなのかなというように思っております。もう少し自分の持ち家の中で暮らし続けることができるような方策というものを追求していった方がいいのではないかと、支援していった方がいいのではないかと、このように思っているわけです。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 本当はだれも住みなれたところから離れたくないし、そのようにしたいと嘆いている。けれども、ほんなら我が南部広域の中でも、特に南部町でも、365日24時間、そういう訪問系のサービスをやっておるかという、できてない。この事業所を立ち上げてるのは米子で1カ所だけなんです。そういうことも踏まえて、どうしても地域密着のサービスが必要になってまいります。今、認知症に関して、地域包括で認知症の関係のものを置かれると聞かれましたけれども、ならば認知症も調べましたらだんだんと広がってまいります。地域密着として認知症のグループホームの関係は、町長、南部町にもありませんけれども、必要だと思いますけれども、町長はどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。南部町には確かに地域密着型の施設がないということでございます。南部町にはこれは必要な施設ではないかと、このように思っております。

それから、先ほどホームヘルプサービスがないということをおっしゃいましたけれども、ホームヘルプサービスを24時間できる、する体制というものは持っております。それからする気持

ちも持っております。しかし、需要がないわけであります。そういうことをお勧めしても受け入れていただけなかった実績がございます。早朝5時からとか、それから深夜の11時までとか、そういうところで、さらに深夜の2時だとか3時だとか、そういうところまでの需要はなかったということであります。そういうことを強く伯耆の国の方でもするようにしかけたわけですけれども、そこまではまだ至っていないということでございます。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） これから南部町の障がい者、高齢者を守るには、やっぱり地域密着のそういうことが、施策が大事になってこようと思います。一番大きな規模を持ってるのは伯耆の国であります。ならば、南部町としてグループホームは私は必要だと思うし、今、在宅を守るためには小規模多機能施策が必要だと思いますけれども、これらについて町長は考えておられますかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長としては小規模多機能施設というものがあつた方がいいだろうというように思っておりますが、これを直接町営でやるというようなことは考えておりません。したがいまして、小規模多機能の事業をやっていただける事業者の出現を待ちたいと、このように思っております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今、県は障がい者と高齢者等が同じように共同で生活できる共生ホームとか障がい者を助けるためにあいサポート運動というのはすごく力を入れておりますが、我が町にもそのような政策に障がい者も込めた政策を今後されるかどうか、課長、お願いしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 共生ホームにつきましては、ことしでございましたか、日吉津の方で検討されたという経過もございませうけれども……（「もうやってる」と呼ぶ者あり）もうやっておられるんですね。確かに障がい者の方とか含めたそういうものは必要ではないかなというふうに考えておりますので、また今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 企画についてでございますが、あとの雇用とか一人親方云々については同僚議員がされるということを聞いておりますので譲りますが、振興区について伺います。振興区は、最初に言われましたように、地域主導になって、この振興区が光が当たるように伺っ

ております。ならば、この振興区の予算、自主財源を求めているいろんな施策をやっておりますけども、町の予算を、町税の1%か2%を精査して、振興区が事業を行いたいときにはその町税の一、二%を財源としてその振興区が一人でも活動できるというやな考えがあるのかないのかお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。今御質問の件につきましては、現在は事業があれば個別にその事業に対して対応という形をとっておりますけども、将来的には議員が御指摘のような姿にしていまいりたいというふうに考えております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） これから我が町が生き残るといえるか発展していくためにはどうしてもこの地域振興区、地域主権じゃなしに地域主導、今まで画期的な、これから道州制とかいろいろあるときにはどうしてもこの地域というのがキーワードになってまいります。一番先端的、先進地やったのは我が町です。これは地方自治法にのっとらない民意の下からわいて出たような、政策主導はしましたけども、施策だと。私はこれはひとり立ちするためにもそのようなことが必要なのでないかと。今お金が出てるのは、そういうことと人件費ですね。それ以外にもそのようなことがぜひとも必要だと私は思っておりますし、提案したいと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

では、最後ですが、もう時間もございません。教育関係でございますが、今、教育長は小中一貫校について述べられました。8名でプロジェクトを立ち上げたと言っておられますが、具体的にどのような信念を持って、また理念を持ってやられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。プロジェクトの話が今出ましたけれども、プロジェクトの部分については生涯学習を進めていく体制を、例えばこれまで、きょうも答弁で触れましたけれども、自治振興協議会との一層の連携を深めてというようなことで、一層の連携を深めるというのは具体的にどうしていくんだということになるわけでございます。プロジェクトの部分につきましては、そのあたりのところをしっかりと具体的にどう皆さん方にお示しをしていくのかというものをぜひつくりたいというぐあいに思っています。公民館の問題、それから図書館、こういう問題がありますから、そういうものをどう整理をして地域振興協議会を中心とした町づくりに教育の分野がどうかかわっていくのかということを実体的に住民の皆さんに提案をさせていただいて論議をしていただくと、そういうことを考えてのことでございます。

小中一貫につきましては、実は2年以上前から現在の本町の子供たちの様子、あるいは学校教育が抱えております課題を解決をしていく一つの方法として小中一貫の教育を目指そうということで教育委員さんの方からも御指摘をいただいております、教育長、あと進めなさいということで指示をいただいておりますけども、私の力不足もありまして、思うようにちょっとここ一、二年進められなかったということで、このたび町長に御無理をお願いして指導主事を1名増員をしていただきました。今考えておりますのは、きのうも実はさくらんぼの教育相談員の方と少しお話をする機会があったんですけど、やはり私たちの時代と異なって、子供たちにとって小学校と中学校のこの接続のところがとても大変なのが現実のようです。不登校の子供たちの、いろんな原因はありますけれども、一つはそここのところ、大きく担任制が教科制に変わったり新しく部活ができたり新しい教科ができたり、そこを頑張って我々の時代は乗り越えてきたわけですけども、そこでどうしてもうまくいかない子供たちがぱっと不登校になっちゃうというようなことがたくさん事例としてあるということがあって、やはり9年間を一般的に今、試験的にやられておりますのは1年生から4年生までを第1期とし、5年生から中学校1年生までつなげて3年間のスパンに、そしてその後の2年間、4・3・2というような形の中で途切れがないようにカリキュラムを統合していく。もちろんそうしますと、そこに中学校の教員が小学校の方に出かけてやるということが当然起こってまいります。前半の4年間の中では担任制を引きますけれども、その中にどんどん中期の教科担任制みたいなものを取り込んでいく、いわゆる教員の相互交流もさせる。そういうようなことで、現在抱えております子供たちの課題を一刻でも早く解決をする、きちっと解決する方法論として一貫教育を具体的に進める、その具体的な作業にぜひとも今年度かかりたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 意見をちょっと取り下げたいと思います。今8名のプロジェクト、これは農林関係でございました。間違い。あれ削除して。カリキュラム総合でしたね。

今一つ具体的なことは聞きましたが、私が言いたいのは、もうあとないですので慶應義塾大学を創設したのは福澤諭吉さんでしたね、慶應は、たしか。早稲田は大隈重信です。私はその人がつくった理念、思想をずっと受け継いだのが一貫校だないかと思う。今の何代も何年も続いている早稲田、慶應、東大とかある。それはそういう底辺にそういうような理念が、私は小中一貫校を教育すると言われるならば、施策、方法は今のままでいいと思いますけども、そういう理念はどのような理念を持っておられるのかお聞きしたい。これ教育長で答えられなければ、私は町長の、私が開設者、一番のもと町長なんだ、のその小中一貫校をしたい、ならばどのような理念を持

ってこの小中一貫校をやるのか伺いたいと思います。町長にも同じことをお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。基本の部分は、これまでも申し上げておりますように、やはり地域の将来を担う子供たちを育てていくということが基本的な姿であろうというぐあいに思っております。そのことを一番大切にした学校教育を展開をしていかないけんというぐあいに思っておるところでございます。そういう形態を、先ほど申し上げましたような小中一貫という一つの方法、形をとりながら、その先にそういう地域の将来を支えるという観点のものをいろいろ中に具体的に今度は網羅していくと、そういうぐあいに私は考えているところでございます。以上です。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。町長としましては、やっぱり基本的な知識などの習得はもとよりでございますけども、山陰人特有の粘り強さだとか、それから優しさだとか、それから郷土の歴史や文化をよく理解して誇りを持って郷土を愛する、そういう特徴を持った元気のいい子供たちを育てるとというのが基本だろうと思っております。そういう中で郷土を担う若者がこの地に生まれてこの地で育ってきたということを誇りに思っているいろんな社会の分野で活躍をしてくれるようなことになればこれにまさる喜びはないわけでありまして。やっぱりそれぞれの土地土地によって文化があり、歴史がありということですから、そういうものにやっぱり誇りを持って、その地域を愛するような子供たちの育成というものが基本になればいけないと、このように思っております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 最後です。小中高一貫のいろんな施策、方法論は教育長がとられた考え、カリキュラムでやられたら結構です。今、底辺に流れるこの理念云々は町長が言われた郷土を愛する、これで一つだと思えます。私はこの小中一貫校、小学校、中学校、私は南部町の小学校、中学校を出た、こういう誇りが持てるような底辺にあるものをぜひとも教えていただきたいし、子供に植えつけていただきたい。この一つの例としまして、私が聞いた話でございます。東大のある何代の総長が……。

○議長（石上 良夫君） 細田委員、時間が来ましたので。

○議員（9番 細田 元教君） 最後、終わります。卒業式のとき一言、私はこの大学の卒業生であると自覚を持って今後社会に出てほしい、それだけだったそうです。そのような小中一貫校になるような理念をぜひとも植えつけていただきたいと希望いたしまして、ちょうど時間となりま

した。質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 以上で9番、細田元教君の質問を終わります。

---

○議長（石上 良夫君） ここで休憩をいたします。再開は11時15分とします。

午前10時55分休憩

---

午前11時15分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

引き続き町政に対する一般質問を行います。

4番、植田均君の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 植田均でございます。私は坂本町政の2つの問題について質問を行います。

初めに、南さいはく自然休養村の今後の方針について質問します。

町長は南さいはく自然休養村の施設整備のために多額の税金を投入してこられました。多くの施設は今現在十分に活用されているとは言えない状況ではないでしょうか。このままの状態ではこれまで投入してきた税金が十分な効果を上げていないことになるのではないかと考えます。町長のこの課題に対する基本的な認識と今後の方針について伺います。

1、西伯自然休養村にある町の施設、自然休養村管理センター緑水園、林業者等休養福祉施設、健康増進施設（アリーナ）、森林総合利用促進施設、緑水湖湖面利用施設、緑水湖教育文化施設（研修館、バンガロー、農業体験実習館、ふれあい広場オートキャンプ場、祐生出会館の館、森林公園、森の学校、レストハウス）に対して平成22年度予算においてどれだけの税金を投入するお考えでしょうか。費目ごとの状況について説明を求めます。

次に、その細かい内容について、1、指定管理施設の施設ごとの指定管理料は幾らでしょうか。2つ、指定管理施設の指定管理料以外の歳出予算は費目別に幾らでしょうか。3、直営施設の歳出予算は費目別に幾らか説明を求めます。

大きな2番といたしまして、使用料収入など条例で定めた収入について、施設ごとの平成20年度決算額と平成22年度の予算額の説明を求めます。

3つ目として、自然休養村管理センター緑水園、林業者等休養福祉施設に対する指定管理料は当然の税金支出と考えておられるのか、説明を求めます。

4、今後、今以上の税金投入が必要になった場合の方針について説明を求めます。

次に、大きな質問項目の2番目といたしまして、地域振興区について質問します。

地域振興区を町が設置して3年が経過しようとしています。町民からは暮らしが大変なのにもっと有効に税金を使ってほしいとか今の町のやり方は理解できないなど、地域振興区政策の見直しを求める声は多いものと考えます。厳しい経済情勢のもと、税金の使い方、組織のあり方に多くの問題があると考えます。町長が推進してこられました地域振興区政策は町民の要求ではないと考えます。この政策の廃止を求め、町長の見解を求めて、以下質問をいたします。

1、町職員を任意団体である地域振興協議会に派遣してきたことは地方公務員法に抵触するものではありませんか、見解を求めます。

2、地域振興区に対する補助金の単年度の剰余金を返還させないのはなぜですか、見解を求めます。

3、会長、副会長は町長が任命権者で非常勤特別職の公務員となっています。その反面、住民組織の代表者となっています。町長が任命する人が住民組織の代表者となるやり方はおかしいのではありませんか、見解を求めます。

4、未加入集落に対し町として公平な施策をどのようにするのか、見解を求めます。

ここで、質問通告に2つ目の地域振興区の質問の中の1番のところで、質問通通告では地方自治法に抵触するのではないかというふうに記載しておりましたけれども、これは地方公務員法です、その点をよろしく願いいたします。

以上、この場所での壇上からの質問を終わります。町長の真摯な答弁をよろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 植田議員の御質問にお答えをしております。

まず、南さいはく自然休養村にある町の施設の関係でございます。御質問に回答する前に、南さいはく自然休養村ができた経緯を少しお話をさせていただきたいと思っております。賀祥ダムは県営多目的ダムで、予備調査以来20年の歳月を経て平成元年3月に落成を迎えておりますけども、旧上長田村の中心部の3集落51戸に加え、農協支所、郵便局、村の神社、山菜加工所などの公的施設も水没をいたしました。賀祥ダムを単に治水、利水の目的のみに終わらせれば水源地域の過疎化を誘発し、村の沈滞を招くことから、ダムを生かした地域開発が計画をされまして、この地域一体を南さいはく自然休養村として自然休養村整備事業、林業構造改善事業、山村振興事業などの諸制度を活用して整備をし、この自然休養村を統治する拠点施設として自然休養村管理セ

ンター緑水園が整備されております。これらの地域振興に資する施設の受託、運営を通じて、町の発展と住民の福祉増進に寄与することを目的として全額町出資の財団法人西伯町地域振興会が設立され、合併後、財団法人南部町地域振興会と名称変更して現在に至っているわけであります。以前は管理委託契約により事業実施していましたが、平成18年度より指定管理者として事業実施をお願いいたしております。この南さいはく自然休養村を活用した事業として、春秋の山菜会、町民花火大会、盆踊り大会、緑水湖マラソン、上長田地区ふれあい祭など数多くの催しが開催され、年間約9万人の方にお越しいただいている地域であることを最初にお話をいたしまして、御質問にお答えをしております。

町の施設に対してどれだけ税金を投入する考えなのかと、施設ごとに費目ごとの状況説明をお求めでございますので、予算についてお答えをいたします。

まず、指定管理にしております施設の指定管理料でございます。自然休養村管理センター緑水園が年額790万2,000円、南部町林業者等休養福祉施設が年額62万1,000円、南部町緑水湖湖面利用施設、年額15万円、南部町健康増進施設レークサイドアリーナ、年額48万9,000円、南部町緑水湖教育文化施設、研修館でございます。これは年額18万9,000円、南部町農林体験実習館こもれび工房、年額477万3,000円、南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場、年額101万5,000円となっております。なお、バンガローも指定管理としておりますが、これは指定管理料は支払っておりません。指定管理をお願いしております8施設の合計金額は1,513万9,000円になります。

2点目の指定管理施設の指定管理料以外の歳出予算についてでございますか、緑水園につきましては、火災保険と貨物用軽自動車3台分の任意保険料として9万9,000円、また緑水園の収益を積み立てています緑水園管理運営基金から、これは町で補完をしているわけですが、緑水園への貸付金として1,000万円を計上しております。以下はすべて火災保険料となります。林業者等福祉休養施設1万円、レークサイドアリーナが2万1,000円、研修館が8万6,000円、バンガローは7棟分で16万7,000円、こもれび工房は1万円、オートキャンプ場のサンタリー棟分として1万1,000円を予算計上しております。7施設の合計金額は役務費で40万4,000円、貸付金が1,000万円となります。

3点目の直営施設の歳出予算、費目別についてですが、森林総合利用促進施設、森林保養施設、祐生出会いの館の3カ所が直営施設となります。歳出予算としては、森林総合利用促進施設は需用費として消耗品や光熱費で79万4,000円、役務費として火災保険料や浄化槽の法定点検手数料で24万3,000円、委託料として専用水道保守点検料、浄化槽の清掃委託料で228

万円、総額で331万7,000円を予算計上しております。次に、森林保養施設ですが、需用費として消耗品費や光熱水費で45万5,000円、役務費として浄化槽の法定検査料や火災保険料で17万円、委託料として浄化槽清掃や消防設備点検で48万7,000円、総額で111万2,000円を予算計上しております。祐生出合いの館では、報酬として199万6,000円、共済費として29万7,000円、賃金として90万5,000円、報償費として8万3,000円、旅費として3万円、需用費として、主に消耗品や光熱水費で230万7,000円、役務費として浄化槽検査料で54万9,000円、委託料として電気設備、浄化槽、消防警備委託で52万8,000円、使用料及び賃借料としてコピー機リース代で26万6,000円、負担金補助及び交付金として2,000円、総額で696万3,000円を予算計上しております。

次に、使用料収入など条例で定めた歳入について各施設ごとの平成20年度決算額と平成22年度の予算額を説明いただきたいとのことですので、説明いたします。まず、キャンプ場を含めた森林公園周辺分としまして、20年度決算額は25万2,000円となっております。22年度の予算額は20万円を計上しております。森林保養施設、レストハウス、バーベキューハウスについては、平成20年度が指定管理をしておりましたので町の決算としては出ておりません。平成22年度は町で直営して使用料を徴収することとなりますので、1,000円を計上しております。祐生出合いの館でも、平成20年度は指定管理をしておりましたので町の決算としては出ておりません。平成22年度は町で直営をして使用料を徴収することとなりましたので、40万円を計上しております。

次に、自然休養村管理センター緑水園、林業者福祉休養施設に対する指定管理料は当然の税金支出と考えるのか説明いただきたいとのこととございます。両施設は現在、指定管理者により管理運営が行われております。緑水園が中山間地の振興のために地域住民の雇用の場の確保、地場農産物の需要、消費、町内外住民の交流の場の提供、みずからの特産商品の開発、販売などにも深くかわり努めてきたことは御承知のことと存じます。合併後はとっとり花回廊や特産センター野の花との協力体制もつくり、南部町の観光情報発信の場としての役割も強化してきております。自然休養村内の施設は住民の福祉増進を目的とした公の施設ですので、現在の法律では直営による管理か指定行為によることしかできません。緑水園などの施設が持つ性質上、専門的な接客サービスは不可欠ですし、自治体が直接管理するより指定管理者による管理運営がより自由で効率的なサービスを利用者に提供できると考え、指定管理者による管理運営としております。公の施設の管理に必要な経費を指定管理料として支払い、今後も緑水園を中山間地域振興の中心的拠点施設として多くの住民の皆様にご利用していただけることが税金の投資効果と考えるところで

ございます。

今以上の税金投入が必要になった場合の方針でございます。指定管理料につきましては、双方で合意した契約に基づき支払いますので、当面増加することはございません。しかし、各施設とも経年による老朽化が目立ち、改修が必要なものもあり、利用者のニーズをすべて反映することは難しいですが、安全面を第一に考えまして、計画的に整備が必要などころもあると思います。さらに税金を投下する以上はより効率的に活用できることを考えなければなりません。議員の指定された施設以外にも、南さいはく自然休養村の中にはカントリーパーク、緑水湖ふれあい市などの施設があり、全施設合わせて町の総支出額は20年度で約3,900万円ですが、施設全体での売上高、使用料合計は約1億5,000万円です。南部町地域振興会の職員22名のほか森林公園、レストハウス、祐生出会いの館、西伯カントリーパーク、緑水湖ふれあい市などで多数の雇用が生まれております。また、最初にも申し上げましたが、この地域だけで年間約9万人の方にお越しいただき、地域の活性化にもつながっていると考えております。この南さいはく自然休養村はまとまった地域に宿泊施設、体験施設、スポーツ施設、文化施設、景観施設を有し、素材としてすばらしい自然環境にも恵まれた場所ですので、うまく利用することで集客につなげることになると考えております。最近の観光状況を見ますと、滞在型、エコ、体験ということを掲げているものが増加しております。各素材を生かし回していけるマンパワーは不可欠ですが、拠点となる施設も必要であると考えます。施設というハード部分とマンパワーというソフト部分が合体して初めて議員が御指摘のように十分な効果を上げることができると私も思います。町も指定管理者と協力して施設の効果的活用について検討しておりますが、利用されます方からも御要望や御意見をお聞きして改善につなげたいと考えております。

また、南さいはく地域振興協議会を初め各振興協議会でも地場農産物を利用した特産品の開発や交流人口増加につながるイベントの開催など、地域の発展のために御尽力をいただいております。今後も地域の皆様の御理解や御協力をいただきながら、町民の財産であります施設をより有効に管理運営できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、地域振興区施策についてでございます。

まず、町の職員を任意団体である地域振興区に派遣してきたことは地方公務員法に抵触するのではないかとございまして。現在、地域振興協議会の活動支援を行っている職員、いわゆる支援職員と呼んでおりますが、この職員は企画政策課の職員であります。まずこの点が議員の御質問について事実の相違がございまして。議員は支援職員を町が地域振興協議会に派遣をしていると言われておりますが、実際は支援職員は協議会を支援するために担当を持っているにすぎ

ません。また、企画政策課の仕事を手伝ってもらうこともありますので、派遣ということには実情からいっても該当しません。よって、議員が南部町のことを考えて心配しておられるような地方公務員法に抵触するということは考えておりません。

また、職員の考え方について、よい機会ですので、今後の方向性についてお話ししたいと思えます。今までも申し上げておりますが、将来的には地域振興協議会が地域の皆様にとって今まで以上に身近なものになるために、また幅広い事業ができるためにも、役場の職員ではなく、地域の方が協議会の職員になって直接働いていただくということが望ましいと考えております。ただ、協議会が設立して間もない時期は全国的に見ても初めての取り組みでありますので、役場の職員もしっかりと協議会の事業を支援するため、現在のような仕組みをつくっているわけでありまして。しかし、いつまでも役場の職員がいるということではなく、地域の方々にはみずからの地域における課題はみずからの力で行っていくという気概を持っていただくことが必要なのではないかと考えているわけでありまして。その意味で、現在は役場職員が支援しております協議会の事務運営などを住民の方々に移行する時期ととらえていただければと思っております。そのような経過を経て住民の皆さんで協議会を運営していただく、つまり住民の皆さんが地域で主権を行使される日はそう遠くないと思っておりますので、どうぞ協議会の活動を住民の皆さんで支えていただき、将来到来するであろうさらなる少子高齢化に対応できる地域、そういうものをつくり上げていただきたいと考えております。

次に、振興区に対する補助金の単年度余剰金返還をさせないのはなぜかということでございます。地域振興協議会が設立して3年間は交付金の繰り越しを認めるように当初から申し上げてまいりましたし、そのように決めております。その理由として、設立後、協議会の取り組みがどのような規模で行われ、またどのような金銭的所要が生ずるか、当初の段階で想定することが困難でございました。これらを見きわめ、また対応するためにも、3年間は繰り越せるような措置を設けたところでございます。しゃくし定規に交付金の余剰金を返還する規定を設けるのはごく簡単なことでございます。しかしながら、再度申し上げますが、この地域振興協議会の取り組みは前例のない手探りの中で始まった施策でございます。加えて協議会に集っていただいている部員の皆さんやボランティアをしていただいている多くの方々は、どんな事業をするにしても試行錯誤の連続でありました。そのような状況の中で、町としても何とか地域の方を支援していきたい、また支援しなければならないと思え出したのが現在のやり方である交付金余剰部分の3年間の繰り越しを認めるという取り決めでございます。交付金は地域の皆様の合意によって執行されておりますが、例えば昨年のような新型インフルエンザの発生によって行事が取りやめになるこ

ともありますし、また当初計画していた事業がうまく運ばず経費がかからなかった場合や、あるいは事業をボランティアの皆さんの力によって行ったことにより事業費が少なく済んだ場合もありますので、交付金の使い方によってさまざまな状況が生まれます。そうして努力してきた交付金の残りを全額返還していただくという方法は、状況から見て適当ではないと考えております。議員初め住民の皆様もこのような状況を理解していただきたいと思うわけであります。

次に、会長、副会長は町長が任命権者で非常勤特別職の公務員となっている。その反面、住民組織の代表となっている。町長が任命する人が住民組織の代表となるやり方はおかしいのではないかと考えてございますけれども、議員のお尋ねでは、町長が任命した人が住民団体の代表となるということですが、これは事実と反しております。すなわち会長、副会長は住民の皆さんから選出された方々でございます。町長が一方的に任命したわけではございません。よって、現在の会長、副会長を選んだやり方がおかしいというのであれば、これは住民の皆さんから推薦していただく方法がおかしいということになると思います。町としては、会長、副会長を現在のように住民の皆様が地域の合意のもとに選ばれ、そして地域から推薦していただいた方を町が条例に基づき非常勤の特別職員として任命するやり方、これが一番民主的な方法だと考えております。

次に、未加入集落に対して公平な施策をどのようにするのかということでございますが、未加入集落に対しても公平な施策を行っていると思っております。例えば毎年、翌年度の予算に合わせて要望をいただいているわけでございますけれども、未加入集落からも要望をいただいております。他の協議会からの要望の取り扱いと同様に各担当課に回答させ、予算が必要なところは予算要求をさせています。そして、予算が通ったものについてはその旨回答して事業実施をしているわけでございます。また、町の補助金制度を説明して、公民館改修のための助成制度なども実際に利用していただいておりますし、文書配布についても、行政文書をきちんとお届けをいたしております。未加入の集落に対しては、集落の決定を尊重しながら公平に要望におこたえしていく所存であることは申すまでもありません。こういう状況の中でどのような点が公平性を欠いていると言われるのでしょうか。町としては、協議会に加入、未加入にかかわらず公平に施策を行っておるというように思っております。

また、未加入集落につきましては、当初の不安などから未加入とされた判断につきましては一定の理解をいたしております。現在、条例が施行され振興協議会が誕生し3年がたちました。町内各地で振興協議会によるさまざまな取り組みが行われている状況の中で、未加入集落の皆さんもぜひ一緒に活動されることを切に希望しております。ことしの年明けから、私が集落に直接お邪魔して、あすの南部町を語る会を開催していただいております。未加入集落におかれましては、

そのような懇談会を開催していただき、振興協議会加入について真剣に協議いただければと考える次第であります。町としては、集落の決定を尊重しながら、集落の合意の上で協議会に加入したいということであれば支援をしていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） それでは、再質問をしてみたいです。

初めに、南さいはく自然休養村の今後の方針についてということで聞いてまいりますけれども、まず1番目の22年度予算の指定管理料について予算を説明いただきましたけれども、指定管理をされているところの総額が1,513万9,000円という回答をいただいたわけですが、この指定管理料が、それぞれの設置された施設の設置目的、それをちょっと見てみます。そうしますと、農業体験実習施設では設置という条例で農山村の資源を利用した食品及び工芸品の製作体験で都市住民との交流、加工食品の製造販売で農家所得の向上ということがこの農林体験実習施設の設置の目的となっております。それから、森林総合利用促進施設を見てみますと、林業者等の就労の場の確保と所得の向上を目指すという設置の目的になっているんですけれども、こういう設置の目的と実際に支出されております指定管理料との関係で、今の指定管理料の支出の実情についてどのように考えておられますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。施設の設置の目的ということでございますけれども、それぞれ先ほど言われたように設置の目的が記載をしております。それに基づいてそれぞれの施設が運営をされているというふうに思っております。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私が聞きましたのは、その指定管理料、だから先ほど設置の目的を言いましたのは、農家所得の向上というような設置の目的なんです。そういう目的と現在の運営状況と指定管理料の現状、それについて聞いておりますので、そういう内容でお答えをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 設置の目的の具体的な話になりますけれども、農林体験施設、御存じだと思いますけれども、こもれび工房というものであります。そこでは地元の方がおこわをつくられたりだとか、そういうことで販売をされたりしておりますし、ここではつるを使ったつる細工、そういうものを来られた方に体験をしていただいたり、それなりに施設の目的に合った使い方が

されているというふうに思います。それに基づきます経費といたしまして指定管理料、これは施設の当然維持管理料ということで支払いをしているものであります。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 具体的に農家所得の向上につながっているのでしょうかということとどの程度つかんでおられるのかなと思うんですけども、答弁、そのことを一つお願いしますけれども、次に、緑水園、さきのあれにもつながるんですけども、南さいはく総合管理センターですかね、緑水園というのはこの自然休養村全体を管理するという目的とあわせて、食事を提供したり宿泊したり、いろんな各種イベントも拠点として行われていると思うんですけども、元来収益を上げることができるという施設だと思うんですよ。当初、賀祥ダム周辺の地域を振興するというので、そこが核になって周辺の振興を図って、それでその事業によって地域の所得もふやし、振興していくという構想であったと思うんですけども、そういうことで確認してほしいですか。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。先ほど農家所得の向上という話がありましたけども、当然ここで使われる材料、そういうものは地元の方がとってこられたり、あるいは生産をされたものを使っておりますので、向上にはつながっているというふうに思います。

それから、緑水園は収益を上げる施設かということですけども、当然収益を上げながら雇用に結びつけたり、そういうことをしておられます。ちなみに先ほども町長の方が説明いたしましたけども、この南さいはく自然休養村、ここでは、先ほどありましたように指定管理料、あるいはそのほかの経費といいますか、含めて20年度で3,900万円、町の方は支出をしております。その中で売り上げなり利用料、使用料、そういうものを合わせますと1億5,000万円というものがこの地域に落ちてるわけでございます。ということから考えましても、当然利益は上がっているというふうに思っております。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 実際にはそういうふうにはなっていないというふうに思っております。というのは、後の議論でちょっとしますので、その辺はちょっと後に回します。

私、この最初の質問の大きな3番目で、自然休養村管理センター緑水園と林業者等休養施設ですか、あそこの2つつながっておりますね。俗に緑水園と言われておる施設に税金を投入するのが当然の税金の支出と考えておられますかということ聞いたんですけども、町長の答弁は南さいはく自然休養村全体のことについて答弁されたのではないかと、そういう答弁だったように思

うんですけれども、私が聞いておりますのは、緑水園とつながっているその施設についての税金投入が当然の税金支出と考えておられるかということに限っておりますので、それについての答弁をよろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。植田議員さん、確かにおっしゃられることは緑水園と、それから林業者休養施設、その2つの施設ということでございますけれども、先ほど言いましたように、南さいはく自然休養村、これの管理センターということで緑水園というものがあるわけですし、全体を統括するのが緑水園でございます。それに基づいて、じゃあこの2つだけをどうかしろということにはならないと思います。ということで、町の方は地域振興会の方に8施設を今、一体的に指定管理を行って経営をしていただいているということで、その2施設だけのことを言われてもそれはちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思いますけれども。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。林業者休養施設は町の公の施設でございますして、指定管理として税金を支出していくということについてはもっともなことだというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私はそういう一般的な話を聞いているのではなくて、この収益事業をするような施設にそれが当然だと。といいますのは、指定管理料を入れて全体として黒字になってるといふ議論があるんですよ。本来、町長もたびたび言っておられますけれども、かつては黒字だったと、売り上げをためてた時期もあったんだと、いろんな経済情勢の変化の中でいろんな苦しい状況が出てきた、その中で経営が難しくなってきたというようなことをずっと説明してこられたと思うんですよ。だけれども、本来その収益的事業をする施設を、それが指定管理料を入れて何とか回ればよいというようなところで今後の考え方をしていくのが正しいあり方なのかということを知っているんですよ。その点についてよろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほどの答弁に尽きるわけですが、収益的な事業をする施設であろうがなかろうが、公の施設というもので条例上の位置づけがしてございます。その公の施設の管理について直営か指定管理かいずれかでやらんといけんように法律になっておりますので、これを指定管理として支出をしておると。なお、バンガローの場合を申し上げましたけれども、バンガローも収益施設でございますが、これは収益状況が非常にいいということで指定管理料は払っておらんということでございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 18年度の法人の報告というのが出され、ずっと年度ごとに収支の状況を議会に報告するのが法律の定めになってますね。それに基づいて町長は地域振興会を設置した責任者として議会にこの経営の状況を報告することになっております。それに従って私たちはその決算の内容を見るわけですが、その経営の状況についての記述を見ますと、途中からですので意味がちょっと通じないかもしれませんが、第3・四半期までの趨勢から判断して、指定管理料を除いた単純損失は年間1,000万円程度の収支構造へと体質改善が図られたものと思われまして、その後に、単純損益で黒字化を目指すんだと、18年にはその法人の報告で明確に言っているんですね。指定管理料がなくても黒字化したんだというのがそのときの決意だったんですよ。18年というのは、先ほど町長が言われました指定管理に移行した年ですね。その年には大規模改修もしたんでしょうか、そういういろんな形でこの地域のこの施設、南さいはく自然休養村、大変町からの財政を投入しているわけですね。ここでそういう方針を明確に上げているわけですから、その方針を堅持するべきではないかと思うんですけれども、その方針変えられるんですか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 18年のものはちょっと手元にないので覚えておりませんが、指定管理を受けた指定管理者としては、この指定管理料がそのまま残るぐらいの覚悟で経営の黒字化を頑張っていきたいという、それは決意でもっともなことだろうと思っております。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 前回でしたかね、12月、ちょっといろいろ私が議会で決算のときでしたか、その法人からの報告を見てちょっと発言をしたことに対していろいろ議論がありました。やはり今の南さいはく自然休養村の状況は改善の必要があるということは町長も認められますか。

○議長（石上 良夫君） ここで申し上げておきます。指定管理とか一部事務組合に関する答弁は、町長として発言できるものならいいですけど、発言できないものに対しては答弁することもできませんので、その辺は分けて考えて言ってほしいと思います。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。もう少し具体的に言っていただけませんか。どういう部分を改善する考えがあるのかなのかというようなことですね。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 先ほどから言っておりますけれども、収益的な事業を行っている施設については今の指定管理料をできるだけ少なくするという方向で当然努力するべきだと思うんですけども、具体的には、今回の予算見ましてもいろんなところで具体的な検討の必要があるというようなところでとどまっているんですね。私は、町長はこの地域振興会を設置した責任者ですから、この責任者としての町長の責任が当然あると思いますし、それから町の予算で直接税金を投入している責任者としての責任もあると思うんです。そういう意味でどのように今後の、ですから大きなテーマは今後の方針について聞いてるんです。基本的にどうしていく方向なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 植田議員に申し上げます。町村と一部事務組合とは別の法人でございますので、町長と理事長が同じ者であるという、そういうことがありますけど、町長に対して一部事務組合の事務についてまで質問することはできませんので、その辺は明確に、誤解のないように質問していただきたいと思います。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。これは町長として答弁をいたしますが、地域振興会におきましては当然、植田議員の御心配に及びません。一生懸命努力をしていただいておりますように思っておりますし、町長としてもそういう努力を高く評価をしております。昨年度、またその前も、わずかですけれども、黒字決算をしていただいたというように報告も受けておりますので、当然そういう努力はなされているというように思っております。

○議長（石上 良夫君） ４番、植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 発言封じというようなことがないように、私はこういう問題をすべて明らかにして、課題があれば町民の中に明らかにしてみんなで解決していくというような姿勢が今、強く求められていると思うんですよ。というのは、西伯病院の今の経営を改善する努力の姿を見まして、私はそういう姿勢が大事だということを強く感じておまして、この問題についてはそういうことを言って、次に進みます。

次に、地域振興区の問題ですけれども、町職員の派遣について、町長はこれまでどおりの支援で派遣ではないと言っておられますけども、派遣であつたら地方公務員法違反ですね。そのことはどのように見解をお持ちでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 地方公務員の派遣というのは法に定められております団体に特定されております。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 続けてお答えします。したがいまして、現在、地域振興協議会の支援をいたしております職員につきましては、これは派遣ではございません。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 間接的に派遣ならば違法だということを認められたというふうに受け取っておきますけども……（発言する者あり）はっきりしてるんですよ。派遣ならば違法なんですわね。私は……（発言する者あり）いや、だからそう言ってるんですよ。いいですか。で、あそこで、地域振興協議会の事務所で会長の指示によって支援活動をしておられる、こういうのを町民は派遣と見ているんですわね。（「見とらんよ」と呼ぶ者あり）見てるんですよ。町民の皆さんはそのように見ておられるというふうには聞いております。それで、なぜそこまでして、今度の、条例改正と言っておられますけれども、条例で、自主的な運営ということを条例の中にわざわざ書かれようとしているわけですね。町職員を自主的な団体だと言っている住民組織にそこまでして、法律すれすれのことをして派遣、行かせる理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 植田議員、誤解の招くような発言はやめて、正しく意見を言ってくださいますようお願いいたします。

企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。重ねて申し上げますが、派遣ならば違法だというふうに議員の御発言がありました。派遣ではございませんので、そこはもう一度申し上げておきます。よろしく申し上げます。

さて、支援の職員を置いていることにつきましては、これは本町が全国的にも先駆けてこの振興区、振興協議会というものを設立いたしましたわけでございます。3年前でございます。どこにもお手本、教科書がないという中で、じゃあいきなり地域の皆さんにこれをやってくださいということとはなかなか現実的に困難だったという経過の中で、担当の職員を配置して、この職員に活動の支援をさせるということでございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 町長は当初、立ち上げに必要なだから町職員を配置すると、あえて派遣と言いませんけども、そういうことの説明でずっと来ました。それで3年がもうすぐ来るんですわね。条例でも自主的ということをわざわざ書き込もうとしておられる中で、なぜ職員を配置し続けるんですかということについて再度よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 職員を配置し続けるのかという御質問でございますが、これまでの答弁の中にも何回か出てまいりましたが、平成22年度からは2人支援職員を配置というパターンが原則的なパターンでしたが、これを1名にして、それからもう1名は地元から振興協議会の方で採用していただくというふうにしております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） なぜ住民の組織が住民の組織として動かないんでしょうか。その認識についてお伺いします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 住民の組織が住民の組織として現在動いております。そういうことは先ほどの答弁でも申し上げましたし、この間の議論でも明らかになっております。ただ、完全に自立しているのかといえば必ずしもそうではない。若干の手助けが必要だと。特に計画づくり、またその計画を具体化していく過程などにおいて技術的な支援も必要だと、このように考えているわけでございます。すべて議会の方からも過去にも各地区に公民館の主事を配置せよというような要望もいただいてまいりました。今、各振興協議会の中で公民館部というようなことで公民館活動も手がけていただいております。そういう意味でも皆さん方の御要望にも一部沿った姿ではないかと、このように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 地域振興統括専門員、仲田憲史君。

○地域振興統括専門員（仲田 憲史君） 地域振興統括専門員でございます。住民の組織ということで十分に動いていらっしゃいます。将来にわたって持続可能な集落、地域をつくっていくとすると、個人個人が少しずつでも地域参加を自分のこととしてとらえて、その役割、責任を担っていくということが必要であります。そのためにも活動の場、触れ合いの場、あるいは交流の場というものをつくって、そこに参加をされることによって得られる満足感、あるいは達成感、充実感、そういったものを提供していくということが大切であります。行政で行き届かないさまざまな場面に地域振興協議会がかかわられ、その役を担っていただいております。そういった意味においても、振興協議会の地域における存在意義というもの是非常に大きなものがあると思っております。7つの振興協議会がこれまで行ってこられましたさまざまな取り組み、事業、そのどれもが地域にその事業効果を十分にもたらしているすばらしい取り組みばかりであります。協議会のこれらの事業、地域のすばらしい財産であります。一人でも多くの方にこの地域の財産を共有をしていただきたいというふうに思っております。繰り返しになりますが、地域の皆さんの自主的な活動として活発に振興協議会は活動をされていらっしゃいます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 次に進みます。不十分な答弁だと思います。私は、日本海新聞1月23日付に南部町地域振興区関連条例等検討委員会は振興区の交付金規則を見直し、協議会が町からの交付金や住民からの会費などの一部を事業計画のために積み立てることを認め、規則に追加することに同意したという、このような報道がありますが、これは事実ですか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。私の方で、今のことの繰り返しになるかもしれませんが、申し上げますと、交付金の規則というものがございまして、これは振興区に対する交付金をどう使っていくかという決まりでございます。この中で振興協議会ごとに地域内で会費を集めておられたり、それから目的のために会費を集めていると。例えば運動会のために集めるとかいう形態がさまざま異なりますので、その中で交付金をどう使っていくかということも論議になったわけでございます。交付金の規則についてもやはりもう少し見直す必要があるなということは条例の検討委員会の中で話し合われて、今後決めていこうというふうになった次第でございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 検討委員会の結論として、先ほどの新聞報道は事実だというふう  
に認められるんですか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 実は私、その新聞にたまたま目を通しておりませんので、もう一度見てから、間違いないかどうかというのを見ないとわかりませんので、今イエスノーはちょっと申し上げられません。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 多分間違いないことだと思いますけども、補助金返還のことについて言いますけれども、この交付金規則では3年間の繰り越しを認めておりますし、それから先ほどの検討委員会がこのような結論を出すのであればもう未来永劫剰余金は繰り越されていくということに、議会の知らないところで、規則というのは議会にかかりませんから、そういうことになる危険もあるんですけれども、剰余金の返還をさせないということは町のほかの負担金や補助金であるんですか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長、長尾でございます。一般的に補助金については

必要があれば繰り越しというものを認める部分もあります。すべてではございません。交付金というのは交付するお金でございますので、一般的には返還ということは余り想定しておりません。ちなみに振興協議会のことを申し上げますと、立ち上がりの3年間については、これをどういうふうに活動が推移して、またそれに伴ってお金のかかりぐあいはどう推移していくかということ、これはやはり予測はできますけども、必ずこうだということはなかなか、3年前にだれもこうなるといえることは言えませんでした。そういう中で活動を始めてもらいましたので、3年間については、その期間内は繰り越しを認めて、3年のスパンで、36カ月予算と申しますか、交付は毎年なんですけど、約36カ月の計画の中で物事を考えていただきましょうという趣旨でございました。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私は聞いておりますのは、ちゃんと答えてほしいんですけど、ほかに例があるか、あるとしたら何ですか、このことに端的にお答えください。

○議長（石上 良夫君） 地域振興統括専門員、仲田憲史君。

○地域振興統括専門員（仲田 憲史君） 地域振興統括専門員でございます。交付金につきましては、法令等々をいろいろ調べた結果、返還の義務はないということであります。

それから、地域振興協議会の交付金でございますけれども、地域の努力によって生じたお金、そういったものは地域のいろいろなお考えによって地域に役立てていただきたい、そういうことの趣旨も含めて協議会の立ち上げをお願いをいたしました。地域の皆さんが一生懸命自分たちの御努力によって生じた大切なお金であります。そういった意味においても地域の活性化に役立てていただきたいと、単純に余ったから返還をしてくださいというものではないというふうに考えておりますし、それから地域づくりにおきましては単年度では解決できない問題もあろうかと思っております。そういった意味においても、繰り越しをしながらそういった地域づくりの照準を絞りながらよりよい地域の活性化に結びつけていただきたいと、そういうような趣旨でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後0時22分休憩

---

午後0時22分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。通常の交付金事業につきましてはこういうことはございません。この振興協議会については余剰金の取り扱いの特例というようなものを決めておりますので、これに基づいて3年間というものをしておるところでございます。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後0時23分休憩

---

午後0時24分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長です。交付金事業というのは、町ではこの振興協議会への交付金事業以外にはございません。先ほど申しましたのは、補助金の関係の部分若干言いましたけども、交付金事業についてはこれが初めての事業だということでございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 地域振興区だけ特例だということが確認できたと思います。

次に進みます。（「初めてだけん」と呼ぶ者あり）いいですがん、特別。（発言する者あり）  
そういうことです。次に進みます。

任意団体の会長、副会長を町長が任命しているということについて、町長は住民団体の推薦を受けているので一番民主的なやり方だという答弁でした。私は、これまでつながりのない地域で新しい線引きをしたわけですね。そういう中で、本当に住民の代表者であるならば、一番民主的なやり方は選挙だと思うんですよ。選挙以外には考えられない、一番民主的なやり方だと思うんだけど、町長の答弁は変更されませんか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。確かにおっしゃるとおり選挙でされるのも一つの選考のいいやり方だろうというように思いますけれども、それぞれの地域において区長さん方が御推薦をされたというまた選考のやり方も民主的ではないかというように思っております。そこに町の意味が働いてはおりませんし、それから伺いますと、それぞれの集落の区長さん方の中で推薦人を持ち寄り、その中から決定をし、御本人に御了解をとられて、このような推薦人として町の方に報告をいただいたということでございますので、やり方はいろいろあると思いますけれども、私は非常

にいいやり方でやっていただいたなど、選挙ということもいいわけですが、選挙には結構なお金もかかります。地域の実情をよく御存じの皆さん方がそういうやり方で話し合って選考されたということは、これは評価したいというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。先ほど議員の御発言の中でつながりのない地域で選考して云々ということでもございましたけども、例えば議員お住まいの手間ですね、それから私がおります法勝寺、これは果たしてつながりのない地域なのでございましょうか。みんなそれぞれの地域の特性があって、昔から一緒にいろんなことをやってきて、そして共通の課題を持っておるから、このたびまたその共通項として7つの地域振興区が誕生いたしました次第でございますので、決してつながりがない地域ということでは私はないと思います。そして、その中でいろんな方が出て会長さんを選ばれるということでもございますので、そのやり方について、今、町長の方からございましたとおりで非常にいいやり方だというふうに考える次第でございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この振興区ができる前に区長制度がありました。町は、町としての区長制度を廃止しましたね。区長は二面性を持った職責だというふうに言われております。一つは、住民の自治組織の代表者としての性格、そしてもう一つは、町がいろいろな住民に対してお願いをすることの窓口。だから非常勤特別職というような位置づけを町としては与えていたというのが前の区長制度だったと思います。ですが、それに対して町は何の干渉もしてなかったんです。自主的に区が選出してこられた代表者を、辞令を交付することもなく、申請がされたらそれをその人と認めて、個人を特定せずに役場の仕事をしてもらったというところなんです。本来私は、会長というような代表者のあり方というのは、本当に今の交付金、会長、副会長の報酬の出し方も問題だと思ってるんですよ。その任命したことによって、そこに直接報酬を払っていますね、町は。そういうやり方も含めて私は問題が多いと思うんですよ。町は別にそこに入り込む必要はないんですよ。一括に、このやり方は私は反対ですけども、もしするとするならば、その振興区に全体として費用を交付して、その中で自由に使っていただければそれでいい、会長報酬などを町が条例で決めるってやなことが問題ではないでしょうか、私はそう考えますけど、その点いかがですか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。御提案でございます。そういう場合がいい場合もあるかもわかり

ませんけれども、一応、振興区設置の条例に基づいてこのような対応をさせていただいておるといわけでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

それから、区長制度のことをちょっとおっしゃいましたけれども、以前からそのような町の非常勤特別職として位置づけをして、さまざまなお世話をお願いしてまいりました。一人一人に特別職としての特別な辞令を交付するとかというようなことは、もちろんしておりませんでした。それは根拠条例がなかったということでございます。現在は根拠条例を持っておりまして、きちんとした位置づけで町長の辞令の交付をするということでございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 根拠条例のことをおっしゃいましたのでね、私は、住民が自主的に活動することに条例の定めをするということが、そもそも間違いの出発点だということをこれまでもずっと言ってきたんですけども、そのことを言って、次に進みます。

未加入集落に対する公平な施策をどう進めるかということで、具体的に何を言ってるのかというようなことを町長おっしゃいましたけども、私は、一つは、仮に集落が自主的な事業計画をつくられて、それを町の交付金要綱に従って交付申請された場合には対応されますかということ、まず1点お伺ひします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） まず、未加入集落のことについてですが、この振興協議会といひますのは、そもそもこの発足に至った経過をちょっと申し上げますと、やはり今、単一の集落で解決できない問題がたくさん起こってきました。従来から継続してあるものもございまして、時代とともに発生してきた問題もさまざまございまして。そういうものを解決する一つの方策として何があるんだろうかということでいろいろ御審議いただいた中で、やっぱりこういう集落を超えた一つの今の形ですね、その振興区というエリアの中でいろいろな問題に向かっている、解決しているというのがそもそもの発生の起りでございますので、単一の集落を今おっしゃいましたような協議会という発想では、根本的にまだそこ、全然違って立つところ違ひますので、議員のおっしゃるようにはまいらないということでございまして。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私は、この町が定めた条例の適用ですけども、これは、そういうことを認められたところについてはこの条例の適用になるんですけども、それ以外のところでは全く別の話で、町の一般的な条例の対応、交付金規則によって対応するのが町のあるべき姿だということ、これ答弁求めても繰り返しになるのでいいです。

それでもう1点、文書配布料のことですけれども、この経過は、町長は、地区から配らないと言われたから郵送にしてるんだというようなことを言われましたけれども、これは経過が違っていて、配るといっておられて、自分たちの文書配布料の算定に当たる部分を振興区を通じない形で渡してくれというのが集落の意見なんです。それを、交付金、振興区でなければ出さないということにこだわってきたから、そこで今のような状況に生まれてるんですよ。本来そういうことはあってはならない。だから、地域振興区設置条例は入ってる人たちに適用される条例であって、それ以外のそれを認めておられない方は一般の条例で対応するべきなんです。そういうところを、町の対応の間違いから来てる問題なんです。それについてきちんと再度、集落に私は謝罪すべきだと思うんですよ、謝罪して普通のやり方をやってもらうべきだと、そういうあり方に改める考えはありませんか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。お答えの前に、経過の方を私よりも一回おさらいをさせていただきますと、確かに未加入集落の方からは、振興協議会からは受け取らないというお話が以前ございました。ただ、町の方で、じゃあ直接お渡しできるかということ、そういうふうな決めがない、その部分のお金、文書配布のお金は協議会を通じて各集落にお支払いするというふうに……（「この条例に書いてある」と呼ぶ者あり）なっておりますので、お支払いのしようがありませんと、どうぞ、どうか協議会から受け取ってくださいという経過がございましたけど、そこで受け取らないということで、現在郵送ですね、実際のところメール便を使ってやっておるんですが、メール便で送らせていただいておりますという経過でございます。

それで、そのことを……（「もうええだわ」と呼ぶ者あり）はい。（「だから謝罪して、きちんと直接言うべきだ」と呼ぶ者あり）お支払いすることができないので、それでまた受け取ってもらえませんので、謝罪するというようなことではないと思っております。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私はね、町の条例を運用することが本当におかしな運用をしてるんだということを、私はこういうやり方っていうのは、法的にひょっとしたら裁かれることもありではないかと思っております。

私はね、もう時間ありませんが、この振興区、本年度、委託事業ですけど防災コーディネーターで1,856万9,000円、地域振興区会長・副会長報酬1,077万8,000円、それから地域振興区支援交付金3,751万2,000円、合計しますと6,685万9,000円ですね、こういう巨額なお金が振興区関連で出ます。それからさらに派遣職員の給与、これを

含めますと優に1億を超えるわけですね。このお金が本当に役に立ってればだれも異論は出ないと思うんですけども、私は、役に立っていないから言ってるんですよ。こういう今の町の振興区、一つだけ言っておきますとね……。

○議長（石上 良夫君） 植田議員、まとめてください。

○議員（4番 植田 均君） はい。

振興区見直し検討委員会の中で、ある、個人名が特定されないような議事内容の報告が出ておりますので、どなたが発言なさったかわかりませんが、多分会長さんのお一人ではないかと思っております……。

○議長（石上 良夫君） 時間が来ました。質問を終わってください。

○議員（4番 植田 均君） 成果が出ていない、このことを明らかに認められている発言があるんですよ。これは会長さんたちの共通の認識ではないでしょうか。でなければね、あそこですんなりそういう発言がそのままになってるというのはね……。

○議長（石上 良夫君） 質問はやめてください。

○議員（4番 植田 均君） はい。

ですからね、私は、本当にきちんとした町民のための予算に組み替えるべきだということを主張して、終わります。

○議長（石上 良夫君） 答弁いいですか。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） いろいろこの間の経過でもずうっと反対をなさってこられましたので、そういうことになると思いますけれども……。

○議長（石上 良夫君） 静かにしてください、答弁中。

○町長（坂本 昭文君） 私の答弁中ですからお静かに。（「いや、終わってます、一般質問終わってます」と呼ぶ者あり）ですので……。

○議長（石上 良夫君） 大事なことですから答弁させます。

○町長（坂本 昭文君） 植田議員のそのような御発言も心情的には理解いたしますけれども、合併以来2年半の歳月をかけてこのような組織をつくり、議会に提案し、賛成、反対いろいろありましたけれども、条例として成立をしております。私としては、これを一つの町づくりの基盤としてさらに強固なものとして、未来に向けて進めていきたいというように考えているわけでございまして、したがって、植田議員のおっしゃるような、役に立っていないとか、検討委員会であんまり成果が上がっておらんというようなことありますけれども、それは事実ではござい

せん。たびたび各振興区の方から広報紙なども発行されておりまして、そういうものを見て本当は逆質問がしてみたいわけですか。あなたがどのようにそれを評価されるのかしてみたいわけですが、けれども、時間がないのでそれも仕方ありませんけれども、そういうものに目を通していただければ、確実に南部町のこの地域振興区施策というものが新しい南部町の町づくりの基盤として機能して、未来に大きく発展しようというようなことを感じていただけるのではないかと、このように思っております。もちろん100%の制度だと思っておりますし、きょういろいろ御質問いただいたり御指摘いただいたことも考え直してみるべきではないかと、このように思っておりますけれども、全体としては大変いいぐあいに進んでおると、このように思っておりますので、今後ともよろしく願い申し上げます、答弁いたします。

○議員（4番 植田 均君） 議長。

○議長（石上 良夫君） 何ですか。

○議員（4番 植田 均君） 私が終わってるんですから、一般質問ですから、議長が……。

○議長（石上 良夫君） この間の議運等で話しましたように、議長の判断で行います。

以上で4番、植田均君の質問を終わります。

---

○議長（石上 良夫君） ここで休憩をいたします。午後は13時40分に引き続き一般質問を行います。御参集お願いいたします。

午後0時42分休憩

---

午後1時40分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

引き続き一般質問を行います。

続いて、7番、赤井廣昇君の質問を許します。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今議会3番目の一般質問をさせていただきます、赤井廣昇でございます。

議長にお許しをいただきましたので、通告により、西伯病院関係、地域自治と地域振興区問題、そして多発する自殺問題の3点について質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、1番目の西伯病院問題についてでございます。

昨年の9月議会で新病院事業管理者さんは、病院の状況について、図らずも深刻な経営状況、実質赤字という実態と公表されました。住民として病院の先行きに対して大変不安を感じており、

以下3点について執行部の御所見をお尋ねいたします。

まず1番目に、平成21年度の実質収支はどのように推移するか見込みを明らかにし、説明を求めます。

2番目には、病院事業管理者は、この2年間、病院は実質黒字と言い続けてこられたところでございます。これは現在、田中管理者にかわられたわけですが、以前の三鴨事業管理者さんのときにはそういうぐあいに御答弁なさっておられました。が、新管理者は、昨年9月議会で秦議員の質問に、20年度は1億2,200万円の赤字でございましたが今年度はもっと赤字幅が大きくなると思うと答弁されております。前管理者が町民に間違った虚偽の説明をされてきたものとすれば、前任者の責任並びに任命者である町長も責任が大きく問われると思います。御所見をお尋ねいたします。

3番目には、病院は本来住民に信頼される医療を提供しなければ地域で存在できないし、また、存在の意義がありません。病院運営に当たり、信頼と安心を担保する状況にあるのかどうかお尋ねいたします。

2番目で、地域自治と地域振興区についてお尋ねをいたします。

地方分権と住民主権の時代と移ってきている背景のもと、新しい自治体のあり方が問われております。行政主導の地域振興区が設置されて3年になりますが、いまだ未加入の集落や途中で脱会をされました集落がございます。そういう点を考えて、条例等の修正により町民の理解と協力を得られるものにしなければならないと思います。そうしないと、地域振興協議会の存続に異議ありと言わざるを得ません。もう一度原点に立ち返って、町と地域住民の関係を検討すべきではないかと思う。

そこで、2点の質問をいたします。

各地方自治体で住民自治基本条例の制定が推進されております。この基本的な中身は、住民主権、情報公開、並びに行政と議会の、住民に対し説明責任を明確に規定するところにあると思います。本町でも3年前に、当該条例を地域振興区設置より先に制定すべきではないかと一般質問をいたしました経緯がございますが、そのとき時期尚早で取り組みの考えはないと町長の方から一蹴されました。しかし、時代も移り変わりがして、そういう時代背景の中で全国的に機運も醸成され、今こそグッドタイミングだと思います。前向きかつ真摯に取り組まれることが必要と思いますが、御所見をお尋ねいたします。

2番目としまして、現在の地域振興区は住民が自発的、自主的に立ち上げたものではなく、その運営に当たって、役員頼りの活動に映る、多くの住民の協働、協力を得ることがない、拙速の

条例のそしりを免れないものと言われても仕方ありません。もともと条例が制定され、施行に当たって問題があれば、走りながら彫琢、修正することを条件つきでスタートしたものであります。しかしながら、必ずしも実態が住民主体で進んでいるとは言えない状況に思います。財政難の現下、自主、自立の振興区の設置は時代の要請であり、やぶさかではございません。しかし、現状のあり方に、交付金の使途を初めとして、振興区が真に地域振興に機能し役立っていると思えません。住民にこよなく愛され喜ばれる条例とすべき見直し等も含めて要検討と思いますが、御所見をお尋ねいたします。

最後に、3番目でございますが、平成21年、全国の自殺者3万6,000人、冒頭お断りしておきますが、私、質問の方では3万6,000人と記述して質問書を上げましたが、私の記憶違いのために訂正させていただきたいと思えます。21年、全国の自殺者は3万2,000強ということでございます。と、多数の痛ましい犠牲者が出ております。3万人以上の自殺者が12年連続発生 of 異常事態にあり、ゆゆしきことを危惧いたします。

2008年の鳥取県の自殺者は212人で、鳥取県は人口当たりの自殺死亡率は全国で6番目と非常に高く、県民の一人として御遺族の悲痛な思い、心中を察するに余りあり、惻隱の情を禁じ得ないものがあります。背景は複雑怪奇で、すべてを阻止することは非常に困難をきわめることはよくわかりますが、安全、安心の町づくりにも急務の課題と思えます。当町も例外とは言えない実態ではないかと推察をいたします。国を挙げ自殺防止対策が進められており、当町も遺漏のない対策を講じたらと思うが、当町の実態把握や対策等、取り組みについてお尋ねいたします。

以上、壇上の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 赤井議員の御質問にお答えをしております。

病院の関係は、病院の管理者の方から答弁をいたします。

地方自治と地域振興区についてでございます。

住民自治基本条例の制定はどうかということでございます。平成18年12月議会で答弁しましたとおり、住民自治基本条例の制定の機運は町民の皆さんから自然的にわき上がってくるものと考えます。今後、地域振興協議会が基盤となり、そのような声や動きが大きくなれば一緒に取り組みたいと思っております。

全国的に機運も醸成されたという御指摘でございますけれども、同条例を制定してるのは、平成21年10月現在、全国1,760の自治体中185団体で、率にすれば10.5%でございます。また、自治基本条例の役割、目的としては、地域課題への対応や町づくりについて、だれ

がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかということについて、自治体の仕組み、基本ルールを定めた条例であることは御承知のとおりでございます。

具体的には、自治体によって中身は、町づくりの方向性、住民の権利、責務、首長の義務、責務、協働の仕組みなどさまざまでありまして、指摘をされる住民主権、情報公開、行政、議会の説明責任という、住民が行政に求めるものだけが主目的ではございません。あわせて同条例の趣旨は、住民の自治意識を向上させ、協働で町づくりを行っていくためのものであり、条例を制定することが目的であってはならないと考えております。民主党政権となり、地方分権から地域主権へとうたわれていますが、まさしく南部町の地域振興協議会は、住民が地域で主権を行使するという理念に基づく地域主権を町民の皆さんに担っていただくための基盤づくりを目指しております。

私は、自治基本条例の制定を殊さら否定するものではございませんけれども、町民の皆さんが地域振興協議会を基盤にさまざまな活動に積極的にかかわられるその過程で、困ったこと、改善すべきことなどが必ずわき上がって、その思いが自治基本条例制定などの行動に高まっていくものと確信をしております。2年半もかけた振興区構想におきましても、住民が自主的に立ち上げたものではないなどと言われる人もあることから、この件についてはもう少し機運の醸成を待ちたいと思います。

次に、地域振興区についてでございます。

平成19年に7つの地域振興協議会が設立され、間もなく3年が経過し、それぞれの集落で集落づくり計画や、協議会として地域づくり計画をもとに具体的な活動に取り組んでおられます。地域振興協議会設立については2年半の歳月を費やし、地域自治組織検討委員会で諮問を受け、検討され、その答申をもって町が設立を呼びかけた経緯があります。自来3年、活動が進むにつれて地域の皆さんが積極的に参加をされてきておられます。また、各集落の集落づくり計画の策定段階で、今まで余りつながりがなかった世代の方とみずからの地域について語り合うこともふえ、交流の輪が広がったとの御意見も聞いております。

昨年、各地域振興協議会に防災コーディネーターを配置し、各集落に自主防災組織を設置していただくようお願いしております。既に集落において説明会も開催されている協議会もあり、今後、災害や危機に対する予防及び啓発はもちろん、災害が発生した場合に主体的に活動できる集落ができると期待をしておりますが、当然集落では役員任せではなく、皆さんの合意のもとで取り組まれるものと考えておりますので、議員におかれましても積極的にかかわりを持っていただきますようお願い申し上げます。

また、今まで地域で埋もれていたたくさんの優秀な方々が活動にかかわり始めてきたことで、地域振興協議会が地域での人材発掘の機能を果たしていると感じているところでございます。

条例の見直しにつきましては、今年度、地域振興協議会の活動をより発展させるためにどのような点を改正したらよいのかという視点に立ちまして、4回の条例検討委員会でいろいろ検討していただきながら改正案をまとめ、今回提案をさせていただいたところです。町民の皆様にごよなく愛され親しまれる条例とすべき十分な見直しをとの御指摘であります。協議会の活動に深くかかわってこられました会長様を中心に検討していただいておりますので、十分な見直しができただけではないかと考えています。

地域振興協議会は、地域にあるさまざまな課題をいち早く解決していく住民主体の組織でありますので、今以上に住民の皆様にご認知をしていただけるように町としても支援してまいりたいと思いますので、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

自殺対策についてでございます。

議員御質問のとおり、我が国では平成10年以降、連続して自殺者数が年間3万人を超えている状況であり、国を挙げて自殺対策を推進することが喫緊の課題となっております。平成18年10月には、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族などに対する支援の充実を図るため自殺対策基本法が施行され、平成19年には、政府が推進すべく指針として基本法に基づく自殺総合対策大綱が策定されました。

自殺の原因として、国の自殺対策支援センターの調査結果では、うつ病、生活苦、家族の不和、負債、失業、職場の人間関係、身体疾患が上位を占め、自殺者は、社会的な問題から暮らしの問題、そして精神の問題へと、それらの要因が連鎖となり、悪化を繰り返して自殺に至っていることがわかっております。

この指針では、1つ、心理的な悩みを引き起こすさまざまな要因に対する社会の適切な介入と、2つ、自殺に至る前のうつ病などの精神疾患に対する適切な治療が必要である、このような基本認識で自殺対策を推進することといたしております。

鳥取県におきましては、平成20年に自殺者が212人と前年から20人ふえたことで、緊急かつ、より強化した自殺対策に取り組むため、従来の自殺対策協議会にかえ、幅広い観点から自殺対策に取り組む運動体として心といのちを守る県民運動を設け、21年10月に第1回会議が開催されました。鳥取県の平成20年の自殺者数は、男性150人、女性62人と、男性が女性の2.4倍多く、年代では30代から50代が48%を占め、60歳以上が41%となっております。

南部町の自殺についての実態でございますが、平成17年から平成20年の4年間の自殺者数は、男性8人、女性1人の合わせて9人であります。人口当たりの自殺者は県内では低い状況ですが、年代別では20代1人、50代1人、60代4人、70代3人と、南部町では60歳以上の方が78%と多いのが特徴であります。

南部町における自殺対策についてでございますけれども、自殺対策強化基金事業を平成22年度から取り組む計画にしております。この事業は、国が自殺対策強化のために地域の実情を踏まえた実施事業を提示し、それを受けて県が3年間の地域自殺対策緊急強化基金を造成した事業であります。主なメニューは相談体制整備と人材養成を実施するためのものですが、南部町では高齢者の自殺が多い傾向にあることから、町内にある関係機関や地域振興協議会の活動と連携して予防活動を進めることを基本方針といたします。

具体的な計画としまして、相談支援事業では、専門相談窓口として西伯病院の精神科や鳥取県のいのちを守る相談窓口や弁護士などの専門相談窓口の紹介を広報やホームページで行います。また、人材育成事業として、自殺を考えてる人や自殺の危険性の高い人に適切な対応、支援を行う人材を養成するために、保健師の自殺予防の専門研修の受講や、日常的に高齢者の相談や地域の見守りをを行っている介護支援専門員、民生委員や地域振興区などで心の健康づくりや自殺予防の研修会を実施いたします。

さらに普及啓発事業として、町民一人一人が自殺予防のために、気づき、つなぎ、見守りの行動ができるようになるための広報活動を行うよう計画しております。リーフレットの配布や、集落単位の健診結果説明会や、健康相談や、健康教育や、いきいきサロンなどで、心の健康について話し合うこととしております。

現代社会はストレス過多の社会でありまして、少子高齢化や価値観の多様化が進み、家族や地域のきずなが弱まってきておりまして、だれもが心の健康を損なう可能性があると言えます。自殺を凶った人の家族や職場の同僚など身近な人は自殺のサインに気づいていることが多く、気づきを自殺予防につなげていく、そのような見守りのできる地域づくりを、現在実施している福祉力向上事業や地域振興協議会の見守り活動とともに取り組むことが、最も有効な自殺の予防対策であると考えております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 赤井議員の御質問にお答えいたします。

まず最初でございますけれども、平成21年度の実質収支はどのように推移するかということでございます。

まず、決算見込みでございますけども、12月末現在の決算見込みを受ける経常収支は1億8,000万円の赤字、内部留保資金の年度末残高は1億円を下回る見込みになってございます。昨年12月議会で秦議員の一般質問にお答えした中で、9月末、上半期での予測値を申し上げましたが、現時点でもほぼ同じ決算予測になってございます。

新年度予算提案で御説明いたしましたように、平成21年度は精神科、外科医師不足により厳しい経営状況になってございますが、1月から3月の第4・四半期病床利用率は、目標値94%を超えて推移しておるところでございます。今後、新年度に向けた組織強化を加え、現在の勢いを平成22年度につなげるよう、私も先頭に立って職員を指導してまいる所存でございます。

続きまして、昨年9月議会で私が秦議員からの御質問に病院経営は赤字と答弁したことと、前管理者が実質は黒字と言っていたことが食い違っており、偽りの説明をしたのではないかという御質問をいただきました。この食い違いにつきましては、大方の皆さんは御理解いただいていると思いますけども、経営指標のどこを見るかによって、そうして置かれてる状況によって違いが出てくるのではなかろうかというふうに思います。前管理者は、減価償却費、資産減耗費という現金支給を伴わない費用を除いた単年度の資金収支を指標して黒字だと発言されており、これは、公営企業法と申しますか、その中で決して間違いの表現の仕方ではないという事実もございます。私の申し上げた赤字とは、病院建設や医療機器に投資した長期的償還金、支払い金を支払い続けるためには、現在の単年度収支による黒字額では当然足りません。内部留保資金が減ると安定した経営ができなくなるということを申し上げてるわけでございまして、非常に置かれた状況が私になってから厳しかったということだという理解をしております。

赤井議員は、偽りの説明があったのではないかと疑念を抱いておられますが、前管理者の資金収支は黒字だという発言はいささかの誤りもないと、偽りもないということを改めて申し上げておきます。

さて、最後に、病院運営に当たり、信頼と安心を担保する状況にあるのかという御質問でございます。

西伯病院の基本理念は、地域住民への安心の提供です。この理念を支える西伯病院の基本方針は、1番、人格的尊厳を重んじ、信頼と満足の得られる患者様本位の医療を提供する、2つといたしまして、地域医療機関として診療機能を充実させ、安全で快適な療養環境づくりに努める、3つ目、地域における保健・医療・福祉の連携及び高齢者社会における地域包括的ケアシステムの拠点としての役割を担う、4、良質な医療を継続的に提供するために健全な病院経営を行う、5に、常に向上心を持ち、知識、技術をきわめる自治体職員になると、以上の5項目でござい

す。非常に目標が高く、私にとりましても職員にとりましても大きな努力目標でございますが、地域住民への安心の提供のために、職員はそれぞれの専門分野で努力をしております。

昨年10月、医療従事者用として配給されました新型インフルエンザワクチンの接種に当たり、0.2ccの余ったワクチンを職員親族に接種したとセンセーショナルに報道がされまして、議会を初め住民の皆様にも大変御迷惑をおかけいたしました。私は、この背景に職員との会話不足があると考え、19回にわたりまして世代別懇談会を行い、意見を聞いてまいりました。このような職員とのコミュニケーションを通じ、風通しのいい病院にさらに努力の必要を感じているところでございます。また、テレビ、新聞で、ワクチン残余の問題の本質が大瓶10ミリリットルの容器にあることや、開封後24時間以内に使い切らねばならぬこと、さらに薬事法で医療施設間の譲り合いができない点などが報道され、医療機関はもとより、住民の方々からも西伯病院を応援していただく声もいただき、大変心強く、そしてありがたく感じた次第でございます。

西伯病院の役割は、高度急性期医療は鳥取大学医学部附属病院等にゆだね、地域における一般急性期医療や高度急性から退院された方のリハビリテーション機能及び療養機能、改めて申し上げますまでもございますが、求められる病院機能において他の病院に引けをとるものではございません。特に、昨年7月から始まった鳥取大学医学部附属病院と西伯病院を情報ハイウェイで結ぶおしどりネット、これは延べ87名の方に現在は利用していただいております。月10名ずつのペースで順調にふえております。鳥大病院での高度先進医療情報を西伯病院での医療に、また、西伯病院での医療から大学での高度医療にスムーズに引き継ぐ強力なツールとして、全国からも注目を集めているシステムでございます。

私を初め職員一同は、西伯病院が開設以来58年間大切にまいりました地域医療を守ること、そして地域住民への安心の提供をすること、さらにその質を高めていくことが我々に課せられた責務だと考えております。

改めて、議会を初め町民の皆様には西伯病院への御支援をお願いいたし、答弁いたします。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 町長並びに病院管理者様には、大変御丁寧になる御説明いただきましてありがとうございました。

続いて、先ほどの御答弁に基づきまして質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、質問については、通告書の順に質問をしていきたいと思っております。よろしく願いします。まず、1番に取り上げております西伯病院の問題を続いて質問いたします。

病院の推計の関係をちょっとお尋ねしてみたいと思いますが、今まで出されておりました財政推計と、それから病院がこのたび改善計画等によって出されたものに大きな何か違いがあるのではないかというような、私、気がするんですが、それらを取り除く対策というものはどのようにお考えになったのかお尋ねしてみたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 病院事務部長、陶山清孝君。

○病院事務部長（陶山 清孝君） 病院事務部長、陶山でございます。これは、過去からの推計値に対して改善の指標をどういうぐあいにとったのかという御質問だというぐあいに思います。

先ほど事業管理者の申しましたとおり、今回の大きな落ち込みの一つの大きな原因は医師不足でございます。特に公立病院は、人、物、金。人は医師、また医師ばかりではありませんで、看護師も不足しております。物は、西伯病院は建物が新しい分だけ、ありがたいことに施設は十分な機能を持ってる。そしてお金です。お金、単価自体が病院で単価を決められない。診療報酬という国の一つの基準の中で、医師の数、看護師の数等まで厳しく細かく決められております。そして、単価はあくまでも急性期病院、特に大学であるだとか米子の病院が含まれますように、7対1といひまして、看護師を大量に使って高度医療をすることによって大きなお金を稼ぐという方法に向いております。そういう向いた中で西伯病院の使命といいますのは、先ほども管理者が申しあげましたとおり、地域の皆さんに安心していただく、入院施設があるという安心感、それから、高度医療まではできませんけれども、高度医療が終わってから地元の病院に帰ってリハビリをして自宅に帰る、自宅に帰ってまた調子が悪くなったときには近くの診療所を通じて、また入院が必要であれば西伯病院を通していただく、また高度医療が必要であればおしどりネットを使って大学と連携していく、そういうことをきちんとしていくことしかないと思っております。

医師の確保といいますのは、もう何度も出てますけれども、非常に厳しい状態があります。特に今回の一番大きな原因になりました精神科の指定医は、鳥取県じゅう探しても、もうありません。大学自体が既に3名、鳥取県中部の中で3名、そして東部の中でも3名、合わせて9名が来年4月からいなくなるということで、これは鳥取県挙げて精神科の実際に体制がとれるかどうか、精神科の救急医療や、これから超高齢社会の中で認知症、先ほど御質問いただきました高齢者うつが自殺の原因の中に大きく入ってるのではないかというぐあいに言われております。こういう中で精神科や神経科の問題というのは本当に深刻でございまして、決してこの地域に全く関係ないというものではないわけです。そういう中で医師が不足してるという問題が大きいと思っております。

それからもう一つ大きな問題は、これもテレビ、新聞で言っていますけれども、外科、麻酔科、それから産婦人科、こういう非常にハードな部門が医師が不足しております。新聞等で鳥根県の

方では一気に5人ぐらいが引き揚げてしまったと、西伯病院も昨年、外科医師が1人おられなくなったために、今麻酔科、医師が2人という体制、3名の医師の体制がないとちょっと大きな手術というのはできませんので、単価を上げるための大きな手術というのは、もう米子の病院に頼ってるのが西伯病院の今現状でございます。

そういうわけで、改善するためには、やはりもとには医師を確保するということがどうしても至上命題でございます。小児科の医師の確保や、それから内科医の確保のめどというものは立ちましたけれども、これで決して十分ではありません。ぜひ西伯病院を使っていたり、それから信頼という問題も言っておられましたけれども、病院の医師も10年以上の歳月をかけて医師は育てていかなくちゃいけないというぐあいに私も習っています。ぜひそういうところで指導もいただきながら育てていく、わしやちの医者さんだという気持ちで西伯病院をぜひ育てていくと、そういうことをきちんとやっていけば、西伯病院は時代のニーズにもマッチしておりますし、十分に赤字を克服できる環境にあるというぐあいに思っていますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） どうもありがとうございました。

ちょっと西伯病院の実態の現状に戻ってみたいと思いますが、以前、この病院を改築に当たって、当町の坂本町長はその当時、病院は企業会計なんだから一般会計から投入することはない、すなわち住民の税金を使うようなことはないんだと、心配することはないとはっきり言明されて、それも新聞等にも報道されております。

ここに私の資料も持っておりますが、2004年、すなわち平成16年の1月の24日付の日本海新聞の記事でございますが、そこに当時町長が、西伯病院の改築についていろいろ町民に御説明なさっております。そういう中で、繰り返しますけど、企業会計で運営されているので経営悪化で住民が負担がふえるということはないと断言できると発言なさっております、新聞の記事に載っております。この辺で、今現状は5億6,000万からの町並びに国、県等の助成金も入れてやっていかないといけない状態に陥ったということは、大変、町長が改築について前向きな形で我々に説明されたことと大きな差があるというように思うわけですが、その辺については、町長、どのようにお考えでございますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。いわゆる合併に当たりまして、ちょうど病院改築の時期を迎えておりました。そして合併の目玉事業として病院改築、あるいは循環バス、あるいはCATVと、

こういう大きなものを目玉として合併を推進してきたわけでございます。そういう中で西伯病院の経営について、特に会見の住民の皆さん方の方からだったと思いますけれども、懸念といいましょうか、経営が危ないのではないかというような懸念の声があったのも事実でございます。私はそういう、合併を控えながらではありましたが、50数年にわたって円滑な病院経営を通じて町民の皆さんに安心、安全を提供してきたこの西伯病院が、今後においてもそのような経営、運営をやっていただかなければならないという、そういう強い思いでございました。現にそういうことで順調に経営をやってきましたし、それから将来の推計などについても、これも議会に何度も説明しておりますけれども、何とか順調な経営ができると、こういう報告を受けておりましたので、そのようにお話をしてまいりました。

合併、5年たったわけでございますけれども、御案内のようにドクターが病気で長期入院、加療されるというようなこと、あるいはまた、退職をされて予定をしておいた医療の提供ができなというような事態が発生をしたこと、そしてまた、長引く診療報酬の改定が据え置かれて医療に大変厳しい環境というものがあった。いろんな要素が絡み合ひまして、現在町の方から、従来も支援をしておったわけですが、それに加えてさらなる支援をしなければいけないというようなことになったわけでありまして。そういうことについては、住民の皆さん方の期待にこたえられておらんということについては、率直にこれは申しわけないなというように思っておりますが、最大の病院の機能であります住民への安心、安全の提供といったことについて今真剣に努力をしていただいておりますので、この程度の町で198床の病床を持って、いざというときには安心の医療の提供を受けられるというような意味合いにおいて御理解をいただきたいものだ、このように思っているところでございます。

それと、5億数千万の中には、これは毎年ではございません、交付税が3億程度入っておりますので、誤解がないようによろしく願います。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。

一応、町長の質問を聞きましてある程度は理解できるんですけど、その当時の説明を我々にされてこられましたのにね、今病院のお医者様が休職なさってらっしゃるような実態もあると、あるいは退職がと言われたんですけど、本来、財政推計なんかに、それを練り上げるときに病院の先生方の将来の退職の事柄とかも勘案されて財政推計というものは反映されたものであったらどうか、適切なものだったらどうかと、私、ちょっと理解できないとこなんです。

それから、今、町長言われましたが、それについてちょっとお答え願いたいと思いますが、そ

の前に、こういう事態で一般会計からも病院の会計に繰り入れなくてはならない実態が発生したことについては、その当時、町民に向かってそういう明言なされた、要するに一般会計から投入することはない、皆様の税金を使うやなことではないんだということをはっきり明言なされたわけでございますから、これは各集落に出向かれて、町長はその内容を説明されて陳謝されていくのが当然と思いますが、それについてはいかがでございますか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。まず、この計画でございますけれども、医者の方の退職を予期した計画ではなかったのではないかとということですが、なかなかドクターが退職をするというようなことを想定した計画ではもちろんございませんし、あるいはまた、病気になられるというようなことを想定した計画ではない、その当時の医療というものの提供を通じて健全な財政運営ができるという見通しのもとに踏み切ったわけですが、残念ながらその後、御案内のように開業のための退職や、あるいはまた長期療養を必要とする病気になられたというようなことが発生したわけございまして、これは私は病院の責めにのみ求めることは、これは酷であろうというように思っております。いわゆる当時から一緒な状態で今日このような状況に陥ったならば、これは病院にその責めを求めなければいけないというように思うわけですが、明らかに状況が変わってきたわけございまして、また、その状況の変化は病院の責めにのみ負わせるものではないわけございまして、そういうことからいって、私は、これは住民の皆様方に御理解をいただかなければいけないことだというように思っております。

それから、謝罪をして歩けということでございますけれども、そういう、今集落へ出かけていろんな話をさせていただいておりますが、その折にも病院のこの問題が、もちろん住民の方からお尋ねあります。先ほど申し上げたような事情を説明して御理解をいただいておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、町長の方から、謝罪ということじゃなくて十分な町民の説明はしていくというやにおっしゃったことは、これは確認しといていいわけですね。これから部落に出られたときにそういう説明をなさって、場合によってはお断りもせにゃいけんこともあるかもわかんないけども、十分な説明をしていきたいということでございますね。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。部落の集落の方の懇談会において、病院問題についてこのような説明をして御理解を求めていきたいということでございます。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） わかりました。

それから、もともとこの病院の環境というものは、南部町は、正直言いまして、たかだか1万2,000人が切れる人口でございます。この1万2,000人が切れる地域の環境を考えたとき、もともと西伯病院の改築で、総合計で50億からの工事、総合計のお金をかけてするような病院だったろうかなと、私はそう思うんですけど、既往はとがめずということがございますからこれには執着しませんが、私はその辺思いますが、病院管理者、これから1万2,000人の本当にこの町で、多くの、病院に入院とか治療で抱える患者さん方というものの見込みというものは一応改革プランとかいろんなことでは聞いておりますが、本当に自信と確信を持って病院管理者としては間違いなく立て直しができるんだということは皆様の前でお話ができますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 随分きついお言葉でございましてあれでございますけども、今は、いろいろ御説明しておるように非常に苦しい環境にございます。それと、先ほど申しましたように、鳥大とのネットワークの構築、もろもろ今は非常に厳しいんでございますけども、これから、今はちょっと病気になれば米子に行けばいいという環境があるわけでございますけども、都市の方が高齢化するとどうなるかということを、ぜひ、先々つってもそんなに先じゃございません、5年もすればだと思っておりますけど、そのときにかかれる病院が本当にあるかということが起こってくるんじゃないかと思ってるわけでございます。それで、説明の中でも少し申しましたけど、退院して帰るところがないわけですね、施設が不足してるわけ。それで、細田議員の質問といいますか、その中にもございましたけども、そういう環境が起こってくるわけですね。そうしますと、この病院を持ってる町かどうかが随分変わってくると。だから、先ほど改善計画についても事務部長申しましたけれども、きちっとこなしていけばやっぱり再生できると、そうして病院のあり方協議会の中でもある委員の方がおっしゃいましたけども、管理者、この改革の数字は本当に大丈夫なのかとおっしゃいました、どれぐらいなら大丈夫なのかとおっしゃいましたので、お見せしてる数字そのとおり収益を上げていかないともたないというお誓い申し上げたところでございます。そういうことございまして、だれが責任をとるかということも質問の中に少しあったかと思っておりますけども、その覚悟でまいておるといふふうに御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほど1万2,000人程度の人口でこのような病院を持つことにもともと無理があったのではないかというような趣旨に聞こえましたが、私は、赤井議員は会見の方の御出身ですからそういうお考えもあるかなと思って聞かせていただきましたけれども、昭和26年に組合立の病院として設立されて、もう58年もの歴史を持っております。ずっとやってきたわけです。町民の皆さんに医療の提供を通じて大きな貢献をしてきました。210床あったわけです、この改築の前はですね。210床あったのを198床に落としております。そのようにして小型でコンパクトな病院としてよみがえったわけでありまして。そして198床のうちの半分は精神科であります、98床。この精神科の方々は、なかなか社会復帰ができない、そういう皆さん方をいい環境のもとで療養していただきたいということでやっておるわけです。

ですから、1万2,000人の町にしては本当に立派な病院ということになると思いますが、そのことをもって、決して過ぎたことだというような言い方は私は絶対やめていただきたい。これは長い間にわたってこの病院を維持してきた、本当に町民の皆さんの福祉、医療を支えていきたいという思いで多くの方がこの病院にかかわってきておられるわけでありまして、そしてまた、改築について、精神科の患者さんなどを中心に社会復帰を完全に果たしていけばもっと小型化できたというように思うわけですが、なかなかそういうことにもならないわけでありまして。大体病院の運営が20億程度、今歳入があつて歳出があつております。そうしますと、50年にすれば1,000億という経済効果もこの地に生んでいるわけです。加えて住民の皆さん方の医療や福祉の本当に支えをしてまいっておりますから、この病院の建設についてはそういうこともあって長い時間をかけて協議してきました。旧西伯町の議会の方で特別委員会もつくっていただいて慎重審議をしていただき、そして最終的にやろうということで踏み切ってやったわけでありまして。そういう経過を経ておりますので、ぜひ前向きな、病院を守り立てていくような御質疑をいただきたいと、このように思います。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。

今、町長のるる説明された中で、私の質問の仕方が若干町民さん向けのいい質問になってなかったかもわかりませんが、説明の中で私なりには理解できましたが、十分な、またこれからの説明責任等を果たしていただいて、病院の再建ができるように、私はそう思います。

といいますのは、おこがましい話でございますが、町民の汗と涙といいますか、そういうものを結集した税金等によって、この病院には建築費関係は投入されておるわけでございます。ですから、そういうことで本当にそういう貴重な財産が投入されてできた病院でございますから、こ

れからも維持管理していかにかいけんのは当然のことなんですけど、私は議会におるもんですから経営の問題等にやっぱりひっかかるもんですから、町長、決してざん言でおとしめようとか、そういうことでは言っておりません。私の言い方が前向きな質問でなかったかもわかりませんが、そういうことの誤解のないようにお願いしたいと思います。

それから、これは病院管理者さんの方にお尋ねする問題だと思いますが、一応、町の方から一般会計から繰り出しの形で国や県からの交付金等もあるということはよく存じてるんですけど、一応トータルとしては5億数千万円のお金がこういう形で入ってるわけでございますが、この中身が、ただ一般会計から繰り出して病院の方に行ったから後は知らんというわけにはなりませんので、この5億1,000万からのお金をどういう形で病院の方は充当されて運営していかれるのか、ちょっとその辺が、今までの私どもに提出いただきました予算書の中にもありません。そういう意味で、この予算書には上がってないけど、こうこうこういうものだという形でその使途関係を御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 事務部長、陶山清孝君。

○病院事務部長（陶山 清孝君） 事務部長、陶山でございます。5億数千万を一般財源を投下してるという考え方は、これは決して正しいものではないというぐあいに思ってます。そのほとんどは交付税で、この病院がなければ入ってこないお金、それから西伯病院が24時間救急医療をやっておるため、そういうことに対しての支援のお金、いわゆる不採算部門に対して国が支援してるお金でございまして、決してこれを町民の税金の中から出しているものではありません。

今回の中で、町長が先ほど言いましたように1億9,400万でございますけれども、これはそもそもからいえば、西伯病院からいえば、県が2分の1の利子補てん、そうすれば当然町も2分の1の補てんがあって初めて事業効果として出していただくはずのものが、やはりそのときの内部留保があったということ、それから三位一体の改革によって非常に町の財政も厳しかったわけです。そのときに4,300万という金は町にとってとても出せる状態でないということで、病院としては渋々、県だけの4,300万円で利子補てんに応じてきたわけです。私どもからいえばそうです。非常に言いにくいことですが、これは、病院として既に基金として持ってるとか、その資産として補助金という形で病院が回ってれば、もう少し黒字というものはきちんと出てたかもしれません、今回の場合はまた特別な理由がありますけどね。そういうことを、まず一つお含みいただきたいと思えます。赤字で借金が返せなくなって、銀行への償還のため皆さんの一般財源を投下しなければいけないというお金は一銭もありません。また、累積はありますけれども、これは減価償却上の数字でございまして、借金取りが来るような赤字というものは1

円もありません。ですが、管理者が言いましたように、長い目で見た場合に内部留保も減ってきてますし、このままでは常に銀行からお金を借りながらやっていく、利子もつく、決して安定的な運営ができないと、そういうことのために、町にも非常に御尽力いただいたと思います。見方を変えればルール違反だという議員の皆さんのお声も何となくはわかります。ただ、病院の職員にとっては、一つ違った面でいえば、町がどのぐらい、この病院、地域医療というものを考えてくれるかというのは、やはり大きなモチベーションの支えです。医師は1人が1億5,000万というぐらい稼ぎますけれども、1億を超えますと疲弊するんです。休みも有給休暇も本当にとりません。土曜日も日曜日もしっかり入院患者がいますので出てきます。そういう環境の中で、とにかくこの南部町の地域の医療を守ろうと一生懸命やっておりますので、ぜひその辺を御理解いただきたいと思っています。

詳細の部分の御説明だったですね、何を答えればよかったですかね。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 一応5億6,000万から繰り出すわけですから、それがどういう形で病院会計の方にいくのかということ。

○病院事務部長（陶山 清孝君） 病院会計の中ですね。

ちょっと予算書見させていただきます。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後2時40分休憩

---

午後2時41分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） どうも失礼いたしました。私の方がよく精査してなかったために間違った質問をしてしまいましたので、お許し願いたいと思います。

まず、説明いただいた中で、病院の事務長でございます陶山さんの方から今御説明なさったときに、町税は、税金は投入してないということをおっしゃいましたですけど、間接的であれ、やっぱり税金が入ってるわけなんですよ。ですからやっぱりそういうような軽々しく町民の税金は使ってないというようなことはないわけなんです。町民のお金も回り回って間接的にはそこに入ってるもんだということを私は理解してるわけでございますから、ただ直接町税等の税金が病院の方に回ってるんじゃないんだというような説明で、あ、そうですかというものではないと私は考えております、これは余談でございますが。

それから、先般、病院管理者の方が御説明なさいまして、病院の収支の関係等の中で約81%強が、一般職員さんといいますか、看護婦さんや、それら医療関係に携わってますお医者さん以外の費用だというやにお聞きしておったとこでございます。そういうように御説明をなさった職員の賃金等も凍結したんだというやにおっしゃいましたですね。それについて私思いますのに、81%がそういう形で人件費等に使われてるということで、それが大きく財政を圧迫してるんだというやに御説明を受けたわけです。それで、しかもその分について、職員さん方の賃金といいますか、俸給を凍結したんだというやに御説明いただいたとこでございますよね。それはよくわかるんですけど、病院の、今、陶山部長の方からお聞きしたように先生方も一生懸命努力なさってることはわかりますし苦勞なさってることはわかるんですが、しかし、81%は一般の職員さん等が財政を圧迫するような形で給与等に使われてるんだとおっしゃったんですけどね、ところが、お医者さん方の手当とかなんかを換算しますと給与の1.5倍ぐらいなもんが手当関係に回ってるように私ちょっと見たんですけどね、これなんかも異常だと思います。

それから、病院の中はいろいろ改革なんかをしていらっしゃると思うんですが、ところが今実態を見ますと、病院の中には名誉病院長だとか副名誉院長だとか、そういうような私らから見ると余りにも不自然な、それは経営状態がいいときならお金をどういう形で捻出されようと私どもは文句言いませんけど、今の状態の中では1円たりとも大事にしていけないけんという感覚でございますから、屋上に屋を架するようなむだなことをしちゃいけないと思うんですよ。私もその実態というのはよくわかんないですけど、ただね、職員の組織表等にはそういうぐあいとうたってあるんですよね。ですから、どの程度の本当に実態があって名誉院長さんに報酬が支払われているのか、私は金額についてまではお尋ねしようと思いませんけどね、想像するのにかなりの多額のもんが支出されてるといことはおおよそ想像に値するわけなんですよ。ですからその辺も、町民さんの理解を得るためにもちょっと御説明いただけませんか。

○議長（石上 良夫君） 病院事務部長、陶山清孝君。

○病院事務部長（陶山 清孝君） 事務部長です。誤解がかなりあるようですので、私の方から、まず御説明させていただきます。

公務員でしてね、ですから職員と同じ人事院勧告で給与が決まっています。ですから民間と勝負した場合に、医者を探してこいっていても勝負にならないところは、お金で医者がなびくとは思いませんけれども、人事院勧告が後から後から民間相場をやっていますので、不合理とは言いませんけれども、決して高いお金ではないわけです。民間の方が高いんです。その給与をしても医師は集まらないんです。それをまず一つ知ってやってください。

1. 5倍というのは多分、初任給調整手当ですけども、これは民間相場を反映させて、人事院勧告、国が相場を決めたものです。ただ、県下の相場の中からいけば、民間のドクターの方がもっと、一日の収益は少ないといったらおかしいですけども、夜勤もなくて夜当直も少なく、そういう環境の中でもっと高いお金をもらっております。

それからもう1点、私はこのテレビを見られなければいいと思ってますけども、今の名誉院長の話が出ましたけども、名誉院長は名誉院長でございます、働いていただいております小松原院長には給与を支払っておりますけれども、小松原院長、細田院長に働いていただいておりますので支払っておりますけれども、名誉ということで一銭も払ってわけはありません。理解いただけますでしょうか。その名誉ということに、じゃあ幾らですよというようなものは一銭もお支払いしてません。給与として、医師として働いていただいている診療報酬に見合った分だけの給与しか支払っておりませんので、誤解のないようにしてやってくださいませ。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） これはね、私が別段つくって名誉院長だとか言ったわけじゃない、明らかに組織表の中に名誉院長ってうたってありますからね、ですから私らは一般社会的常識にとらえると、名誉っていったら肩書で給料もらってるんかというやに、町民さん、とらえてる方たくさんやっぱりあると思いますよ、正直言いましたね。だから、こういう状況の中でそういうものが不当に支出されてることになれば当然許されないということで私は指摘したわけでございます。だから……（発言する者あり）私が間違えたようですから、それについては名誉院長というものはただ単に名誉で俸給もらってないということなら理解できましたから、私はこの場でそれ以上はもう言いません。ただ、病院経営の中でやっぱり削るものは削っていかないといけない、要するにむだなものは一銭たりとも支出してはいけないという形で、場合によっては経営努力の中で、大変管理者さんには失礼な言い方かも知れませんが、経営者ということになりますとね、何を一番削減するかといったら、やはり、まず隗より始めよという言葉がありますように、病院の経営者等についてはそういうことで、まず襟を正していただけて処置していただくのが適切でないかと思えます。

それから、病院の問題は一応これで置きますが、2番目の問題で、また後で気がつきましたら改めて質問するかも知れませんが、よろしくをお願いします。

とりあえずは、2番目の地域自治と地域振興区についてお尋ねをしてみたいと思います。

町長の先ほどの説明の中で、地域振興区のあり方等について、基本的に行政主導のような、地域振興区でないというようなちょっとニュアンスの御答弁があったように思います。これは私の

質問のときでなくて、午前中の質問の答弁の中にもそういうような形で御答弁なさっていらっしゃいます。

ただ、実態を考えてみますと、やはり今、国が進めてるまちづくりといいますが、そういうものの中で、地域主体ということは行政主体ということじゃございません。これは私が町長にこんなことを言いますと大変おこがましいことでございますけど、あくまで町民主体ということは、すなわち住民主体というように言われております。ですからちょっとその辺、町長、見解が違いうに思いますので御答弁をお願いできますか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。赤井議員のただいまの質問は、自治基本条例にかかわる御質問ということでよろしゅうございますか。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 自治ばかりじゃなくて。

○企画政策課長（長尾 健治君） 全部、はい、わかりました。

地域主体、言えば地域主権ということだと思いますけども、先ほどの町長の答弁の方でもありましたとおり、まず自治基本条例のことから申し上げてみたいと思います。

自治基本条例につきましては、住民の皆様、それから首長、それから行政、この三者にそれぞれ町づくりの責務を持っていただくと、行政は当然でございますけども、ということでございます。町長答弁の繰り返しになるとは思いますけども、住民の皆様が、もちろん権利も持っていただくわけでございますけど、町づくりに対して、責務に対してもやはりきちんと御認識いただくという必要がございます。そのことを現在、地域振興協議会の取り組みを通じて、先ほどありましたとおり地域主権、つまり住民の皆さんが地域で主権を行使するというをずっと培っていただいております。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 一応、住民自治の定義というものについて、今、企画課長の方から御答弁もいただいたんですが、この自主的、自発的な取り組みという住民の知恵と工夫が期待できるのでは、反対に行政の押しつけではうまくいかないと、だれも責任とることもなく問題が深刻化すると私は考えるわけです。例えば今回の地域振興区の設置が住民団体からの発案でスタートをしたとすれば、不参加の集落や、あるいは途中で中途退会されるというようなこともないように、何遍もひざを交えた話をして御説明をして理解を求められるようになさると思うんですが、それができてなかったというのは、やっぱり基本的には行政主導であって、本当の意味での住民主体のこういう地域振興区づくりでなかったんじゃないかと、私はその辺があったと、こ

これは否めないと思うんですが、やはり十分な説明ができた、じゃあお考えでございますでしょうか、ちょっとその点よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。十分な説明ができたかという以前にさかのぼってのお尋ねでございますので、私も以前にさかのぼってお答えをしております。

まず、合併後、最初の12月議会がございました。この12月議会で、施政方針ということで申し述べました。それから担当者を定めまして、以後2年半にわたって、特に会見の各集落については全集落回らせていただきました。西伯地区につきましては、各地区ごとでこのような構想を申し述べて説明をさせていただきました。それからその後、総合計画の審議もいただいたわけでございますけれども、この総合計画の審議の中にも住民自治の組織というものを打ち上げて、これを御審議いただき、その必要性を認めた答申をいただきました。総合計画にもうたっております。それから、もちろん各種団体や、あるいは区長協議会とか、そういうところにも説明を進めてまいりました。それから、いよいよ随分盛り上がってきたというような判断のもとにおいて、準備会というものをつくっていただきました。この準備会の中での答申もいただいて、これは公民館の関係者、区長協議会の関係者などでございますけれども、そういう手続も踏んでまいりました。はしょったところもありますけれども、最終的には議会の審議を願って、賛成、反対いろいろあったわけですが、条例として成立を認めていただいたと、こういう経過であります。この間が2年半かかっております。

十分な説明をしたかということなんですけれども、赤井さんのようなことを今もおっしゃる方がいるという現実からすれば、説明を聞かれなかった方や無関心の方や反対の方や、いろいろあったらと。したがって、100%ではなかったらというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） それから、現在の振興区について住民が自主的、自発的に立ち上げたものではなく、その運営に当たっては役員が主体で動いておられるのが実態だと私は見ております。必ずしも住民主体で進んでいるとは言えないのが実情だないかと思っております。

それで、そういう中において現在、米子市が、この自治基本条例を制定するために検討委員会等を立ち上げてやってみる実態があるわけでございます。これは、全く米子市さんの場合は市民さんに向かって公募して、公募によって検討委員会の方に出かけておられるというやな状態でございます。本当に行政の方の方が入られたり、それから特殊な、いつでも言われます学識経験者とかそういうものを入れずに、自由、忌憚のない本当の住民自治をしていきたいという願いから、

基本条例策定に当たって今そういう検討委員会がなされとるということを聞いておりますが、その辺の認識というものはどういうぐあいに考えてございますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 自治基本条例の制定については各地でなされておりますし、また、私も質問通告いただきましたので、インターネットなどを通じて調査もしたところでございます。住民の皆さん方の積極的な参画によってこのような条例ができるということは、これは喜ばしいことであろうというように思うわけですが、どんなに尽くしましても、15万人の住民が米子市全員が参加するというにはなりません。三鷹市ですか、三百数十人の方があったようでございますけれども、何十万都市でわずかそれだけであります。南部町でやったこの地域振興区の取り組みの方がはるかに密度が高いわけであります。説明をして御理解をいただく取り組みを重ねて重ねて、ずうっとやってまいりました。

赤井議員は、どうも自発的に手を挙げた人がつくれば非常に住民自治が進んだ自治基本条例になるんだというようなお考えのようですが、私は全くそういうことは思っておりません。お尋ねしてみたいこともありますけれども、万一参加しない住民がおればどうされるのでしょうか。そういうことも考えてみられたことがあるでしょうか。それは自分たちが手を挙げなかったから仕方がないといってあきらめてしまうわけにはいきません。条例となれば、やっぱり義務も果たしていただくということがうたわれるわけですから、結局100点満点はなかなかとれんわけです。100点満点はとれない。一部の手を挙げた人だけで条例をつくっていくというようなことでもって、広く市民の声を聞いたというようなことにも私はならないというように思っております。まことに手を挙げて参画をしていくということはとうといことだと思いますし、立派なことだと思います。そういうことで、今、南部町でも、この地域振興区構想に対して自分も参加をしてそこで役割を果たしていこうというぐあいに現にやっておられる方がほとんどですから、そういうところをもうちょっと評価して見ていただけませんか。そういう現に汗を流してやっていただいております人が南部町にもあります。南部町の方が私をはるかに進んでおるというように思っておりますので、よろしく願います。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 町長の見解というのはわかったわけでございますが、しかしながら、この米子市さんの名誉の関係等もありますから私ちょっと説明しときますと、米子市さんは、御承知の方はあると思いますが、平成20年の4月からこの検討委員会を立ち上げられまして、それでことしの22年の3月31日までに市長の方にその案を答申するというやなことを言って

おられますけど、それに当たって、既に130回以上ですかいね、検討委員会並びに部会を持たれたということですから、ただ自分らが公募して無責任なことをどうこうじゃなくて、一生懸命、本当に住民自治というものの考えの中で、いい基本条例をつくっていきたくないと努力していらっしゃるようでございますから、町長の今ほどの御答弁を聞いてますと、何かある意味では米子市さんをべっ視するような答弁に聞こえてしまうと思いましたがね。（発言する者あり）いやいや、でも南部町と比較した場合にはとおっしゃいましたでしょ、南部町の方がずっと上だっておっしゃいましたから、そうじゃないんだよと、実態を私は言ったわけでございます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほど申し上げましたように、みずから手を挙げてそういう町づくりに参画するということは非常にとうといことだということを言いましたので、間違いのないように聞いて受けとめてください。とうといことだと、しかし、15万人都市で何人参加しておられるかわかりませんが、の取り組みと、南部町1万2,000人で2年半かけた取り組みは、比較しますと私どもの取り組みの方が密度が濃いということを言ったわけであり、丁寧に行っておるということを言ったわけであり。

それから、スタートをしてやがて3年が来ようとしておりますけれども、それぞれの地域で、現に会長あるいは副会長として、あるいは部長として、あるいは部員として、さまざまな活動に参加していただいております。米子市のみずから手を挙げた皆さん方と、みずからが地域の中で役割を果たしていこうということで手を挙げて今やっておられる方と、私は何ら遜色はない、南部町の皆さん方も立派なもんだと、堂々と胸を張って言えるというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 地域振興統括専門員、仲田憲史君。

○地域振興統括専門員（仲田 憲史君） 地域振興統括専門員でございます。赤井議員の御発言の中に、地域振興協議会の活動が役員頼りということであると映るというふうに御発言ございました。多くの住民の方がかかわったものではないというようなことですが、住民の皆さんがたくさん各活動にはかかわりをしていただいております。

一つ御紹介をすればですが、法勝寺地区の地域振興協議会は、敬老会をこれまで集落単位で行っておられました。昨年度から振興協議会で行ってられるわけですが、ことは113名の該当者の方々が敬老会に出席をされました。その該当者の方々のお世話をされたのは、150人からボランティアの方がかかわられてこのたび御一緒されて敬老の日を祝われたと。なおかつ敬老の会の催しは、法勝寺子供歌舞伎を演目としてごらんいただいたと。子供たちがふだん一生懸命練習したものをおじいちゃんおばあちゃんに見ていただくと。おじいちゃんおばあちゃんは、自

分たちのお孫さん、そういった年齢層の子供たちを目を細めながら楽しんでいらっしやったと。ボランティアの方々は、そのおじいちゃんおばあちゃんの喜んでいらっしやるその顔を、ほほ笑みを持って見守っていらっしやると。法勝寺地区に非常に優しい温かい時間が流れたひとときではなかったかというぐあいには思います。非常に多くの方が地域振興協議会にはかかわられ、自分たちの地域を少しでもよくしていこうということで日々一生懸命努力をしていらっしやいます。そういったことを御案内をさせていただきたいというぐあいには思います。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 赤井議員、ここで3チャンネルのテレビの関係がありまして、申しわけないですけどちょっと若干休憩しますので、よろしくをお願いします。

午後3時05分休憩

---

午後3時05分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 仲田専門員さんの方から今御説明を聞きましたので、大変言葉を返すようで恐縮でございますが、このたび3年の満期でもちまして、各地域振興区さんの中には新しい会長さんの公募とかなさっておられるところがあるようでございますが、その公募の取り扱いの中で、全く条件とかそういうのを示さずに、ただ公募をしているというような形が出てくるわけでございます。本来、地域振興区の会長さんに公募される方があるとすれば、やはり何ほかの条件を示されて、こういうことで地域振興区の会長を引き受けるだったらぜひとも応募してくださいというのが私は常識的に必要だと思うんですよ。そういうことがないままに、ただ形式的に、いかにも民主的にやったんだと言わんばかりの公募をしたということではね、私はこれは本来の姿でないように考えるとこですが、その辺はどうでございますか。

○議長（石上 良夫君） 統括専門員、仲田憲史君。

○地域振興統括専門員（仲田 憲史君） 内容を明示しないで公募ということでございましたけれども、地域振興協議会、会長さん、副会長さんの公募に当たりまして、地域の活性化、そういったものにまず意欲ある方ということが前提で、なおかつ勤務形態あるいは報酬、そういった詳細につきましても当然御提案をしながら、振興協議課の方で、紙面をもちましたもの、あるいは防災無線、そういったものの御案内をさせていただいております。決して内容のない広報ではございませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今御説明いただいた部分が、行政当局から見れば十分な内容をお知らせして周知したとおっしゃったんですけど、やはり町民さんの中の方では、そういう十分な説明がわからないままに公募されておってジェスチャーの公募じゃないかというような声が多く出てるというのが実態のようですから、これは町側の広報の不足によるものではないかと思えます。その辺で、一つちょっとお願いします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。今、仲田統括専門員が答弁しましたとおりですが、私が思いますのは、逆に、男性であるとか女性であるとか、年齢は何ぼから何ぼとかいうことを決めて募集するというのは、これは排除する人が出てくるわけですからそれはだめでありまして、どなたでもやっぱりその気になっていただければ応募していただくということで、広く構えておるということで御理解いただきたいと思えます。

それからもう1点ございまして、議員のお尋ねの中で、振興区は住民が自主的、自発的に立ち上げたものではなくということがございましたけども、これについてちょっと申し上げさせていただきます。

ちょっと説明を、前置きのようなことを申しますけども、すべてのことを行政が全部主導するというのは私もいかなものかというのは思っております。ただ、このことにつきまして昨年の6月に大山町議会から視察にお見えになりまして、大山町においても本町と同様の振興協議会というようなものを設立したいと、これは、その背景には地域の過疎、高齢化に起因する問題、いろいろな解決しなくちゃいけない問題があるんで、ぜひ大山町でもやりたいということで議会の方からその要望を町に出しておられるような形でございます。そこでのお話で、一体この少子高齢化の中で地域を守っていくというのは、そのことはだれが呼びかけるんでしょうねというお話をしました。大山町の議員さんから、当然それは役場だわいというお返事が、もうどなたからもありました。ほかにそういうことをする組織、機関が、本町も同様でございますけども、ないし、その責任も負っておるわけでございます。したがって、南部町におきましても、先ほど町長が説明されましたように、足かけ3年もかけて説明をしたり皆様に準備の呼びかけをしたりして設立していただきました。そこまでがあくまでも役場のすることでありまして、あとはやっぱり主役は地域の皆さんという認識をしておりますので、そこまではやっぱりしなくちゃいけないというふうに認識しておるところでございます。御理解いただきますように。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） もう少し残り時間があるようでございますからちょっとお尋ねし

てみたいと思いますが、議員関係には、県の議長会等が主催いたしまして議員研修等がございます。それが昨年なんかにもあったわけございまして、私どもも当然そこへ出席したわけでございますけど、ところが、それだけ先進的に取り組んでる南部町の地域振興区が議長会の主催されるものの中で発表の場さえないと、むしろ、そういう地域振興区はないけど、お隣の伯耆町さんなんかは、例の上代のお年寄り方が取り組んでいらっしゃる事業等がそういう場所で発表されるというようなことから見ると、大変に南部町から見ると、南部町はこれだけ県下に先駆けて地域振興区も取り組んどうのに我々のことを何で評価してくれんのだという、本当に正直にそう思います。そういうことでね、正直言いまして、これで本当に地域振興区が県下で評価されてるだろうかと、私は、極端な話ですけどそう思ってるんですよ。その辺どうでございますか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長、長尾でございます。そういう機会には赤井議員さんもどんどんアピールをしていただきたいと思うんですが、実はことしになりましてから、大分県の日田市、旧中津江村を担当する職員が2名参りました。あなたのこの取り組みを私らも聞いて、自分とも困ってるんで同様なことをしたいけども話を聞かせてくれということでした。どうも、もとは情報は国の方から流れたようで、総務省の方では現にそういう南部町の情報、情報というのですか、うちがこういうことを先進的にしてるということは把握しておられます、いろんなところでちょこちょこ出てくるんですけど。

それからもう1点、1月の19日に、鳥取県が主催いたしまして、県内の市町村の中では同様の取り組みを、うちはもう既に取り組んでおりますけども、これから取り組みたいという希望があるところも合わせまして10何市町村集めまして、新たな地域組織を目指す市町村を招集いたしました。その中で当然私どもの取り組みも申し上げてまいったところですけども、そういう会では都度都度、発表の機会もございますし、県内ではみんながやっぱり南部町を見て模倣しようというようなところがございまして、非常に担当課としては鼻が高いなと思ってるようなところなんですけども。

○議長（石上 良夫君） 赤井議員、もう時間もありませんのでまとめてください。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、課長の方が御説明なさったんですけどね、全くそれは、ちょっと自意識過剰といいますかね、まさに自画自賛のような感覚であります。いろんな部分で私らが肌を感じる部分としては、決して南部町の地域振興区はすばらしいなというやな評価を一つも聞かないんですよ、はっきり言いまして。そんなようなことが実態あるもんですからね、これは

そういうことに浮かれないように、もっと町民目線で町政の方を取り組んでもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

時間になりましたから、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石上 良夫君） 以上で7番、赤井廣昇君の質問を終わります。

---

○議長（石上 良夫君） ここで休憩をいたします。再開は15時30分。

午後3時15分休憩

---

午後3時30分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

先ほどの赤井議員の一般質問におきまして、一部訂正したいとの申し出がありましたので、これを許します。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 先ほどの私の一般質問の中で、若干町民さんの方に誤解を招くような私が質問したことについて、訂正をしておわびしたいと思います。

先ほど病院の名誉院長さんのことについて、まるで多額な報酬が出てるじゃないかというようなニュアンスの質問になってしまって、議会の中でもいろいろ私、注意も受けましたし、それから私自身も皆さんにも断りしたんですが、誤った形での私が質問したことについて町民さんに迷惑かけてはいけないということで、改めてここで訂正しておわびしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 続いて、1番、板井隆君の質問を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、今年の政権交代により民主党鳩山内閣が誕生し、政府は平成22年度予算案について3月2日に採決し、衆議院を通過したため、一般会計の年度内の成立は確実となりました。総額9兆2,992億円、政策経費に充てる一般歳出は5兆3,524億円と、いずれも過去最大の予算となります。政権交代してから予算削減のための事業仕分けも行いました。

しかし、不景気による税収不足で、結果、国債の発行額は過去最高の4兆3,030億円となり、借金依存の構図が一層鮮明になりました。また、民主党の掲げるコンクリートから人への方針どおり公共事業が大幅に削られ、自民党時代から大きく転換しました。目玉の子ども手当を

含む社会保障費は9.8%増の27兆2,686億円と、初めて一般歳出の半分以上を占めています。この社会保障が大幅にふえる一方で、鳩山政権が抱えるコンクリートから人への方針に基づき、公共事業関係費は18.3%の5兆7,731億円と過去最大の圧縮予算となっています。箱物の公共事業は自民党時代の悪の象徴とも言われていますが、同時に景気活性化策としても大変有効でした。新政権は、現実、不景気と、理想、マニフェストの間で悩み、日本の将来に対して明確なビジョンが示せぬまま決定してしまったと思います。今回の予算案にそんな印象を持っているのは私だけではないと思います。

この激動の中、本町における新年度予算を、15カ月予算で67億5,433万5,000円を計上されました。予算編成に当たり町長は、町民生活に深くかかわり、町政推進には必要なものばかりだと所信を述べられました。最初に、合併後6年目、町長再選2年目に当たり、町長マニフェストを推進する上で、新年度予算の整合性、方向性、政権交代による町財政予算についてどのような影響があったのか、また、新規事業について質問をいたしておりましたが、細田元教議員が同様の質問をされ、町長より詳細にわたって答弁がありましたので、私の思いを申し上げ、質問は省略させていただければと思います。

次に、12月定例会一般質問でもお聞きしました町内商工業者を支えるための対策について、引き続き質問をいたします。

深刻な経済状況のもとで地域経済が疲弊し、町内中小企業の経営は先の見えないがけっ縁に立たされていると思います。こんなときに行政も町民も知恵を出し合って、こうした困難に一歩ずつ対処していくことが求められております。その中で南部町も、さまざまな事業を遂行するに伴う町内企業を支えるための対策がなされています。さらなる育成支援の考え方と確立について、育成支援対策の一つに小規模工事等契約希望者登録があり、全国で既に441自治体、これは2009年4月10日現在ですが、運用基準や登録要綱があり、競争入札参加者資格のない地元業者で簡易な工事などの受注、施工を希望する方に登録をし、自治体が発注する小規模な建設工事や修繕の受注機会を拡大し、地域経済の活性化を図ることを目的として実施されております。このような対策は予算措置の必要がありません。一日も早い対応が町内経済の振興と活性化への施策の一つとして貢献していくものと思われませんが、このような制度の基準を設ける考えがないかお伺いいたします。

最後に、南部町7地区にある地域振興協議会が設立され3年が経過し、それぞれの振興協議会で独自の地域づくりが進行しています。町長は施政方針の冒頭に、新政権は地域主権を打ち出し、地域主権の主体は市町村と位置づけ、地域の自主性を尊重して地域住民と一体となった地域づく

りを支援する方向で国政が展開されることが明らかになった、地域振興協議会の活動は、時代の風を背に受けて施策の展開ができることに喜びと自信を深めたと述べられました。本議会に地域振興区の設置に関する条例の一部改正が提出されています。この条例の一部改正で今後さらなる独自の地域づくりを期待するところですが、今後、振興協議会の自立に向け変革をする中で、人材支援と経済支援について伺います。

あわせて、南西伯振興区内における交通不便地域の公共交通問題対策についての状況を伺い、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 板井議員の御質問にお答えをしております。

初めに、平成22年度予算で政権交代による町財政への影響についてということでございますけれども、これは細田議員の一般質問にお答えしておりますので、これを省略させていただきますのでよろしくお願いします。

2番目に、今年度予算で新規事業について伺うということでございます。

町民の皆様は南部町に住んでよかったと言っていただけに、マニフェストに従って新規事業を行うように考えております。

まず、人と環境に優しい町づくりとしましては、プロペラ扇を庁舎に増設して冷暖房の稼働率を抑え、ランニングコストの削減とともに、地球温暖化対策として二酸化炭素排出の削減を目指すために庁舎のエコオフィス事業、また、役場両庁舎に太陽光パネル、LEDを設置することにより温室効果ガスの排出削減に取り組み、地域エネルギー自立、地球温暖化対策に取り組む庁舎省エネグリーン化推進事業、また、安心、安全な町づくりとしましては、継続事業とはなりませんけれども、子育て支援のために保育料を平均2割軽減する保育料の軽減事業、その結果、米子市の保育料と比較しまして約70%程度の水準になっているわけでございます。

認知症予防プログラムを策定して住民に啓発などを行う認知症対策連携強化事業、次に、教育文化の町づくりとしては、学力向上のための講演会、学力テスト、家庭学習に関する啓発活動などを行い、地域とともに子供の学力向上に取り組むとっとり学力向上支援プロジェクト事業、学校、家庭、地域が連携して基本的な生活習慣や学習習慣、基礎基本の定着などに取り組む勉強がんばろうキャンペーン事業、産業振興で活気みなぎる町づくりとしましては、養魚田、栽培推進、施設整備など、地域農業の振興、活性化を図る汗かく農業者支援事業、じげの農地を守るために、自発的に作業道や農地の保全を行う農業者に作業資格取得や作業内容に対して支援を行うじげの職人支援事業、他の自治体で開催されるイベントなどに参加させてもらい、富有柿を初めとする

南部町の特産品を販売、宣伝する全国柿の種吹きとばし体験会を、また、住民参画で持続する町と地域の町づくりとしましては、地籍調査未実施区域を対象として土地関係者が先行して境界保全をして将来の地籍調査に備える境界保全事業を、雇用対策としては、継続事業である町道・林道作業員、防災コーディネーター、グリーンツーリズム推進、森林公園など環境整備のほかに、新規事業として文書整理などの作業のための文書管理事業、国勢調査事務及び統計作業の補助と残土処分場受け付け事務補助のための補助員の雇用、図書館の機能拡大のための準備作業で補助員の雇用、県から移管される福祉事務所開設のための補助員の雇用、地籍調査事務作業増のための補助員の雇用、特産品の販売ルートの確保を行うコーディネーターを配置して販売開拓及びPRなどを行う地域プランナーなどを考えております。

今後とも町民の皆さんに南部町に住んでよかったと言ってもらえるように、知恵を絞って各種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域産業改革で町内企業の育成支援の確立についてということでございます。

12月議会でも同様な御質問いただきまして、町としての基本的な考え方を答弁させていただいたところでございます。議員の御質問にありましたように、可能な限り町内企業に工事などを発注すべきという考えは同じ気持ちでいるわけでございまして、発注に際しましては、できるだけ町内企業や自営業の方が受注しやすいように指名委員会でも町内企業を優先し、町内の事業者だけを限定指名して入札するとか、施設修繕などの見積もりは町内の方から出していただいて決定するなど配慮をしてきておるところでございます。今後におきましても、町内企業や自営業の方、個人も含めて、町からの工事や業務、作業、物品購入など少しでも町民の皆様の所得向上につながりますように、発注者として十分に配慮しながら町内でできることは町内ということを中心に、できるだけ多くの皆さんに幅広く発注をしていきたいと考えております。

議員の御質問にありましたように、可能な限り町内企業に発注すべきとの御意見でありました。町もそうした配慮はしていくところではございますけれども、一方では、公共調達原則であります、よいものを安く調達するという予算執行者としての責任がございます。そうした観点から考えますと、余りに町内企業だけに限定していくことは公平な価格競争を阻害することにもなりかねませんし、幅広く受注機会を確保するといった官公需の公共性にも問題となりかねません。町としては、相対する観点の中で、町内企業の技術能力を勘案して発注者の意図するものが受注可能な業者かどうかを審査し、また、同種の業務や小規模の工事はできるだけまとめて競争入札に付し、公正な価格競争によって良質でより経済的な発注をしていくことなどの競争性や透明性を確保しながら適正な発注をしてまいりたいと思っております。このことも12月議会で答弁を

したとおりであります。

次に、小規模工事など契約希望者登録要領の基準を設ける考えはないかという質問でございます。

経済の先行きが見えにくい昨今、投資的経費の縮減で公共事業の件数も非常に少なくなってきたておきまして、中小企業や個人事業者の方への影響は大きく、公共事業の受注が厳しい状況であることは認識をいたしております。本町でも学校関係の建築工事や天萬庁舎の改築工事も発注が終わり、平成22年度には継続中の町道改良工事が2路線と、大規模な工事はありませんが、公共施設の修繕や集落要望の補修工事など小規模な維持修繕工事が主体となってきました。こうしたことから、町内企業や町内の個人事業者の方への受注機会を確保していく上で、議員御提案の小規模工事など契約希望者登録制度は、地域経済の活性化のためには効果的な制度かと伺いました。こうした制度は既に埼玉県を発端とした関東地方を中心に全国的な広がりを持って定着しつつあるようでありまして、各地方公共団体が地域の実情に合わせた規模で独自の登録要領をつくり、制度化されております。本町におきましても御提案の趣旨を十分に理解しておりますので、新年度から早急に対応ができるように、制度、要綱の検討、整備をしまいたいと思っております。

次に、地域振興協議会の検証と今後の進め方についてでございます。

今後の振興協議会を運営する中で、南部町として人材支援と経済支援についてという質問でございます。みずから可能な範囲において地域のことは地域で決め、地域の課題は地域で解決し、自分たちの地域は自分たちでつくっていくという趣旨で責任と誇りを持った新しい仕組みづくりを構築するための組織として地域振興協議会が設立されて、間もなく3年が経過しようとしております。このことは、昨今政府が提唱しております地方分権から地域主権、つまり住民が地域で主権を行使するということが本町においては3年も前から取り組んでおったということでありまして、自信を深めておるというように施政方針で申し上げたとおりであります。

その協議会の取り組みの成果につきましては、これまでの議会でもその都度報告させていただいているところでございます。この間、町としては協議会活動を財政的、人的に支援してまいりました。人材支援につきましては、12月議会でも説明しましたが、当初は3年程度の支援を考慮しておりましたが、会長さん方からいましばらくの支援要請を受けておきまして、平成22年度は、現在2名の町職員で支援を行っている地域振興協議会につきましては、町の支援員は1名体制に移行していきたいと考えております。ただ、その欠員部分として、現在、各地域振興協議会では支援員にかわる事務職員の募集を行っているところでございます。また、この事

務職員の人件費に係る予算措置につきましては本議会に提案させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

また、財政的支援につきましても、今後協議会が取り組まれる新たな事業に対して町も支援をしていく考えでございます。ただし、地域振興協議会が自立を目指すためには自主財源の確立も必要であると考えておりました、自主財源の確保につきましては公共施設の指定管理やコミュニティービジネスの道を考えていくことが必要であると思います。例えば農産物の生産から加工、直売所での販売までを行って地域にお金が回る仕組みを確立できれば、結果として地域に活力と雇用が生まれてきます。今までの取り組みから少しずつ地域産業の芽が出てきていますので、今後も引き続き協議会と連携しながら、事業展開を進めていくために支援をしてまいりたいと思っております。

次に、南さいはく振興協議会区域における公共交通問題対策についてでございます。

以前より議会でも取り上げられて議論されてまいりました。とりわけ路線バス停から距離のある集落の運転免許を持っておられない方の交通手段をどう確保していくのかが大きな課題となっております。南さいはく地域振興協議会では、一昨年から、関係集落のみの問題ではなく振興区全体の課題としてとらえ、アンケートなどをされて調査結果をまとめられております。

このような状況を踏まえ、町としましては、昨年、集落からバス停までの住民の方の交通手段を確保する試験運行を2カ月間実施し、また、県の事業として、八金、金ヶ崎、二榎集落を対象にアンケート調査や集落内の共助、つまり助け合いによる車を運転できない人を無償で送迎する共助システムの試験運行を、南さいはく地域振興協議会が中心となって約1カ月間実施されました。この共助による試験運行を利用された方は延べ52名で、協力運転者の方は4名でありました。利用された方の意見として、自宅から目的地まで乗りかえなしで行くことができ非常に良かったという御意見が多数でありましたが、事故などの不安があったり、運転協力者の人数が少なく負担が大きい点など多くの課題も明らかになりました。中山間地域の公共交通につきましては、利用者の減少に伴い、乗り合いバス路線の存続や市町村独自のバス運行に国、県、市町村の赤字補てんが増大し、今後の財政に大きな負担となることが予想されます。このような状況を解決するための一つの手段として、この共助交通システムの導入が可能か否かを検証して、南西伯地域でどのような交通手段が適正なのかを検討していく考えであります。22年度には上長田地域でもこの共助による試験運行を行い、路線バスの影響も調査しながら、地域の皆さんの合意を得た上でどのような方法がいいのか決めていきたいと考えております。また、町全体の中長期的な交通体系につきましてもあわせて検討してまいります。

町としましては、路線バスの維持、存続を基本として、連絡する交通体系をいかに効果的に融合させるかが重要と考えております。ただ、現状として路線バスの利用者が減少しており、このままでいけば数年後に廃止という議論が起こることも当然予想されるわけでありまして、乗ろうと思ったときには交通機関がないということにもなりかねません。行政だけで地域の公共交通を守っていくことはできないわけでありまして、バス路線沿線住民の皆さんが当事者となって行政や交通事業者と協働しながら公共交通を守り、持続させていくことが重要であると思っておりますので、引き続きましての御理解と御協力をお願いを申し上げまして、答弁いたします。

○議長（石上 良夫君） 1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） ありがとうございます。

新年度予算のことについては答弁はあったんですけど、少し新規事業についてお話をいただきましたので、一つだけちょっと聞かせていただければと思います。

雇用対策のところで、地域プランナーということで農産物の販売ルート確保を行うコーディネーターを配置して販売、開拓及びPRなどを行うというふうになっておりますけど、もう少し具体的に、どういったような形でやられていく予定があるのかということをお聞かせください。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長であります。もうちょっと詳しくということですので説明をいたしますけども、このふるさと雇用におきまして、1 名の方を農村振興公社の方で雇っていただきます。このふるさと雇用の期間があと2年ありますので、22年、23年というふうに2年間を計画しております。

具体的にですけども、地産地消の拡大、あるいは地域特産物の販売ルートの確保、それから町内にあります特産品のPRというところを大きい主の課題にしております。ちっちゃいところとしましては、細田議員のときにも説明をさせていただきましたけども、今この振興公社では学校給食の食材を扱っております。そのときの作付の調整、これもちょっと詳しく説明しておきますと、農家の方は、今のところはうちの方が調整の指示を出しておりませんので、つくられる作物というのは同じ時期に出てきます。これは時期をずらせて通年で栽培をいただけるような調整、あるいはどういうものをつくった方がいいかという作物の指導、それから、あとは各農産物の販売所がございますけども、そういうところへの販売のPRでありますとか、各種団体なり、つくっておりますそれぞれの特産品、そういうものをどういうふうに販売に向けていったらいいとか、そういうところをこのプランナーの方に担っていただいてPRをしてみたいというふうに考えております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） ありがとうございます。

特に最近は景気雇用対策とか緊急経済対策とかそういったことが多くて、なかなか観光とか、それから特産品のことに人も予算も回りにくかったというところがあって、この地域プランナーの存在というのが、ぜひ大きな活躍をしていただければというふうに思っておりますけど、余りたくさん仕事をしていただくということになるとすべてが中途半端になってしまうというところもあると思いますので、やはりある程度仕事を絞って、やられる方を絞って、その方には2年間やっていただくというふうな方向の方がいいのではないかなと思いますけど、今話を聞く限りでは、本当にこれだけのことをすべてやりこなすということは難しいのではないかなというふうに思っておりますが、課長としてはその辺どのように考えておられますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 確かに、たくさんの課題といいますか、言いましたけども、できるだけ、1名ではありますけども、他の職員もいますので、そこら辺と協力しながら、できるだけ達成していただくような努力をしていただきたいというふうに考えてます。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） ありがとうございます。ぜひ販売ルート、また、そういった生産的なことも目を向けて力を入れていただきますように、よろしく願いをいたします。

次に、小規模契約の登録制度ということについて、先ほど町長の方から前向きに御答弁をいただきまして喜んでおります。

ただ、もうちょっとこちらの方からもお願いなんですけれど、先ほど埼玉の方で中心に関東にたくさんのそういった制度を設けてるところがあるというふうに言われました。それに間違いございません。ただ、鳥取の方では、近くでは大山町さんが、この登録制度というものではないですけど内規として持っておられるということを知り、電話でも確認いたしました。ただ、登録者制度ですかと言ってたら、いや、違いますとはっきりと言われて、内規として町内の業者の方を旧の大山町、中山、名和と3つに分けて、そういったことをつくっておられるということを知りました。それから鳥取市、米子市が同じようにやっておりますけど、やはり個人としては、金額をある程度小規模ということになりますので決めて、その中で発注を町内の方にしていくというふうなことだというふうにも聞いております。

前向きに検討していただけるということでもありますので、これについての質問はよろしいんですけど、あわせて、きょう、細田議員のところでお話しておられましたけど、一人親方の方

の支援ということをお話しておられまして、仕事のことばかりではなくて、そういった技術を習得したりとか、そういったこともぜひ商工会と連携しながらやらなければいけないと思ってるというふうなことを話をしていただきまして、本当に心強いなというふうにも思いました。ぜひともそういったような形、商工会、それから建設業協会もあります、そういった西部の建築連合会とか電気商工会西伯支部とか、そういったようなそれぞれの業種の中にそういったような組織関係もあるようですので、そういったところとまた商工会と、そして町とがつながっていくということになればこういったようなことも早く進み、町内の商工業者の活性化支援にもつながっていくのではないかなというふうに思います。

もう一度、済みません、町長、きょう言っておられました商工会と、それから一人親方、大工さんとか左官さんとかのことを構築していきたいというふうに話をしておられましたが、もう一度詳しく説明を、考えを示していただければと思います。

○議長（石上 良夫君） 建設課長、三嶋義文君。

○建設課長（三嶋 義文君） 建設課長です。議員御提案の小規模工事の希望者登録制度、趣旨も十分理解できますし、町としましても、担当課としても十分検討して取り組みたいというふうに思っております。

先ほど議員も言われましたけれども、全国的にしておられますけれども、一つ気になりますのは、一人事業主という方だけを登録してそういう方に出されているようですけれども、ちょっと私の方が南部町版として考えますと、何十人という個人事業者の方を、じゃあ今回この工事をどなたに出そうかというその選定、人選が非常に困るんだらうというところがあります。だもんですから、議員も言われましたそういう団体とか組織、あるいはうちで考えてます商工会、そういうものとあわせた制度づくりというのが公平ではないかなというふうに思っています。

実際、今町内の指名資格者、業者が11社ありまして、指名して工事を出しておるわけですが、なかなか中規模工事がすべての業者さんに回っていないというのも、受注いただけないというような実態もありまして、そういう業者さんに修繕も出しているわけです。限られた個人業者さんだけに限定して小規模なものを出していくと今ある企業さんも困られますし、その辺の兼ね合いがありまして、町長答弁でもありました商工会さんを、工業部門というので80社ぐらい個人さんも含めてあるようですので、そういう中で窓口になってもらって公平に効率的にいただければなというふうなプランを持っておりますので、今後そういう協力いただける団体さんと話を進めていきたいなというふうに担当課では考えております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） この工事の発注関係につきましては、今日までの議会でもいろいろ、特に共産党議員さんの方からも何回となく契約の方法、工事の発注、入札の方法、そういったことについて、ある時期には町内企業、業者を優先、それからある時期にはまた今度はそういうこととはなくて一般競争入札に付して公共性を高めるといふやなことでもいろいろ今日まで質疑をいただいて、それなりに町の考えをお答えをしてきたわけでございますけれども、きょう、板井議員さんの方からは、この内容について小規模工事の契約希望者の登録制度といふやなことを具体的に提案をさせていただいて、これについてどうかということでお尋ねをございまして、いろいろ私どもも調べました。

先ほど町長の答弁にもありましたように、いろいろこういう制度が今普及をしつつあるという状況でありますので、これは現実の問題として町内にもそういう一人親方の業種の方もおられるわけでありますので、一つこれは商工会の方とうまく連携をして、業種も数あるわけでございます、すべての業種ができるのかどうなのか、また、ある業者についてはそういったことまでなくても随時購入をしておるといふやな実態もあつたりするわけありますから、どういった部分が本当に不足しておるのか、そういったようなことも十分検討して、これは早急に検討して、またこれについて商工会の方も前向きに理解をさせていただいて、町内全体の商工業者の活性化といふやな視点でとらえていただいて、前向きな取り組みをしていただくように要請もしてみたいといふふうに思っておるところでございますので、今後におきましてもまたどんどんこういった提案があればお聞かせいただけたらというふうに思いますので、ひとつよろしく願います。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） ありがとうございます。

ちょっと申しておきますけど、私、共産党議員団ではございませんで、ただ……（発言する者あり）わかっています。ただ、私は、やっぱりいいことはしなくちゃいけないということはありませんけれど、ただ、この小規模の登録制度が、決してさっき建設課長が言われるように100%いいということではないというふうに思いますので、その辺の、この名前がたまたまあつたから使つたぐらいのことで、やはり、まずは地元の業者の方々、企業を支援する方法がないかなといふところでそういったものがあつたということでございます。ぜひ前向きに、そういった商工会とかを通して透明な入札ができるよう、また、特に町内といひますと身内の方とか近い方、しょっちゅう顔を合わせる方ばかりの競争ということにもなってくると思いますので、そういったようなことが起こらないような入札、方法で、できる限り町内に仕事を落としていただくといふような適切な方法をとって対応をしていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

そうしますと、次に、地域振興協議会のことについて話をさせていただければと思います。

実は、主催が鳥取県西部地区中山間地域振興協議会ということで、元気が出る中山間地域フォーラムというのが3月の4日にコンベンションで開催をされました。特に私のいます南さいはく地域の都市との交流についてとか、それから私の2番目の質問にもありますけれど、不便交通対策についてということで分科会が後でありまして、非常に興味を持ち、この中山間フォーラムに参加をさせていただきました。この中から少し取り上げまして再質問をさせていただければと思います。

最初に講演がありまして、広島県の安芸高田市に川根振興協議会という団体がありまして、会長、辻駒健二さんが約1時間にわたって講演をされまして、自分たちが今までやってきた対策というものについて方策と方向をずっと話をされたところなんですけれど、この振興協議会の立ち上げが昭和47年です。特に過疎化をしていくということで、それでは自分たちのまちがだんだん疲弊していくというところから、この地域、校区なんですけれど、川根地域なんですけど、そちらの方で何とかせんといけんということで設立をされたのが、先ほど話をしました辻駒さんなんですけれど、それからずっといろいろと、じゃあ何をしたらいいかということを考えながら、また行政と相談もしながら対応されて今現在に至ってる。計算しますと約37年間、この地域づくりというものに携わってやってきております。

この振興協議会というものは、町の主導ではなく自分たちがやらなくちゃいけないということで始められたものだというふうに思いますけれど、活動の展開としましては、経済活動としまして、まず中学校の跡地を活用して、そちらの方に宿泊施設を建設されました。これは町の方の補助事業で行われたものなんですけれど、ここを交流拠点としてエコミュージアム川根というのが整備されて、ここを中心として事務関係もやり、また宿泊を、年間で約4,000人ぐらいの宿泊利用があるようなんですけれど、そういったところを経営しながらこの振興協議会を成り立たせているというふうなところでした。

それから交流活動としては、蛍が舞う施設ということで、この南部町でいけば金田地区に条件的に似てるところなんですけれど、そういったようなものを伝統芸能とあわせてイベントを行ったりとかされて、5,000人余りの人が訪れていると。

また、福祉活動としまして、安心して住める地域づくりということで1人1日1円募金というのが行われておりました。これは各家に何人か家族がおられるわけなんですけれど、その人たちが竹を軒数分つって貯金箱を各家庭にそれぞれ配布して、それから1人が1円ずつ入れていくと。それが例えばデイサービスとかそういったものに使われているというようなことをしておら

れました。

それから担い手確保ということで、先ほど説明しましたエコミュージアム川根の横の方に土地を造成しまして、若者定住的な建物をいいますか、敷地をつくってそこに住んでいただくということで、写真も出てるんですけど、この住宅から子供たちが歩いて、これで見ただけでも20人ぐらいの子供が学校まで歩いてますけど、そういったことをしておられました。

それから農地保全ということで、これは組合法人かわねというものを立ち上げて農地保全に取り組んでおられると。また、生活環境としましては、JAが店を撤退した、Aコープが撤退したんじゃないでしょうか、それから同じくそこにスタンドがあったんですが、そういったものを自分たちで今経営をしているというふうに言っておられました。

それから、あと生活交通の確保ということで交通不便対策も、これもNPO法人を立ち上げて対応しておられました。この交通についてはちょっと後で申させてもらいます。

その中で一番問題点、この37年間やっている中で何が一番大切だったかということについて書いてありますのが、行政との連携ということを掲げておられました。こうした活動は、みずからの地域の手で主体的な地域活動と、それを的確にサポートする行政との協働によって作り上げられたものである、この基点となったのは住民と行政の対話の場、地域振興懇談会であった、この懇談会は行政と課題共有や情報共有を図る目的であったが、当初は一方的な要求の場であった、会を重ねる中で、住民として担うべきこと、行政がすべきこと、双方連携して取り組むべきこと等が整理され、要求型から提案型への懇談会となっている、組織運営はリーダー1人では担い切れるものではない、さまざまな分野の人材を探し出して、意を同じくする仲間とともに役割分担を図ることも必要である、活動の展開には地域に住む行政職員のサポートには心強いものがある、地域への情報の蓄積、行動のためのアイデア、複雑な事務処理など、職員には地域活動の下支えとして、さらには町づくりの仕掛け人、またコーディネーターとしての自覚を持ってさまざまな活動に寄与してほしいものであるというふうに書いてあります。地域振興協議会を盛り上げていくためには、やはり行政の力、またサポートなくしてはやっていけないということがはっきりとこちらにも書いてあり、37年間やってきた中でそういったことも言うておられるということだと思います。

今度この1人体制になるわけなんですけれど、1人体制、これは仕方ないと思いますが、これをやはりもうしばらく続けてほしいというのが私のお願いなんですけど、ちょっと前置きが長くなってまことに申しわけないんですけど、この1人体制の継続について考えを伺えたらというふうに思います。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。板井議員の御質問でございますが、その前に、3年間の検証ということ踏まえてということでございますので、私の方の答弁も、この3年間の検証というのを踏まえてという趣旨で申し述べます。

まず、振興協議会につきましては、各協議会ともこの3年で大きな前進をしてこられました。成果を出しておられます。先ほど植田議員は、条例検討委員会の中で、ある会長さんが成果が出ていないと言った会長もあるということをおっしゃいましたけども、そういう趣旨の発言はございません。探してみましたが、成果が出ていないという前後に、まだ成果が出ていないこともあるのでという文言がございました。これは長期的に取り組むがゆえに、なかなか1年2年では成果が出ないことも当然でございますので、そのことをおっしゃっておられますので、決してある会長さんが成果が出ていないということをおっしゃったわけではございません。成果は出ておるといふそのことを踏まえて、活動がずんずん定着してきて支援の職員が1人でも何とかやっけていける、ただし、町長が先ほど答弁されましたように、欠員については地元からという流れでございます。

さて、板井議員さんのお尋ねの中で、支援の職員をもう少し継続して配置してほしいということでございましたが、現在考えておりますのは、一つ来年度、22年度をめどとしてということで考えております。状況については、しゃくし定規にぱんと決めることは難しいと思いますので、やはり状況を見ながらということで御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） これも前回ちょっとお願いした部分でもあって、今後続けた話になるんですけど、やはり今現状として、ちょうど会長さんもかわる時期になっております。その会長さんを選ぶ、それから今新しく4月からの事務職員の方を選ぶ、公募はかけておりますけれど、南さいはくでも非常に困難をきわめてるというような状況です。ほかの振興区を聞いてみましても、そのまま継続される所はいいんですけど、やはり新しい方をとるところはなかなか見つかりにくいと。今それぞれ振興区で評議員の方も含めて選考委員会がありますので、そういったところで多分模索なり検討しておられると思っておりますけれど、本当に厳しい状況。

それは何かというと、やはり要は一番はお金だと思いますね。このたびの、1人当たりの123万でしたっけ、その金額にしても、やはり若い人は、まずこれでは絶対頼めません。ある程度年配の方で一線を退かれた方、今はまだまだそういった方でも元気な方が多いですから、そういった方もあるとは思いますが、特に至ってこういった中山間地域はなかなかそういった方も

見つけにくいというのも現状なんです。やはりそういったところを考えると、もちろん最終的には自立しなくてはいけないというふうには思いますけれど、まだ3年、あと延ばしてもたったの4年です。先ほどの川根の振興協議会は37年です。これはもう最初から自分たちでやっておられます。別に支援職員がおられたわけではありませんが、ただ、さっき言われたように、そういった連携は必ず必要です。そういった連携をちゃんとつくる、また、今の支援職員の方ももうちょっと振興協議会を支えていただく、指導していただくということをお願いをできたらと思いますし、もしそれがだめだと言われるならば、やはり経済的な、人件費的なものを、もうちょっとやる気のある人を本気で支えられるようなものを、予算的なものを考えていただけないかなというふうに思いますが、その点についてよろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。人に対する財政的な支援という趣旨でのお尋ねだと思いますけども、基本的に各振興協議会には、今回募集していただきます事務局さんについては差があってはなりませんので、同額をお願いをしておるところでございます。それ以上のものという部分については、各協議会の中でお決めいただいてそこはつけていただくということになると思います。その原資につきましては、平成22年の中途からになると思いますけども、公共施設の指定管理をとっていただいたり、それからそのほかにも、先ほど町長の方から答弁をしていただきましたけども、さまざまなことでの自主財源の確立ということで、やはり地域に町の交付金とあわせて自主財源というもう一つのエンジンを持っていただく努力や工夫をお願いしたいと思いますし、そのことについて町の方もさまざまな形で事業を絡めたりする中でバックアップをしていきたいというのは、これはもう当然のことだと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。支援職員の件でございますけれども、これは先ほど申し上げたとおりであります。当初3年程度ということに進めておったわけですがけれども、いましばらくということがあるわけございまして、私もやっぱりこれは必要であろうなということを感じておりまして、支援を続けていきたいというように思っております。

ただ、振興協議会によっては、もういいわというところもあるわけですね、もういいわというところもあります。したがって、私は、やっぱりそういう状況をよく掌握していい判断をせんといけんということですが、問題は、仕事の内容と量ですね、仕事の質といひましようか、それと量、物理的に量、そういうことも一方では問われなければいけんというように思っ

ております。これからどんどんさまざまな課題について振興協議会が主体的な役割を今まで以上にまた担っていくというようなことがあれば、本当に今の形態でこのまま続けていけてもいいのかどうなのかというようなこともまた問題になろうと思います。

例えば、例えばの話でございますよ、東西町あたしは印鑑証明や住民票の取得はここまで来んといけんということですから、例えばそういうことが東西町の振興協議会の事務局でできるならば、そういうサービスをできるためには職員がこれは必要なんですから行かなければいけんということもありますね。そういう仕事の質といいましょうか、内容によっては必ずこの形態だないといけんとか、それからさっきは、植田議員さんでしたか、どなたかおっしゃいましたけれども、報酬でもぼんと振興協議会に出いて、あれは赤井議員さんでしたかいね、おっしゃったわけですが、いろんなやり方があるだろうと思います。私もこれだないといけんというがちがちの頭になっているわけではございませんので、臨機にに応じてやっていきたい。

人口100人に1人の職員というのがどうも我々の団体の標準規模だそうでございます、職員数がですね。そういうことからいいますと、大体120人程度の職員でこの自治体を運営していかなければいけんということでもあります。まだ20名以上の職員がそれから比較しますと過剰になっているわけですから、この間に、私は地域振興協議会の支援をしっかりと地域に最大力を入れておきたい。徐々に職員の数が減ってきますと、いつまでも地域ということにもこれはならんやになってまいります。そこの辺との兼ね合い、バランスの中で支援員の対応を考えていきたいと、このように思っております。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） ありがとうございます。

ぜひ、この地域振興協議会、必ず各それぞれの地域が特徴を持った形で成り立っていく、そして協働、助け合いながら生活ができるというものをつくり上げなくちゃいけないというふうに思っていますので、ぜひともそれがあ程度ルールに乗るまでいろんな形での御支援をいただきますように、よろしく願いをいたします。

最後に、ちょうど同じ日に分科会がありまして、中山間地域における共助交通システムの構築に関するプロジェクトの報告ということで米子高専の加藤先生の話があり、そのアドバイザーとして、南さいはくの副会長さんや、それから富有の里の田貝会長なども前に出て話をさせていただきました。その中で、ことしの10月の9日から11月の8日にかけてアンケートを行って、その後11月30日から12月25日の間に試行運転をしたということで、八金、金ヶ崎、二楸集落のところの方々をこのたびは目的地まで送ってあげる、今度また目的地で終わりましたら送

迎ということが試験的な運行がされまして、この分科会の中に利用された方3人、それから運転された方3人ということで出席をしておられまして、意見等がありました。

時間が残り少ないのでたくさん話すことはできませんけれど、特に本当に助かったと、ただ、お金を払わなかったので心苦しかったというのが、まず利用者の方の意見でした。それから3日前までの予約でなかなか急に例えばお金をおろさなきゃいけなくなったとか、そういったことの急なことの対応が本当はしてほしかったということと、あとは金山地区の奥部の方から、私たちもそんなんがあるなら利用したいというふうな話が出た、苦情が出たというふうなこともありまして、また運転手さんについては、運転をされた方については、地域の皆さんのお役に立ててよかった、ただ、自分もいつこんな状況になるかわからないからできるうちにやっておきたかったということがありました。また、事故等の問題も考えて運転に大変緊張したということもありました。また、副会長さんはこの運転の方にも携わっておられまして、利用すべき人が利用されなかった、その辺をもうちょっと深く研究をして、なぜ利用ができなかったのか、利用されなかったのかということも調べてみなくちゃいけないということがありました。また、運転については、1カ月前までにあいてる日を……。

○議長（石上 良夫君） 発言時間が終了しました。

○議員（1番 板井 隆君） すいません。いうことですね、とにかくこの共助も、ことしまた上長田も含めてされるようですので、その中で十分に検討をしていただいて最良の交通不便対策を打っていただければと思いますので、よろしく願いをしまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石上 良夫君） 以上で1番、板井隆君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） ここで休憩します。再開は16時50分とします。

午後4時35分休憩

午後4時50分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

ここで、あらかじめ会議時間の延長を宣告いたします。

続いて、3番、雑賀敏之君の質問を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 3番、雑賀敏之でございます。議長のお許しを得ましたので、通

告に従い質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

私は、町立保育園の存続を求めて質問いたします。

町長は、12月議会で町立保育園存続の求めに対して、自治体の負担軽減、保育ニーズの多様化、非常勤職員の処遇改善等の理由で民営化を検討すると答弁され、また3月議会の提案理由説明でも、民間法人に運営の委託を検討すると表明されています。12月議会ではその具体案として、現在4園ある町立保育園を年齢によって2分割し、低年齢児、障がい児は正規職員による保育、それ以外の園児は非正規職員による保育を行い、これを民営化すると説明がありました。このことについて、保護者を初め保育現場からも驚きの声が上がっています。町長の示す案が保育現場の実態を理解していないではなく、保育の質、あり方が問われる重大な問題が含まれています。保育園分割案について問い、再考を求めます。

また、民営化の根拠を問い、町立保育園の存続を求めて具体的に次のことについて質問いたします。

1点目、4園を年齢により分割すれば、通園の制約、保護者の送迎に支障を来すと思いますが、どう考えているのか伺います。2点目、保育園2分割は、保育士の保育経験や保育の熟練から見ても問題があると思いますが、どう考えておられるのか伺います。3点目、民営化で町の負担軽減をどう図ろうとされているのか伺います。4点目、保育ニーズの多様化、対応がなぜ現行でできないのか、どのようなニーズがどれだけあるのか伺います。5点目、民営化で現在の非常勤職員の待遇改善がどう図られるのか伺います。6点目、2分割案をやめ、現行の町立で運営することを求めます。7点目でございますが、これは通告をしておりませんが、22年度の予算で保育園の職員配置基準の見直しがされております。どのようにお考えか伺います。

以上、この壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 雑賀議員の御質問にお答えをしてみたいです。

町立保育園の存続を求めるということですが、前回の12月定例議会一般質問で亀尾議員にお答えをしておりますが、その内容にどうも誤解があるようでございますので、答弁が一部重複することをお断りしながらもう一度申し上げます。

南部町の保育園の現状をまず申し上げます。4園の定員は390名で、現在、保育園児数は385名、98.7%の利用率となっております。待機児童はありません。また、開園時間は午前7時30分から午後6時30分までの11時間行っております。土曜日の午前は全園で、午後保育はすみれ保育園とさくら保育園で行っております。受け入れ年齢は、生後6カ月から1歳児

まではつくし保育園とひまわり保育園で、1歳児から就学前までは全園で受け入れをしております。

運営経費ですが、平成20年度は3億2,314万2,000円で、収入につきましては保育料8,388万1,000円、交付税措置された1億2,073万3,000円、不足する1億1,852万8,000円が一般財源で、実質、町の超過負担ということでございます。

現在の職員の状況でございますが、正職員26名、非正職員41名、パート職員41名でございます。職員の配置基準は、零歳児は3人に対して1人の職員を配置しなければいけません。1歳児から2歳児は6人に対して職員を1人、3歳児は20人に対して1人、4歳から5歳児は30人に対して職員1人を配置しなければなりません。また、早朝と夕方の延長保育や土曜日保育、障がい児保育、途中入所の受け入れにも職員を配置しておりますので職員も多く必要となり、その分、人件費がたくさんかかるわけでありまして。平成20年度の人件費は2億6,700万円で、全体の82.6%となっております。

財源の問題を申しますと、平成16年度から国の補助金が一般財源化され、並行して従来の保育園補助金分が含まれます地方交付税も減額の方へ進みました。したがって、ますます自治体の負担がふえて厳しい状況が続いているわけでございます。

一方、保護者からは、延長保育や休日保育などニーズの増加と多様化が進む中で、財政的な問題などでどこまで行政がこたえられるかということもございます。南部町に限らず、どこの自治体も運営が苦しくなっているところでもあります。このような状況にあっても、未来を担う子供たちの健やかなはぐくみを保障しながら、保護者の多様な保育ニーズにこたえつつ、なおかつ財政的にも効率的な運営を図る方法を模索をしていくことが求められていると考えております。

民営化の流れは、鳥取市など全国的に進んでいるのが現状でございます。民営化を実施した自治体の中には、保育内容の向上や送迎などの独自サービスの実施により保護者に喜ばれている保育園もございます。しかし、民営化が強行されたことに問題が生じて裁判となったケースや反対運動などがあるように聞いています。民営化にはメリットもありますが、デメリットも当然あるわけでございますから、民営化の検討に当たっては、保護者の皆様と話し合いを持ったりアンケートを行うなど、十分に時間をかけて慎重に進めていかなければならないと考えております。

民営化の必要性としましては、最小の経費で最大の効果を上げることは、これは行政の責務でありまして、より少ない経費で同じサービスを提供できる方法があれば、その方法を検討すべきであり、その方法が変化に対して迅速かつ柔軟に対応できる点ですぐれているのであれば、これ

は変えていくべきだと考えます。かつての保育園は一定のサービスを提供していればよかったのですが、保護者の就労形態などの変化により保育ニーズが多様化し、保育園独自にきめ細かく対応するといった柔軟さが求められております。このような状況から、民間保育園の持つ機動性や柔軟性を生かして多様な保育サービスを提供するため、官と民との役割分担や責任の確保策、効率性、サービスの水準を検証しながら、民間でできることは民間にゆだねることを原則に検討していくべき課題であると位置づけております。

このようなことを念頭に南部町の保育園の民営化を考える場合、正規職員による直営施設と現在お勤めの非常勤職員などを雇い上げた民間法人による指定管理施設の２種類で運営したらどうかと構想しまして、年齢によって分けるようなことは考えているわけではございません。現在、西伯地区に２園と会見地区に２園の保育園がありますが、このうち１カ所ずつを民営化したらどうかということを念頭に検討していきたいと思っております。また、運営につきましては、これまでは地方公共団体、または社会福祉法人に限定されていましたが、学校法人やNPO法人なども運営が可能となっていますので、運営先をどうするか今後検討していかなければならないと、このように思います。

次に、２分割は、保育士の保育経験の熟練から見ても問題があるのではないかとということでございます。子供の年齢や保育士の年齢によって保育園を分割するわけではございませんので、誤解がないようにお願いします。正規な職員はもとよりですが、非常勤職員といっても保育士の資格を持ち、子供たちへの保育熱意は、まさるとも劣らないお気持ちで保育をさせていただいておまして、長いお方は３１年もの御経験をお持ちですから、全く御心配には及びません。民営化になりますと、保育水準などで問題が生じないように話し合っていかなければならないことだと考えております。

次に、民営化で町の負担軽減をどう図ろうかとしているのかという質問でございます。現段階でお答えできる数値は持ち合わせておりませんが、多様な保育ニーズにおこたえしていくためには間違いなく経費がかかります。交付税に大きく依存している我が町の財政ですが、合併算定が終われば約４億円の交付税の縮小が見込まれて、すべての行政経費の見直しを図らなければなりません、急にはできませんから、今からでも民間で対応できるような事務については民間委託の道も模索していかなければならないということでもあります。全面的な民間委託となれば、正規職員も整理退職となり、それなりの財政効果も上がると考えますが、そうではありませんし、民間委託しても指定管理料は必要ですから、財政的にはそれほどの合理化にはならないと思います。むしろ３年で切れることとなっている非常勤職員さんの任期切れを考慮して、円滑な保育園

運営を目指すものであることに御理解を賜りたいと思います。

次に、保育ニーズの多様化が現行でできないのかと、どのようなニーズがどれだけあるのかという質問でございます。保育のニーズにつきましては、前年度のアンケートの内容によりお答えします。早朝7時から保育を希望しておられる方が32名で、全体の10.8%でした。また、延長保育で夕方7時まで保育を希望しておられる方が44名で、全体の14.9%でした。このほかにも、土曜日の午後保育や休日保育のニーズがございます。

しかし、2,000万円以上の保育料の軽減策を実施するなど子育て支援に相当な財政出動も果たしておりまして、これらの要望にすべておこたえすることは財政的にも難しいのが現状であります。これが民営化になりますと、民間が持つ保育ニーズに対応する柔軟性や独自性を活用すれば即応性を発揮し、延長保育や休日保育などの保育ニーズに取り組むことができるものと期待しておりまして、保育サービスは向上するものと思っております。これら多様な保育ニーズに対応することができれば、保護者にとっては大変に喜ばしいことではないかと考えております。

次に、民営化で現在の非常勤職員の待遇改善が図られるのかという御質問にお答えします。現在の非常勤職員は、年度更新が2回まで認められておりまして、最大で3年間の雇用ができるようになっております。その後は退職となり、継続勤務ができなくなります。民営化で現在の非常勤職員を民間法人で雇い上げをすれば将来的に雇用が安定し、非常勤職員の身分保障もされ、待遇改善も果たされるので、喜ばしいことではないかと考えております。

最後に、現行の町立保育園での運営を求めるということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、全面的な民間委託ではなく、非常勤の任期切れにより円滑な保育園運営が損なわれる事態の回避といった側面が強いものですから、ぜひとも御理解を賜りたいと存じます。いずれにいたしましても、民営化につきましては、いろいろな角度から時間をかけて合意を図っていかねば現場に混乱が発生するおそれがあるというように思っておりまして、さらなる検討をしてみたいと思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 雑賀議員の壇上での質問で、通告しておりませんが、後ほど答弁ができれば、できますか。

町民生活課長、分倉善文君。

○町民生活課長（分倉 善文君） 町民生活課長でございます。先ほどの7点目の御質問でございますが、保育配置基準の見直しについての御質問でございました。平成21年度までは町の基準を設けておりまして、それを国の基準に変更をするものでございます。ゼロ歳児につきましては、2.5人に1人の職員を配置しているところを国の基準に合わせて、3人の児童に対して1人の

職員を配置するというものでございます。それから、1歳児につきましては、4.5人に対して1人の職員を配置しておりましたが、国の基準どおり、6人に対して1人の職員を配置することに變更しております。それから、2歳児につきましては、4.8人に1人の職員を配置するようにはしておりましたが、6人に1人の職員を配置するようには變更をしたものでございます。3歳児、4歳児、5歳児につきましては、国の基準どおり今までやっておりましたので、この變更はございません。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 再度質問させていただきます。

今、町長の方から御答弁がございました。確認をしたいと思います。今、誤解があるということでもございましたけども、12月議会の答弁を見ますと、そのようにとらざるを得ないような答弁だと私は考えましたので、ここに答弁がございましたけども、私が申し上げました、正確には分割とは言うておられませんでしたが、これは後でまた確認したいと思います。再度確認いたします。答弁で、園の分割化はしないということ、それは私の間違いだということであれば、それであればですけども。具体的に今、町長が考えておられる民営化と、それから公営の振り分けですね、それを再度どのように考えておられるのか、お聞きしておきます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほどの答弁書でも申し上げましたけれども、今現在4園あるわけでございます。4園ある中で、西伯側だけと言ってもいけませんし、会見側だけと言ってもいけないので、西伯と会見で1園ずつぐらい民間法人などへの指定管理に出したらと、このように考えているということでございます。

先ほど雑賀議員、年齢によって云々とおっしゃったのではないかと思いますけれども、例えば3歳以上はしてとか、3歳以下で分けるとか、そういう気持ちではございませんので、園によって2種類の直営園と、直営の施設と、それから民間法人などへの指定管理施設と2種類の施設でやりたいというぐあいに考えているわけでございます。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） なぜ私が2分割ではないかということをお願いしたのは、町長さんの答弁の中に、今ある正規職員で低年齢児、それから非正規職員で、それ以外のというぐあいに答弁をされておりますので、ということは、低年齢児、それからそれ以外の園児ということになれば、今現在は低年齢児から高年齢児まで1つの保育園でやっておりますので、それを今言われました正規職員で低年齢児、それから民間にして非正規職員と言われましたので、そのよ

うに解釈をしましたが、それは間違いでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。そのような向きの発言をした記憶はございますけども、あくまでも気持ちはさっき言ったようなことであります。年齢で割るといようなことではございません。そのときの言った意味は、結局手間暇のかかる保育園児ですね、そういうものについての公的な責任は果たさんといけんよという意味をちょっと強調したのではないかと思いますけども、民間保育園がたとえ受け入れなくても、これは公的な保育園できちんに対応せんといけんだろうという意味合いできっと話したと思います、今もそういう気持ちですから。ただ、2歳とか1歳とか、そういう年齢で区別するようなことができるわけもないというように思っておりますので、そのように解釈して読んでください。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ということは、年齢では区切らないということです。じゃあもう一つ、今の西伯と会見で一応1園ずつ民営化、公立を考えてはどうかということだったと思いますが、現在はまだ具体的には考えておられませんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。現在、どの園を直営でやり、どの園を民間に出すのかというようなことについては、具体的ではございません。構想の段階でございます。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 次、2番目の質問に移ります。先ほど私が2番目に質問いたしましたのは、やはり町長の答弁の中に2分割を思わせるような記述が、町長も認められましたけども、半分、ありましたので、このような2分割についての保育士さんの熟練等については問題があるじゃないかということをお聞きしておりますので、この2番目の問題については白紙にしたいと思います。

じゃあ、これも、3番目もやはりそういうことからの質問になっております。低年齢児は正規職員、それから高年齢児は手間暇もかからないので、非正規ということをやはり言うておられますので、このことも質問しましたけども、こういうことは考えなくてもいいということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。私が頭にありますのは、民間の保育園が障がい児だとか、あるいは特別に手間暇のかかる子供たちの保育を受けないと、拒否をするというようなことがあっても、

公的な保育園としての責任を果たさなければいけないだろうというように思うわけですし、これはきっちり直営施設で面倒を見なければいけんと、そういうことを強調したかったわけでありまして。ですから、今の形態にある、普通の障がい児もいるし乳幼児もいるし、5歳児もいるといった、そういう一般的な保育園で経営ができれば、それが一番いいのではないかと、このように思っております。中には保育を拒否するような保育園もあるわけですが、子供の状態によっては、そういうことはさせてはいけないという思いでいますので、誤解がないように、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 次、4番目の質問に移りたいと思います。先ほど来、町長さんも言っておられますけども、非正規職員で民営化にして職員の待遇改善を図れるということがございますけども、現在どのような法人というか、そういうところを考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。構想で話したわけですし、具体的に民営化をどこにさせようかというところまで進んでいるわけではございません。ただ、私のもとには、そのような議会での一般質問のやりとりを聞いてだろうというように思いますけれども、ここに、大新東株式会社というのが保育園業務委託の提案ということで持ってきております。これは、そういう話を聞いて持ってきたのだろうと思いますけれども、こういう業者もおります。これは全国展開しております、保育園の業務をあちらこちらで受けて現にやっておる業者のようでございます。

それから、さっきの答弁でも申し上げましたけれども、従来はどうも、直営しか私は頭になかったわけですが、地方公共団体または社会福祉法人に限定されておったようでございますけれども、学校法人や、あるいはNPO法人などにも運営が可能となっておるということもございます、申し上げましたように、今後、一番適切な運営先というようなものも検討していく必要があるというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、私がなぜそのような質問をしたかと申しますと、町長さんの所信表明の中に民間法人に運営の委託を検討してまいりますということで、公設の部分と民間にゆだねる部分との課題の整理をしてということがございましたので、例えば完全な、先ほど言われました学校法人なりNPO法人なり、ここには株式会社も私営ということで許可が得られるということになっております。やはり検討をされるには、ある程度行き先を考えられて検討をされ

たのかなと思ひまして、そのような質問をいたしましたんですが、今、課題の整理をしてということでございますが、町長としては、このような課題の整理というのはどのような課題があるとお考えか、ちょっとお聞きしてみたいと思ひます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 課題でございますけれども、これは12月議会に亀尾議員さんの御質問もございまして、るたくさんの項目を申し述べております。一番大きな課題というのは、やっぱり民営化に伴う保育の質というようなものについての保護者の不安感というものが大きな課題だろうというように思っております。決してそういう不安に思っただくことはないというようなことをつくっていかねばいけませんし、そういう不安を与えてはいけないというように思っております。

それから、現在80名もの非常勤やパート職員があるわけですが、これらの皆さんのお気持ちと、それから町がやろうとしておることがあんまりかけ離れたものになってはこれは困るわけですし、やっぱり現在働いていただいている非常勤職員さんの待遇改善も同時に図ることができるんだという、そういうことについて御理解を求めなければいけんというように思っております。

それから、雑賀議員もおっしゃるように、やっぱりどのような形態の法人にお願いしていくのかというようなことも大きな課題ですね。NPOでいくのか、あるいは民間、社会福祉法人でいくのか、あるいは株式会社でもやれるというなら、そういうところでいくのか、そういうことを大きな課題として考えていかねばいけんというように思っております。課題は物すごい山積しておるといふように思っております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 課題は山積はしてると私も非常に思っております。だから、このような質問をしております。それで、今、町長が言われました職員の待遇改善、本当に万が一町長が考えておられるように公営と民営化にした場合に、公営では職員が雇えないということで、多分民営化になれば、その方に雇っていただいて、職員の待遇改善になるんだということを言っておられますけれども、例えば前に町ではそういうような例はありませんでしたでしょうか、お聞きしてみたいと思ひますが。

○議長（石上 良夫君） ちょっと今のはどういう意味ですか。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 例えば伯耆の国ですね、これ途中から指定管理にされておりますが、多分当初はやはりこういうふうな形態であったと思ひますが、例えば伯耆の国はどのような

形態で今はされてるか、ちょっとお聞きしてみたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 伯耆の国のことに関しては答弁する方はおられませんけど、違った例はありませんか。

○議員（3番 雑賀 敏之君） もしそういう例があれば結構です。

○議長（石上 良夫君） 町長として答弁できる範囲なら、してください。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。同じ例になるかどうかわかりませんが、伯耆の国については、これは町が出捐をしてつくった法人でございますから、その範囲においてお答えをいたしたいと思いますが、これは町の直営施設でありました県立特別養護老人ホーム、西伯有楽苑、これを県の方から町に移管の話がございまして、6,000万とか7,000万程度の赤字運営をしておりましたので、単なる県施設の移管では町財政にまことに大きな影響を与えるということから、その移管を受ける施設、これを運営する法人として旧西伯町と会見町が出捐をして伯耆の国という法人をつくって、そこで新しいスタイルで老人ホームの運営を始めたということでございます。したがって、今回、南部町の保育園を運営するに当たって、新たな法人でもつくってやるのかということですが、私はそこまでのことをせんでも、亀尾議員の一般質問で早速業者が駆けつけて提案しているぐらいですから、NPOだとか社会福祉法人だとか、やりたい、あるいはやってくれるところはあるというように踏んでおりますので、若干この伯耆の国の例とはちょっと意味が違うというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、後ろの方から助言がありましたので、給食センターはどうなってるか、ちょっとお聞きしたいと思います。といいますのは、なぜお聞きするかということは、やはりそういうぐあいになって、今、非正規職員になっておられる方が本当に身分が安定するのかなということを非常に心配しておりまして、民営化になったら、これは町長さんの人事権の及ばないところになると思いますので、やはり今、非正規職員で働いておられる方は、たとえ非正規であっても町の仕事をしてるんだと、町直営の仕事をしてるんで、それなりの安心感があるんじゃないかと思います。それで、民営が悪いとは言いませんけど、やはり民営化すれば、どうしても財政のことを考えなくちゃいけないと思います。そうすれば、今、正規職員が20数名、それから非正規が約40名、それからパートが40名、80名という方がかわられるという可能性がありますので、本当にこれで大丈夫かということを心配しておりますので、ちょっとその辺についてお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。大変心配をしていただいております、ありがとうございます。

私も心配をしておるわけでございます。地方公務員法あるいは地方自治法の規定によって、今の職員さんが一応切れるわけです。この切れたときに、もう結構ですという、本当はお願いしたいわけなんですけれども、この建前上、そのまま3月31日で切れれば4月1日以降引き続いてお世話になられんわけです。そうしますと、そこに空白ができてきます、何カ月か後にまた採用することはあっても。そういう保育園の運営上の問題からも、やっぱりそういう切れたりせんでも継続して雇用ができるような体制、雇用形態といったものを提案するのも私の仕事ではないかと、このように思っているわけです。御懸念はわかります。

したがって、民営化して、いわゆる株式会社などで稼いで、職員の給与が低く抑えられるのではないかなというようなことではないかなというように思うわけですが、やっぱりそこは、受けとるところの一つの考え方、判断というように中で決定するわけですし、あんまりくちばしを入れるわけにはいきませんが、当然現在働いておられる方をそのまま採用していただく、希望者はそのまま働いていただく。それから、待遇についても、現在お支払いをしているベースというものを尊重して支払っていただきたいというようなこと。それから、社会保険とか、そういうさまざまな公的な扶助制度にも加入していただいて待遇改善を図るというようなことは、これは当然契約をするときに話す内容でございます。そういうことがセットで図られないと、なかなか御理解はいただけないのではないかなという思いがいたしております。

それから、12月のときに亀尾共三議員の御質問にも答えておりますけれども、やっぱり人件費の極端な削減は、これは質の低下につながるということが言われておまして、そういうことが起きないように、やっぱりこれはチェックもしていかなければいけないというようなことですね。そういうことを答弁でも話しておりますが、やっぱり今もそのように考えておりますので、御理解をいただきたいというように思います。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、そういう観点から、今、町長も認めておられますように、異常な状況であると、採用について。このようになってきたのは、なぜなったのか、またその辺ちょっと町長さん、お聞きしてみたい。なぜこういうような異常な状態になったのか、町長も認められておりますが、お聞きしてみたいと思います、採用について。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。なぜなったのかということでございますけれども、一時期保育園

に子供がおらんで、保母さんが余ったような時期もございました。それで、保母さんを役場の事務の方で働いていただいたというようなこともあったわけですが、今は全く違いまして、若いお母さん方も出産されたら、すぐ働きに出られるというようなことになって、保育園は、先ほども申し上げましたように、非常に子供の数がたくさんあります。全体がふえたのではなくて、保育園児の低年齢化というんでしょうか、こういうことになってまいりました。急速になったために、保育園の保母の数が足りないということが起きてまいりました。したがって、資格を持った保育士さんにお世話になるというようなことを繰り返して、今日のこういうことになっておるわけでありませう。

もう1点は、正規職員をどんどん採用していけば、こういう問題は起こらんわけですが、先ほども申し上げましたように、国は三位一体改革などによって非常に福祉の関係なども絞ってきております。自治体がやれないような交付税しか、基準財政需要額しか認めませんので、絶えず過去からこの保育園の関係は一般財源の持ち出しということが続いてきたわけです。したがって、超過負担になりますから、どうしても制限せざるを得んというような財政的な面もございませう。

それからもう1点は、これはどうかと思ひますが、試験をいたします。西部町村会で統一試験をやるわけですが、なかなか合格しないという状況もございませう。このようなさまざまな要因が重層的に重なって、今日のような異常な状態になったということもございませう、これは人に責任を負わせるわけではございませうけれども、なかなかこれだという決め手がない。ここさえ直せば何とかなるというようなことではないわけでありませう、できるところは、この際、民間のお力をかりてやるべきではないかというのが考え方ございませう。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、全国的に、先ほど町長さんも言われましたように、国も民営化を進めてきております。これは最後に言おうと思ひておりましたけども、今、保育園の改革の指導が始まっております。このことについては後の方で述べたいと思ひますので、先ほど町長、なぜこのような職員の雇用体系になったかということで、園児が急に少なくなって、そうせざるを得なかったということで、だんだんだんだん保育のニーズが、いろんな低年齢層がふえてきて、保育園児がふえてきたということで、やはりそのときに雇用を考えれば、先ほど言われましたように、正職員で対応しておれば、このような異常な状況は生まれてこなかったというぐあいに考えますが、その当時の財政がどのようなかは私もちよっと1年ほどでわかりませうけれども、その当時はやはりそういう状況ではなかったと、正職員で採用すべきではないというようなお考えだ

ったでしょうか、ちょっと聞いてみたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。正職員で対応すべきではないというような考えだったかどうかというのは、これは私が町長になってからは、南部町になってからは、これは毎年募集をして、試験採用ということでやっております。旧西伯のときは亀尾町長あるいはまた磯田町長おられますけれども、そこの辺のところはわかりません、どういうお気持ちだったのかということについては。ただ、募集をしても、試験に受からないということもございます。それから、どこまでもおっしゃるなら、ちょっと逆質問でもしてみたいと思うわけですが、正職員でできるだけだけの財政状況でないというのを先ほど申し上げました。いわゆる超過負担が1億1,852万8,000円あるわけでございますが、総合的なバランスの中で、町は子育て支援が必要ではないかということで、今2,000万円以上の保育料の軽減策も打っております。こういう中で、さらにまた正規職員化ということになれば、もっと大きな超過負担になります。どこかの他の行政経費を削らんといけると。それも億単位で削っていかないけんということになるわけでございますが、財政的には無理があると、このように思っております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 具体的に正職員でやれば財政負担が非常にアップするんでできないが、逆に質問してみたいというようなことでもありましたけれども、やはりこの園児は将来を担う大切な教育でございますので、これに確かに町財政負担がふえると言われておりますけれども、それは正規職員より非正規職員の方が単価的には安いということは確かでございます。ただ、非正規職員の方が悪いというわけではございませんけれども、町長も先ほども言われましたように、給料等が下がれば、どうしても質が下がるではないかということも言っておられますし、やはり身分がきちんと安定すれば、そういうことも可能ではないかということですね。

それと、昨晚ですけども、テレビを見ておりましたら、やはり全国的に職員、非正規職員の方の給料のバランスでどうしたらいいかということで、ある会社では、労働組合の方に非正規職員の方の給料ではなかったんですけども、とりあえずボーナスからでもアップして、職員の意気高揚を上げるんだというような経営者の方もおられました。それは株式会社なんで、株式会社か工場かわかりませんが、そういうだったと思います。

今、町長が言われました財政のことなんですが、これは非正規職員と今、正職員の観点で申し上げましたけれども、今度は直営と民営化の点でちょっと述べてみたいと思います。あるところで調査をしております。これは墨田区というところですが、実際に直営園、公設公営、民間委託の

1園平均の運営費を比較したところ、実際にコストを比較すると、園の規模がわかりませんが、2億500万円対2億300万円だったということも出ております。ということは、民間委託にしても、そんなに経費の削減はこの調査では起きていなかったということでございますけども、町長は民間委託にすれば経費の削減になるということのお考えのようですけども……（発言する者あり）じゃなかったですかいね。多少は下がるということでしたけども、こういうこともありますので、保育ニーズにつきましても公立でなぜできないのかというところで、経費がかかるんだということを言われました。やはり、ということは、考えの中に民営化すれば経費が安くなるんじゃないかということがあるんじゃないかと思いますが、それについてはどうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。さっき答弁をここでしましたけれども、どうも聞いておられなかったようでございますので、もう一度ちょっと読んでみます。交付税に大きく依存している我が町の財政ですが、合併算定が終われば約4億円の交付税の縮小が見込まれて、すべての行政経費の見直しを図らなければなりません、急にはできませんから、今からでも民間で対応できるような事務については民間委託の道も模索していかなければならないということでもありますというのが民間への考え方でありまして。全面的な民間委託となれば、正規職員も整理退職となり、それなりの財政効果も上がると考えますが、そうではありませんし、民間委託しても指定管理料は必要ですから、財政的にはそれほどの合理化にはならないと思います。むしろ3年で切れることとなっている非常勤職員さんの任期切れを考慮して、円滑な保育園運営を目指すものであることに御理解を賜りたいというぐあいに言っておりますので、そのように受けとめていただきたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 最後になりますけども、先ほども申し上げましたけども、今、政府は保育制度を大きく変えようとしています。12月議会の亀尾議員の質問に対しては、今そういうことは考えていないという答弁だったと思います。私は一言で言えば、今、政府がやろうとしている保育制度の改革は、今言われております、町長は、介護保険はいいものと言っております。私たちは、介護保険制度化になるような制度になるんじゃないかというぐあいに心配をしております。

園児個々の保育の今の改革は、上限を決め、保育料も所得による負担をやめて、利用時間を基準にした応益負担をして、個々の保育にしようとしております。これにより保育料負担が増大し、時間差保育等も起きてくる可能性があると指摘されております。さらに、今、保育士の非正規、

パート化が進むとも心配もされております。このねらいは、やはり保育財源の大幅な抑制にあるのではないかと考えております。今、政府は、この財政効果のみで財源のみのことを言いながら、子供不在の民営化論に私は希望はないと考えております。保育制度の改悪をやめて予算を確保し、今の保育制度を充実するように政府に提案するよう求めますが、町長の答弁を求めます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。どうもテキストを読んで言っておられるようなので、なかなか私もそれを見せていただければ、いいぐあいに答えると思えますけれども、ちょっとわかりませんが。なぜ個々の保育にしようとしているのかということちょっと考えてみますと、やっぱりこれは保護者の就労形態の多様化とか、あるいは保育年齢の低年齢化といった、そういう保育ニーズにまじめにこたえようという考え方だろうというように私は思っております。そういうぐあになれば、そのように考えますと、幼保一元化だとか、幼稚園はあいております。保育園は待機児童で待たなければいけんと、こういう実態があって、こういうことも解消を図らなければいけないということでもありますから、そういうことも理解できるわけでもあります。

それから、今、国は、子育て支援、特に民主党政権になってから、コンクリートから人へというようなことで、非常に力を入れております。子ども手当も1万3,000円、外国の養子にまで配るそうでございますから、5兆3,000億円ですか、2万6,000円になれば。それだけ力を入れているわけですから、今、雑賀議員がテキストを読まれたような子供不在の民営化論というようなことでは私はないと、このように思っております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 町長は、子育て支援の子ども手当を民主党は考えてるんで、子供不在ではないということでございますけども、私は先ほど個々の保育になるというのは、今、民営化論が政府が進めてるのは、町長、いみじくも言われましたが、保育の希望によって午前保育、それから午後保育というようなことがあり得るということでございます。だとすれば、1つの園で午前中で帰る園児、それから午後から出てくる園児、一日通す園児、いろいろな保育時間が出てくると思います。そうなれば、やはり保育園としての事業が、保育園でもお楽しみ会とか、いろいろ行事をやっておりますが、そういうこともできかねますし、保育士さんにとっても時差出勤というか、ばらばらの出勤で非常に、例えば今、南部町で土曜日の午前保育は、うちの孫は、ひまわり保育園に出しておりますが、11時半の迎えでございます。ということは、11時半に迎えに行くということは、午前保育だったら11時半か12時の迎えになると思いますが、そういう時点で、ちょうどお昼ごろですから、一日保育の子供には食事の用意もしてやらなくちゃなら

ないということ。それから、午後保育の場合は、ちょうど出勤というか、園児が登園してきますので、その対応も保育士の方はやらないといけない。非常にいろんな面で複雑になるではないかと思っております。

そのようなことをさせないために、私たちはこのようなことには反対をしておりますし、運動もしていきたいというぐあいに考えております。当然要求として町長にも、このことに反対すると。また、多様なニーズがあることは、確かにいろいろ勤務形態もさまざまでありますから、多様なニーズがあることは確かでございます。私は、この多様なニーズには自治体がやるべくことであって、なぜできないのか理解ができないところでございます。今ある町立保育園の存続と、それから保育の充実、予算の確保、ニーズにこたえることを求めまして、私の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 答弁はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で3番、雑賀敏之君の質問を終わります。

これもちまして、本日予定しておりました一般質問は終わります。

---

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

あす11日も定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。御苦労さんでした。

午後6時00分散会

---